



2020年度  
(2019年度統計)

# 自動車保険の概況

---



General Insurance Rating Organization of Japan

損害保険料率算出機構

## はしがき

---

損害保険料率算出機構では、損害保険における保険料のもととなる保険料率（参考純率および基準料率）を算出し、会員である損害保険会社に提供しています。

本書は、自賠責保険・自動車保険を対象に、統計数値などを用いて、その仕組みや一般的な補償内容、収支動向、当機構で行っている自賠責保険の損害調査などを、既にご契約されている方、これからご契約をお考えの方、交通事故被害者の方などにお知らせするものです。

本書が、皆様に損害保険をご理解いただく一助になることを願っております。

なお、本書で使用している数値は、2019年度の統計に基づきます。ただし、集計時期の関係から、一部の数値で掲載年度が異なることがありますので、各グラフ・表中の記載年度をご確認ください。

2021年4月

損害保険料率算出機構

---

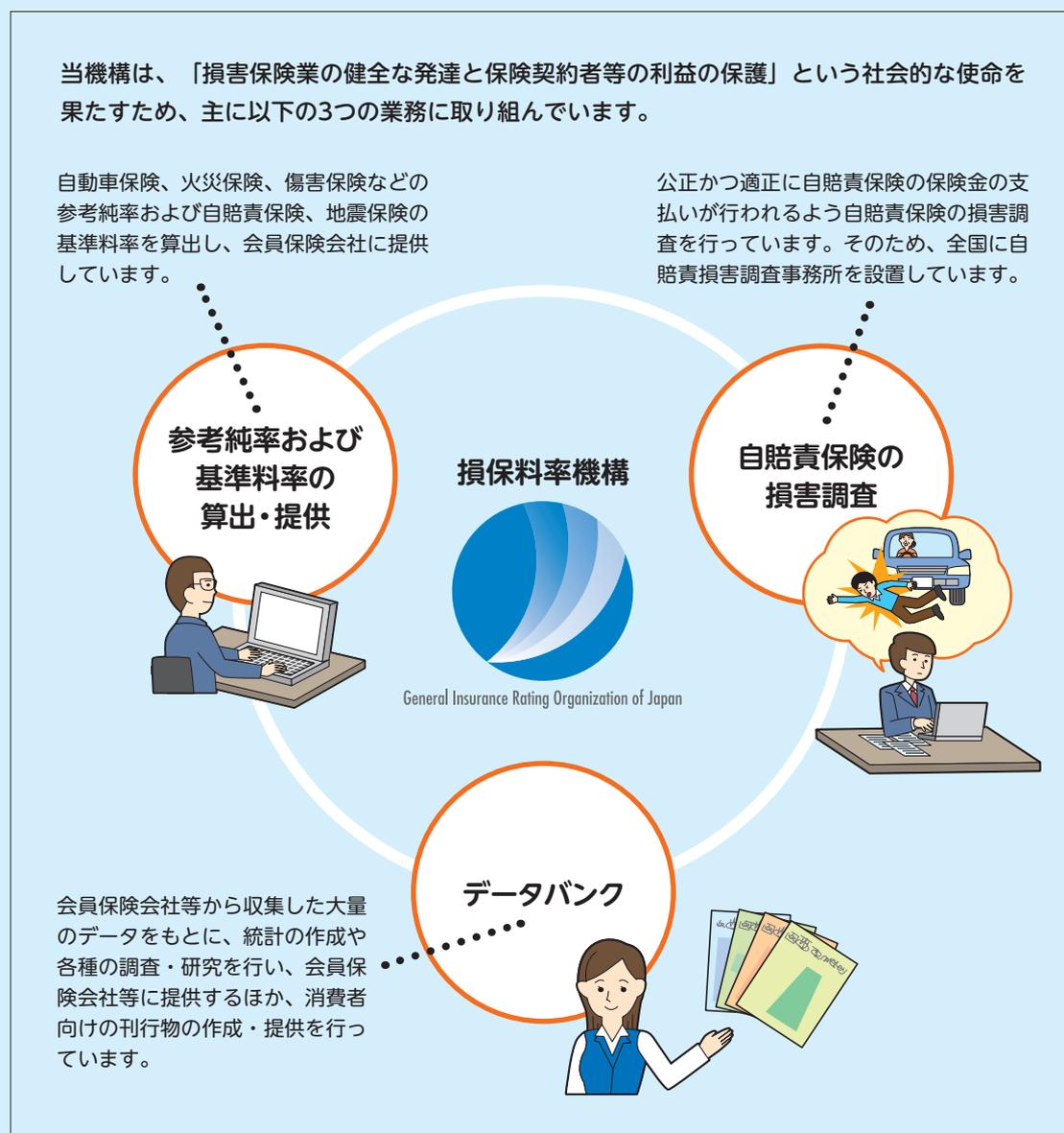
# 損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは

損害保険料率算出機構（損保料率機構）は、損害保険料率算出団体に関する法律（料団法）に基づいて設立された団体（非営利の民間の法人）であり、損害保険会社を会員とする組織です※1 ※2。

当機構は、「損害保険業の健全な発達と保険契約者等の利益の保護」という社会的な使命を果たすため、主に以下の3つの業務に取り組んでいます。

自動車保険、火災保険、傷害保険などの参考純率および自賠責保険、地震保険の基準料率を算出し、会員保険会社に提供しています。

公正かつ適正に自賠責保険の保険金の支払いが行われるよう自賠責保険の損害調査を行っています。そのため、全国に自賠責損害調査事務所を設置しています。



※1 1948年11月1日に、損害保険料率算定会が設立され、1964年1月8日に、自動車保険料率算定会が、損害保険料率算定会から分離・独立して設立されました。その後、2002年7月1日に両算定会が統合し、当機構が業務を開始しました。

※2 損害保険会社は、当機構が参考純率や基準料率を算出する保険種類ごとに当機構に加入、脱退することができます。会員保険会社数は35社（2021年4月1日現在）です。

当機構の概要は、ウェブサイト掲載の「損害保険料率算出機構 組織のご案内」をご参照ください。

# 目的別一覧

## 自賠責保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自賠責保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P20～25
統 計	自賠責保険収支の推移	P90～91
	自賠責共済収支の推移	P138～139
仕 組 み	自賠責保険の保険料率	P11
	自賠責保険の基準料率の算出後の流れ、検証と改定	P18～19
トピックス	2020年度 自賠責保険基準料率の検証結果	P26
	自賠責保険基準料率の改定	P27

## 自動車保険の『収支』の状況を知りたい

動 向	自動車保険 保険料（収入）、保険金（支払い）の状況	P69～76
統 計	任意自動車保険 用途・車種別統計表	P106～109
仕 組 み	自動車保険の保険料率	P54
	自動車保険の参考純率の算出後の流れ、検証と改定	P67～68

## 『社会の動向』と損害保険の関係を知りたい

トピックス	高齢運転者による交通事故の実態	P78～79
仕 組 み	運転者の年齢 —年齢条件—	P62
統 計	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表	P130～131
トピックス	安全運転サポート車（セーフティ・サポートカー）について	P80～81
仕 組 み	自動車の安全性能 —衝突被害軽減ブレーキの装着の有無—	P59～60
トピックス	自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）	P84～85
仕 組 み	自動車の型式 —型式別料率クラス—	P58
トピックス	コネクテッドカー・自動運転車の普及状況	P86～87

## 自動車保険の『普及状況』を知りたい

統 計	任意自動車保険 用途・車種別普及率表	P118～119
	任意自動車保険 都道府県別普及率表	P120～121
	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率	P143

## 自賠責保険の『医療費』の推移を知りたい

動 向	医療機関における現況	P40～42
	柔道整復における現況	P43～44

# 目次

はしがき  
損害保険料率算出機構（損保料率機構）とは …… 1  
**はじめに** 損害保険とは …… 4

## 第Ⅰ部 くるまに関する 保険の制度概要

1 くるまに関する保険の仕組み …… 6  
2 自賠責保険と自動車保険  
1 自賠責保険の概要 …… 8  
2 自動車保険の概要 …… 9

## 第Ⅱ部 自賠責保険

1 自賠責保険とは  
1 自賠責保険の保険約款 …… 10  
2 自賠責保険の補償内容 …… 10  
2 自賠責保険の保険料率  
1 自賠責保険の保険料率の概要 …… 11  
2 自賠責保険の基準料率の算出 …… 14  
3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ …… 18  
4 自賠責保険の基準料率の検証と改定 …… 19  
3 自賠責保険料率の現況  
1 保険料（収入）の状況 …… 20  
2 保険金（支払い）の状況 …… 22  
**トピックス**  
1 2020年度 自賠責保険基準料率の検証結果 …… 26  
2 自賠責保険基準料率の改定 …… 27  
4 自賠責保険の損害調査とは  
1 自賠責保険の損害調査の流れ …… 28  
2 自賠責保険の損害調査の体制 …… 29  
**トピックス**  
3 自賠責保険（共済）審査会における審査について …… 30  
3 自賠責保険の支払基準 …… 32  
4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係 …… 32  
5 自賠責保険から支払われない場合 …… 34  
6 自賠責保険から支払いが減額される場合 …… 35  
5 自賠責保険の損害調査の現況  
1 請求事案の状況 …… 36  
2 保険金の支払状況 …… 37  
3 後遺障害認定の現況 …… 38

6 自賠責保険の医療費について  
1 医療費の現況 …… 39  
2 医療機関における現況 …… 40  
3 柔道整復における現況 …… 43  
7 政府保障事業とは  
1 保障事業の概要 …… 45  
2 保障事業の受付状況 …… 46

## 第Ⅲ部 自動車保険

1 自動車保険とは  
1 自動車保険の保険約款 …… 48  
2 自動車保険の補償内容 …… 49  
3 自動車保険標準約款 …… 53  
2 自動車保険の保険料率  
1 自動車保険の保険料率の概要 …… 54  
2 自動車保険の参考純率の算出 …… 65  
3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ …… 67  
4 自動車保険の参考純率の検証と改定 …… 68  
3 自動車保険の現況  
1 保険料（収入）の状況 …… 69  
2 保険金（支払い）の状況 …… 73  
**トピックス**  
4 高齢運転者による交通事故の実態 …… 78  
5 安全運転サポート車  
（セーフティ・サポートカー）について …… 80  
6 法定利率の引下げによる影響 …… 82  
7 自動車保険参考純率の改定  
（型式別料率クラス制度の改定） …… 84  
8 コネクテッドカー・自動運転車の  
普及状況 …… 86

## 第Ⅳ部 くるまに関する 保険関連の統計

1 自賠責保険統計 …… 90  
2 自動車保険統計 …… 106  
3 関連情報 …… 138

# はじめに — 損害保険とは

## 1 保険の役割

保険は、多くの人がお金を出し合い、万が一のことが起こった場合に、出し合ったお金で助け合う制度です。

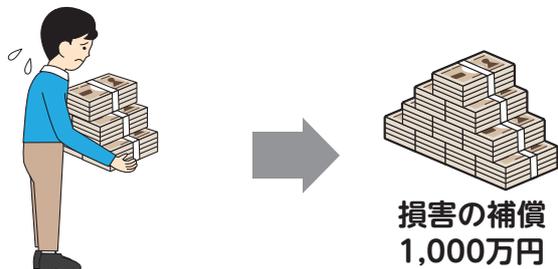
日常生活には、大ケガや重病、交通事故、火災、台風、地震、盗難など非常に多くの「万が一のこと」が潜んでいます。こうした「万が一のこと」は、健康管理や安全運転に心がけるなど、できるだけ回避するに越したことはありません。しかし、どれだけ気をつけていても「万が一のこと」が起きてしまう可能性があります。



例えば、「家が火事で焼けてしまう」ことが1万人に1人の確率で起こり、その損害が1,000万円であるとします。1万人のうち誰がそのような災害に遭うのかわかりません。このような事態に備える方法として、次の2つが考えられます。

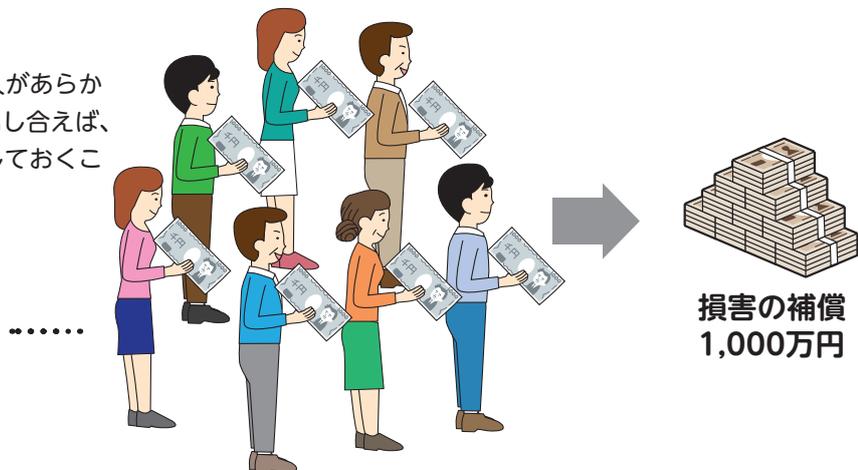
### 貯蓄

1万人の人が皆それぞれに、1,000万円を用意しておく必要があります。



### 保険

例えば1万人の人があらかじめ1,000円ずつ出し合えば、1,000万円を用意しておくことができます。



このように保険は、保険契約者一人一人が少しずつお金を出し合い、「万が一のこと」が起こった場合に出し合ったお金で助け合う制度で、少ない負担で大きな安心を得ることができます。

## 2 保険の分類

保険には、公営のものと民営のものがあり、それぞれ大きく分けて損害保険と生命保険があります。

保険には、その運営主体によって公営保険と民営保険があります。

公営保険は、政府などの公的機関が社会政策や経済政策など公共政策上の目的を達成するために運営している保険であり、国民健康保険や国民年金、雇用保険などがあります。民営保険は、民間の保険会社が販売している保険です\*。

また、保険には、備える「万が一のこと」の種類によって大きく分けて損害保険と生命保険があります。損害保険は交通事故や火災など偶然の事故に、生命保険は人の死亡などに、それぞれ備えるものです。

\*民営保険に該当する保険であっても、自動車損害賠償責任保険は自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている保険であり、地震保険は地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として法令で定められた損害を補償する保険であるなど、公共政策としての保険もあります。

## 3 損害保険の種類

民間の保険会社が販売している損害保険には、くるまに関する保険、すまいに関する保険、からだに関する保険など、さまざまな種類があります。

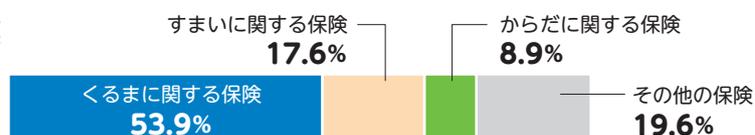
### ■ 損害保険の商品の例

くるまに関する保険	自動車損害賠償責任保険 (自賠責保険)	法律で契約が義務付けられている保険で、自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、一定の限度額まで保険金が支払われます。
	自動車保険	自動車事故によって他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険から支払われる額の超過部分に対して保険金が支払われるほか、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合、ご自身・搭乗者が死傷した場合またはご自分の自動車に損害を被った場合に保険金が支払われます。
すまいに関する保険	火災保険	火災をはじめ、落雷や破裂・爆発、風災、雪災、盗難などにより、建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます（事務所や工場なども含みます）。
	地震保険	地震や噴火、またはこれらによる津波を原因として、居住用建物や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われます。
からだに関する保険	傷害保険	日常生活の事故などによって死傷した場合に保険金が支払われます。
	医療保険	ケガや病気によって入院した場合や手術を受けた場合に保険金が支払われます。
その他の保険	個人賠償責任保険	日常生活の事故によって他人を死傷させたり、他人の財物を壊して損害賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。
	所得補償保険	ケガや病気などによって働けなくなった場合に保険金が支払われます。
	海上保険	航海中に沈没、転覆、座礁などにより、船舶や積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。
	運送保険	陸上輸送や航空輸送などの最中に衝突、脱線、墜落などにより、積荷に損害を被った場合に保険金が支払われます。

memo

### 損害保険会社のマーケット規模

2019年度元受正味収入保険料は約9兆6,493億円です。その内訳は右のとおりです。

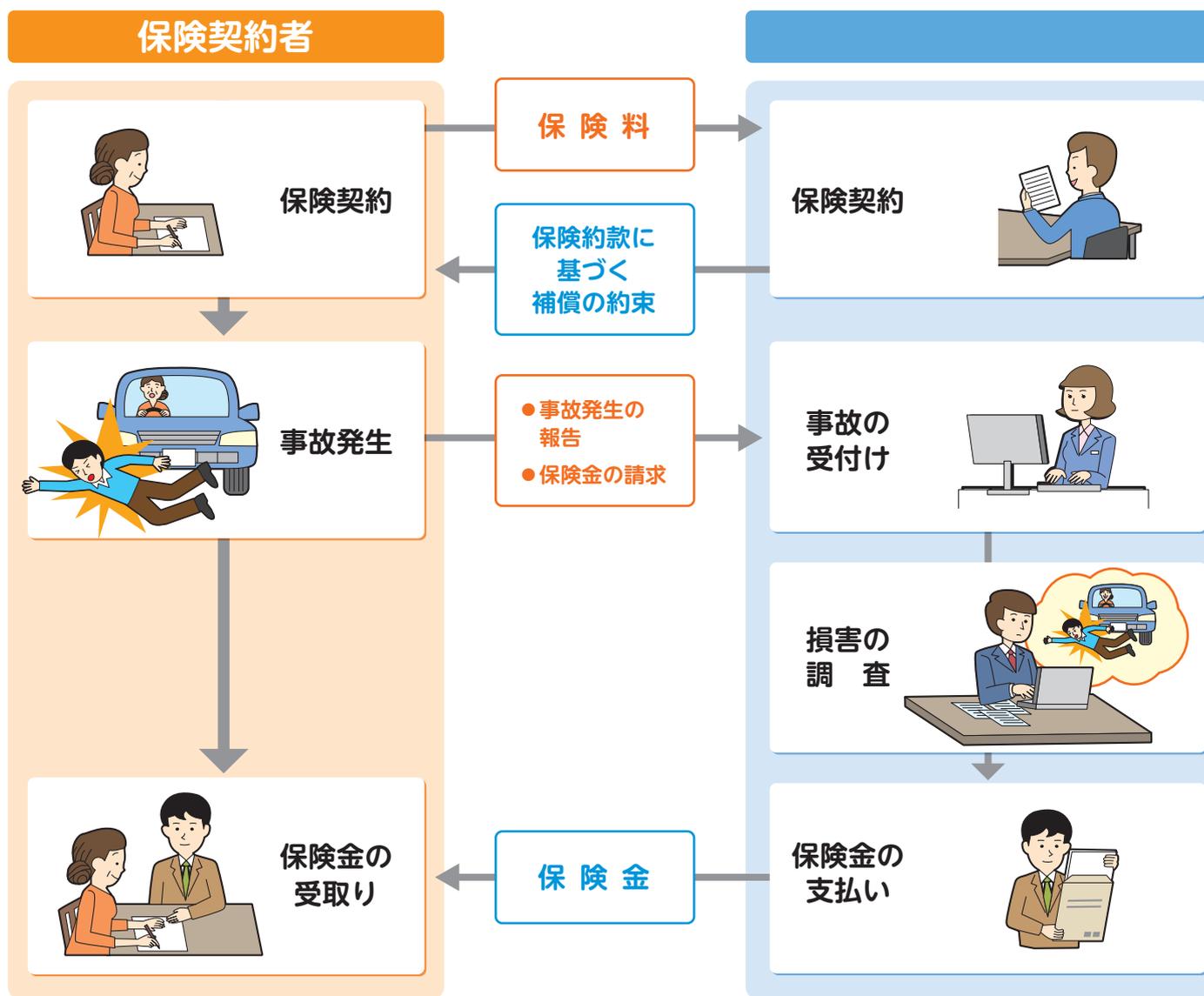


※「令和2年版 インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

# 1 くるまに関する保険の仕組み

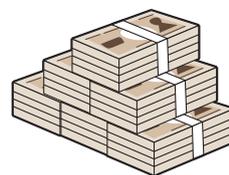
保険契約者は、補償内容などを定めた「保険約款」に基づいて保険会社と契約を行い、「保険料」を支払うことにより、将来事故が発生したときの補償を得ることができます。

「保険料」は過去の契約・支払いに関するデータなどにより算出しており、「保険約款」は補償内容に関する保険契約者のニーズや社会環境の変化などを踏まえて適宜見直しています。

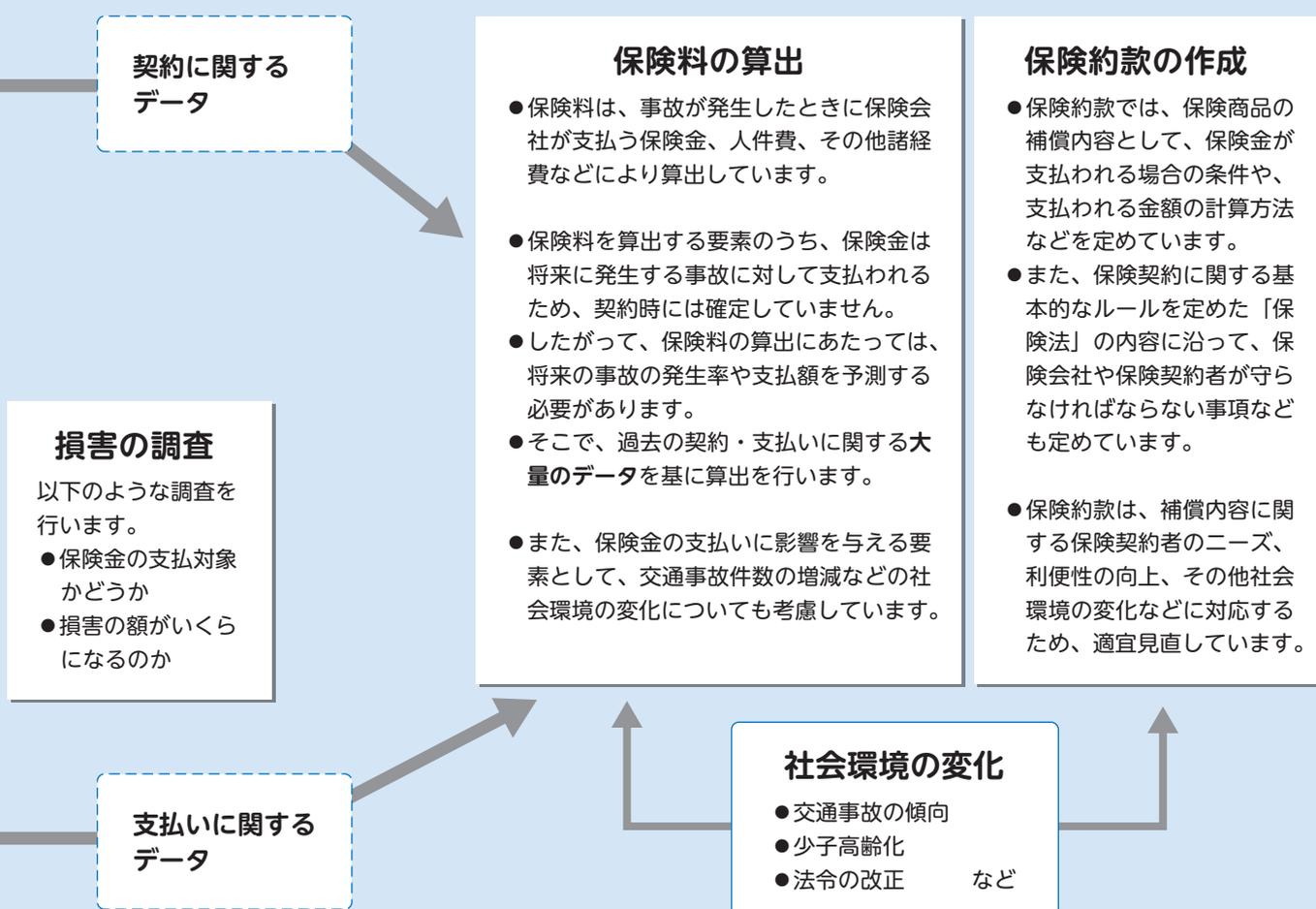


**memo** 保険料と保険金の違いは？

保険料とは、将来事故が発生したときの補償を得るために、保険契約者が保険会社に支払うお金をいいます。  
 保険金とは、事故により損害が発生したときに、保険会社が支払うお金をいいます。



## 保険会社の役割



## memo

### なぜ大量のデータを用いるの？

例えば、サイコロを振る回数を何千回、何万回と増やしていくほど、それぞれの目の出る割合は6分の1に近づいていきます。このように、一見偶然に見える事象であっても、データを大量に収集することによって、その事象がある一定の法則をもって発生していることがわかります。

これを「大数の法則」といい、自動車事故が発生する確率や支払われる保険金を算出する際には、この法則を十分に機能させるため、大量のデータを用いています。



## 2 自賠責保険と自動車保険

くるまに関する保険には、「自賠責保険」と「自動車保険」があります。

「自賠責保険」は自動車損害賠償保障法（以下、自賠法といいます）に基づき契約が義務付けられている「強制保険」であるのに対して、「自動車保険」は任意に契約することができる保険です。



### 1 自賠責保険の概要

自賠責保険は、自動車事故で他人の生命・身体に損害を与えた場合に発生する損害賠償責任（事故の被害者の治療費、慰謝料など）を補償する保険で、次のような特徴があります。

#### ■ 自賠責保険の特徴

##### 強制保険である

自動車を運行する場合には、一部の車両を除き自賠責保険を契約しなければなりません。

##### 法令により保険金の限度額が設定されている

保険会社が支払う保険金の限度額が法令によって定められています。

##### 自動車損害賠償責任保険審議会で審議される

自賠責保険に関する重要事項については、自動車損害賠償責任保険審議会で審議されます。

##### 政府の自動車損害賠償保障事業がある

自賠責保険では救済されないひき逃げ事故や、自賠責保険を契約していない自動車の事故などによって人身損害を被った被害者は、政府の自動車損害賠償保障事業によって保障されます。

➡ 詳細は、第 II 部 自賠責保険 (P10) をご参照ください。

#### memo

##### 損害賠償責任とは？

故意や過失により他人に損害を与えた場合に、その損害を原則として金銭により賠償する責任のことです。

自賠法では、自動車の運行によって他人の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責任が生じることとされています。

##### 自動車損害賠償責任保険審議会とは？

自賠責保険の健全な運営を図るため、自賠法に基づき金融庁に設置されたものです。自賠責保険に関する事項の調査・審議は、内閣総理大臣の諮問に応じて行われます（なお、本資料では、以下、「自賠責保険審議会」といいます）。

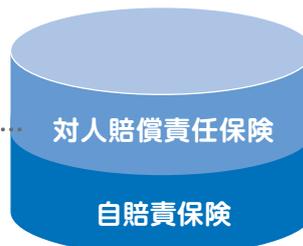
## 2 自動車保険の概要

自動車保険は、保険契約者が任意に契約することができ、自賠責保険では補償されない様々な損害を補償する保険です。自動車保険には、補償内容ごとに以下の種類の保険があり、一般的に保険会社ではこれらを組み合わせて販売しています。

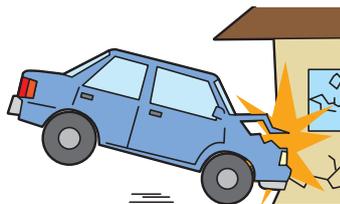
### (1) 他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償



自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。



### (2) 他人の財物を壊した場合の損害賠償責任を補償



### (3) ご自身や搭乗者が死傷した場合の損害を補償



### (4) ご自分の自動車の損害を補償



➤ 詳細は、第III部 自動車保険 (P48) をご参照ください。

# 1 自賠責保険とは

自賠責保険の基本的な補償内容は、自賠法によって定められているため、どの保険会社でも同一の保険約款が使用されています。



## 1 自賠責保険の保険約款

自賠責保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、支払われる金額の計算方法などを定めています。

## 2 自賠責保険の補償内容

### (1) 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の生命・身体に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負う場合。



### (2) 支払われる保険金の額

法律上の損害賠償責任の額。  
右のとおり支払限度額が設けられています。

#### ■支払限度額

損害の内容	支払限度額
死亡による損害	3,000万円
後遺障害による損害	後遺障害の程度により、75万円～4,000万円
傷害による損害	120万円

### (3) 保険金が支払われない場合（約款上の免責事由）

#### ① 悪意による事故の場合

わざと人を轢こうとした場合や、わざと衝突して他人を死傷させた場合など、悪意による事故の場合は、保険金が支払われません。

#### ② 同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合

同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合は、契約の締結が最も早い契約以外の契約については、保険金が支払われません。

上記以外にも、自賠責保険で支払われない場合があります。詳細は、4 [5](#) 自賠責保険から支払われない場合（P34）をご参照ください。



## 2 自賠責保険の保険料率

自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

### 1 自賠責保険の保険料率の概要

#### (1) 自賠責保険の保険料率

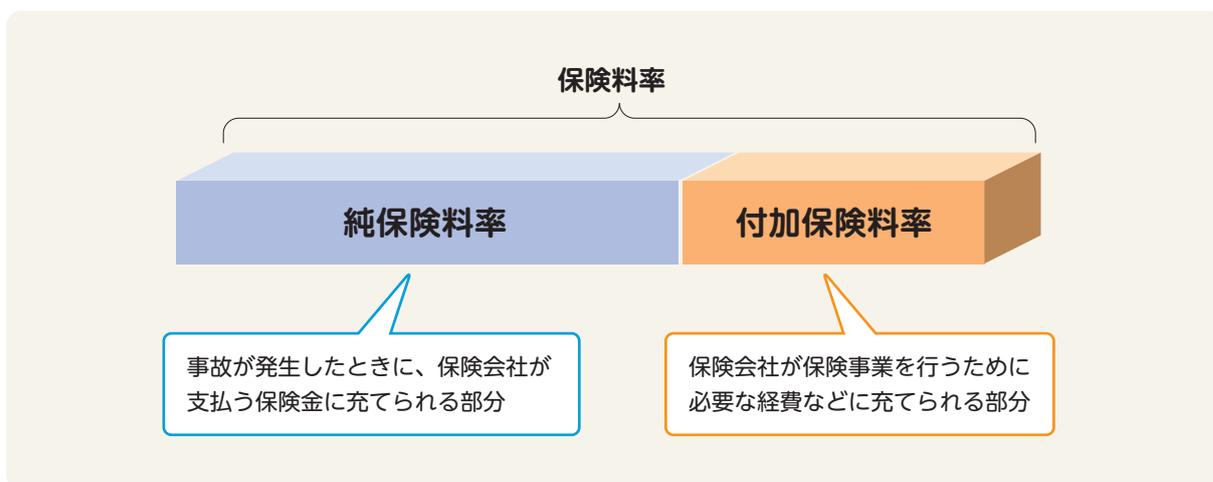
自賠責保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2 1 (5) 自賠責保険の料率区分 (P13) をご参照ください。

#### ■ 保険料率の構成



#### memo

#### 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「基準料率」との関係

- 「基準料率」とは、料率算出団体が算出する「保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自賠責保険の「基準料率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」として、当機構が算出した「基準料率」を使用することができ、現在、全ての保険会社が「基準料率」を使用しています。

## (2) 保険料率の3つの原則

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

基準料率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

基準料率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

<p><b>合理的</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●算出に用いる保険統計その他の基礎資料が、<b>客観性があり</b>、かつ、<b>精度の高い十分な量</b>のものであること。</li> <li>●算出が、<b>保険数理に基づく科学的方法</b>によるものであること。</li> </ul>	<p><b>妥当</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約を申し込もうとする者にとって<b>保険契約の締結が可能な水準</b>であること。</li> <li>●保険会社の<b>業務の健全性を維持する水準</b>であること。</li> </ul>	<p><b>不当に差別的でない</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●危険の区分や水準が、<b>実態的な危険の格差</b>および<b>見込まれる費用の格差に基づき適切に設定</b>されていること。</li> </ul>
---	--	--

## (3) ノーロス・ノープロフィットの原則

自賠償保険は、社会政策的な側面をもつ保険であることから、その保険料率は「能率的な経営の下における適正な原価を償う範囲内のできる限り低いものでなければならない」ことが自賠法に規定されており、利潤や損失が生じないように算出する必要があります。

これを「ノーロス・ノープロフィットの原則」といいます。



「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

**収支相等の原則**

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくなる必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。

純保険料の総額	保険金の総額
純保険料	保険金

↓

個々の契約について見ると

**給付・反対給付均等の原則**

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。

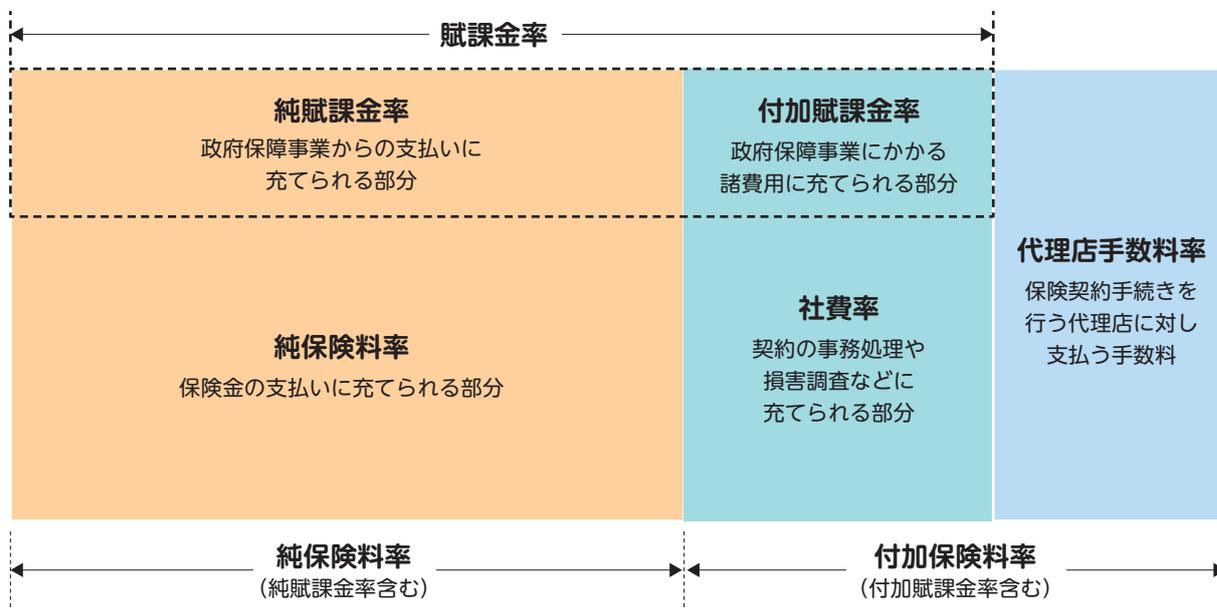
ある保険契約の純保険料	その保険契約で受け取ることが見込まれる保険金の期待値
-------------	----------------------------

## (4) 自賠責保険基準料率の構成

自賠責保険の基準料率は、純保険料率と付加保険料率から成り立っています。

また、それぞれには政府の自動車損害賠償保障事業の財源に充てられる賦課金率（純賦課金率および付加賦課金率）が含まれています。

### ■自賠責保険基準料率の構成



## (5) 自賠責保険の料率区分

自賠責保険の保険料率には、保険契約者が支払う自賠責保険料が、自動車を利用する目的や自動車の種類など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています（北海道・本州・四国・九州、これらの離島、沖縄県、沖縄県の離島によっても料率区分を設けています）。

### 料率区分の例

#### 用途・車種

自動車を利用する目的（自家用・事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、用途・車種別に区分を設けています。



#### <例>

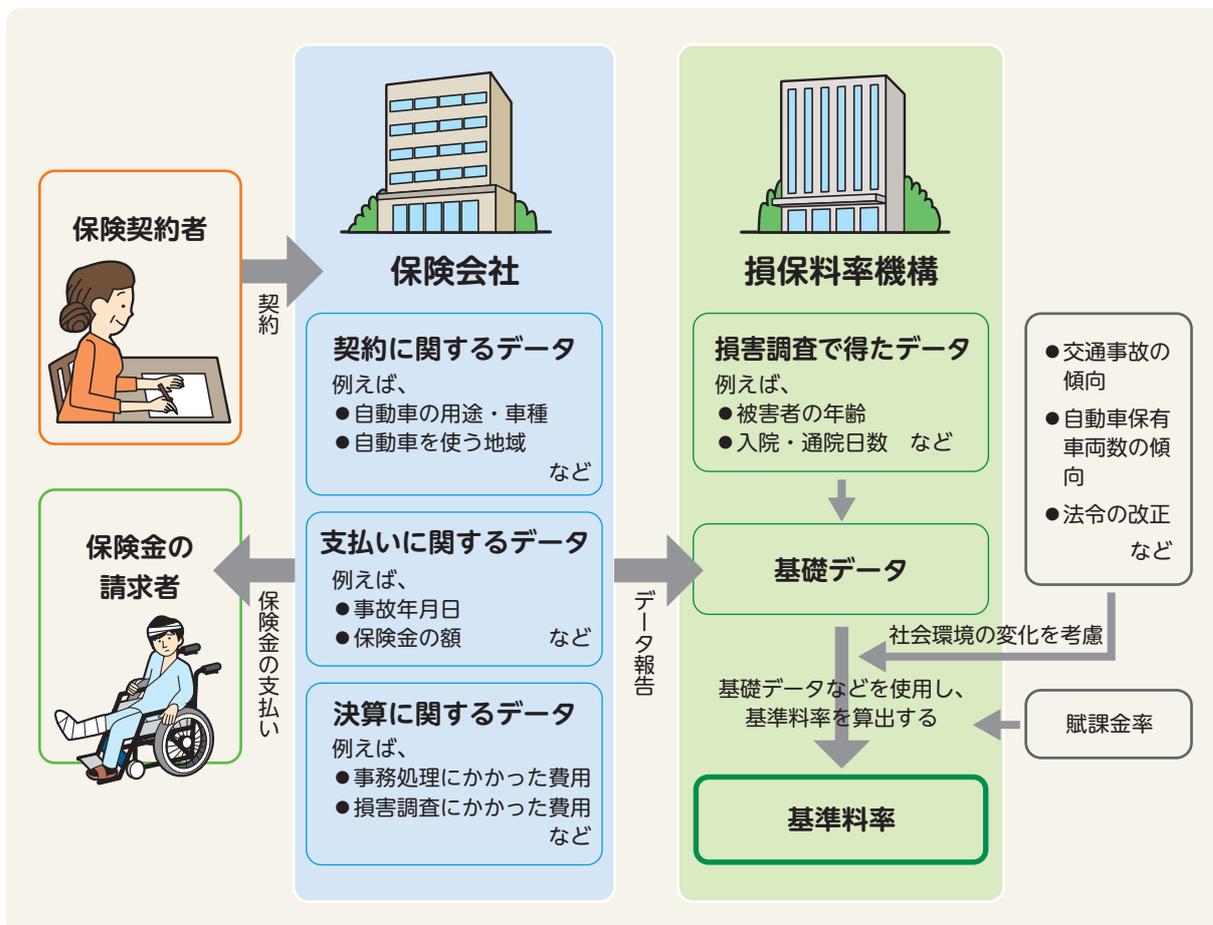
- 自家用乗用自動車
- 軽自動車
- 営業用普通貨物自動車
- 小型二輪自動車
- 原動機付自転車 など

## 2 自賠償保険の基準料率の算出

### (1) 統計データの収集から料率算出への流れ

当機構では基礎データを収集し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて基準料率の算出を行っています。

#### ■ 統計データの収集から自賠償保険基準料率の算出への流れ



#### memo 社会環境の変化の考慮

自賠償保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自賠償保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

## (2) 自賠責保険基準料率の算出方法

### 自賠責保険基準料率の基本的な考え方

自賠責保険の基準料率は、前記1(2)(3)のとおり、保険料率の3つの原則(P12参照)に基づくとともに、ノーロス・ノープロフィットの原則(P12参照)にしたがって、利潤や損失が生じないように算出しています。

また、自賠責保険の基準料率は、ノーロス・ノープロフィットの原則にしたがい、滞留資金も純保険料に反映しています。滞留資金が黒字であれば、純保険料の引下げという形で活用しています。

#### 滞留資金

滞留資金とは、①過去契約分の収支差額の累計と②利息の蓄積を合計した額です。

- ①過去契約分の収支差額… 過去の契約における、収入(純保険料)と支出(保険金)の差額
- ②利息…………… 保険契約時から保険金支払い時までの間に生じた利息

## 自賠責保険基準料率の算出方法

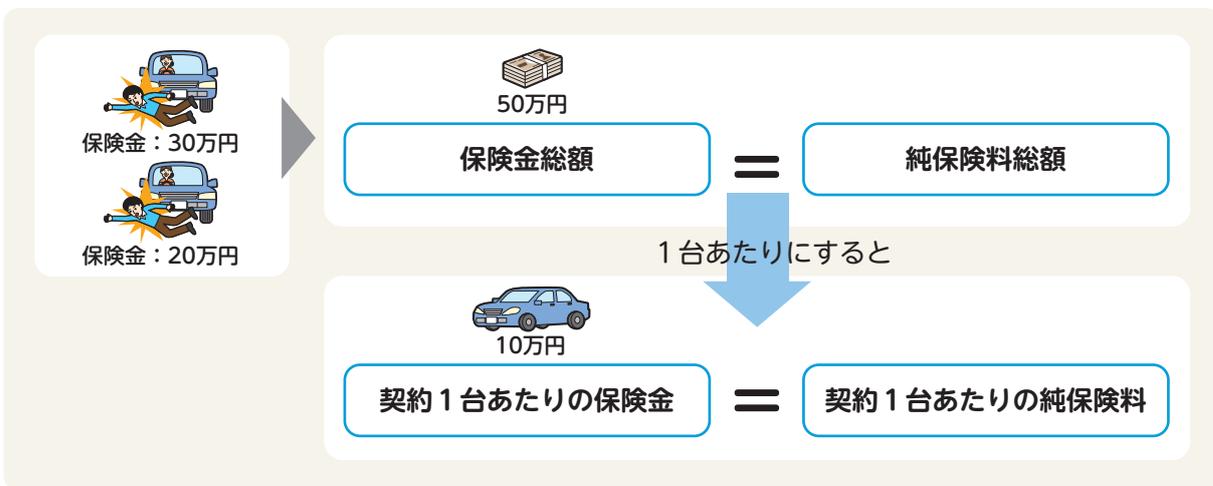
### ① 純保険料率の算出

収支相等の原則（1）（2）保険料率の3つの原則（P12）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

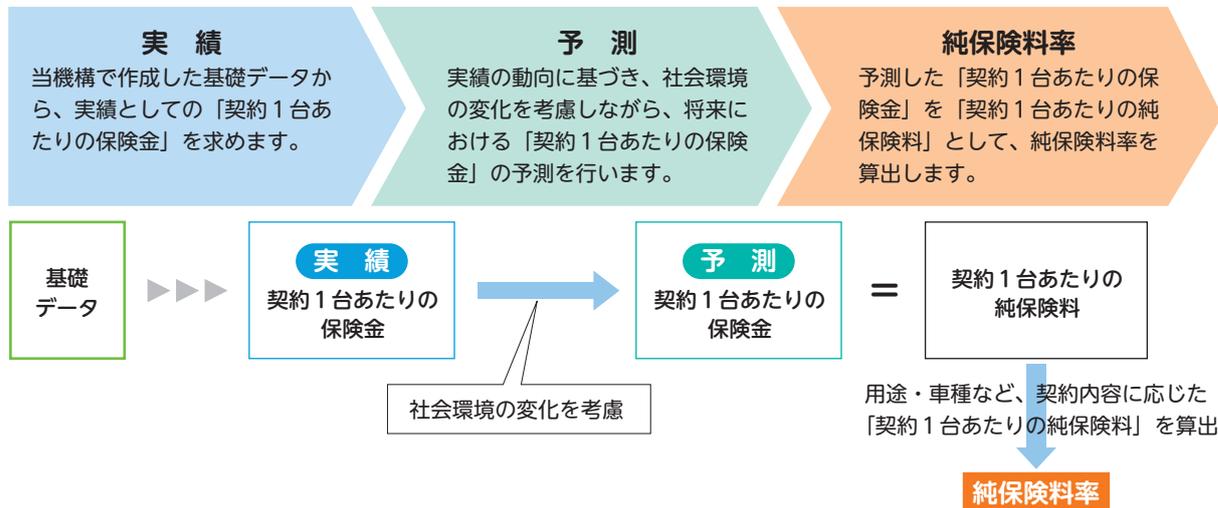
この点を踏まえ、自賠責保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、純保険料率を算出します。

### ■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



### ■ 純保険料率算出の流れ



### 契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

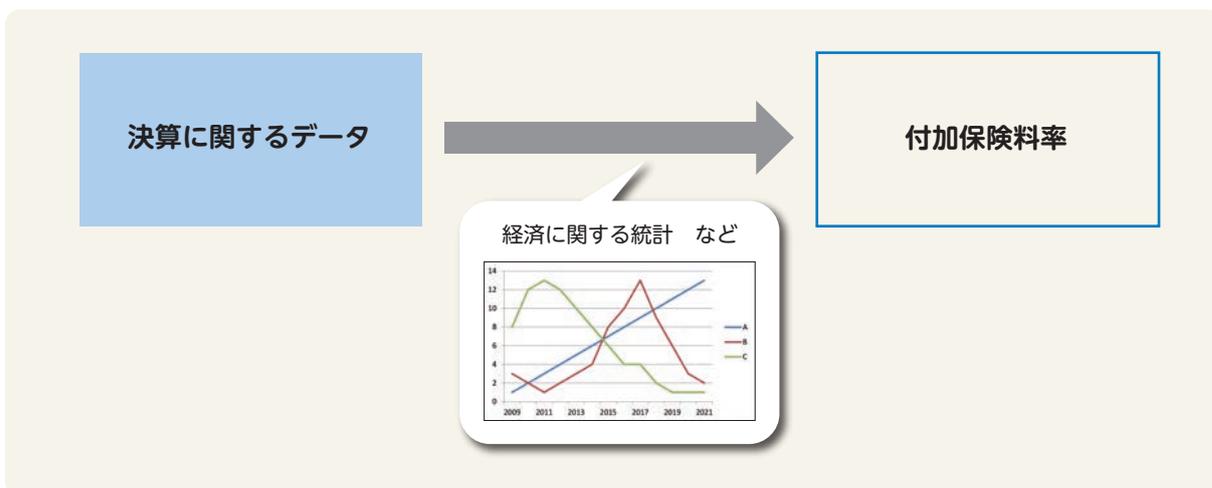
$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

事故率 (事故が起きる確率)      保険金単価 (1事故あたりの保険金)

## ② 付加保険料率の算出

付加保険料率は、保険会社の決算に関するデータ等に基づき、経済に関する統計などを参考に算出します。

### ■ 付加保険料率の算出



## ③ 賦課金率の算出

純賦課金率および付加賦課金率は、「自動車損害賠償保障事業賦課金等の金額を定める政令」に定められた計算式によって算出します。

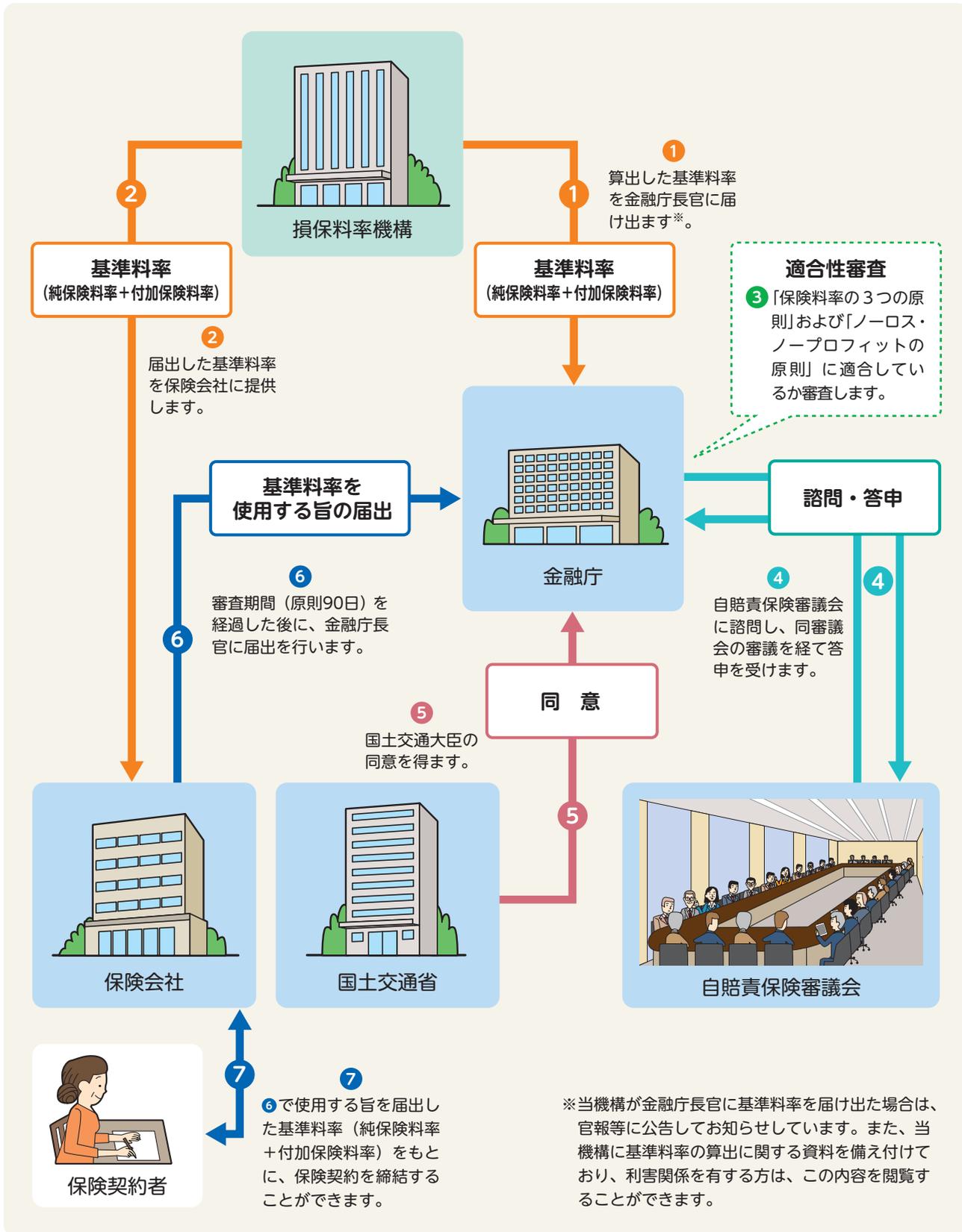
### ■ 賦課金率の算出



## 3 自賠責保険の基準料率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自賠責保険基準料率の届出を行い、基準料率が「保険料率の3つの原則」および「ノーロス・ノープロフィットの原則」に適合していることについて審査を受けます。

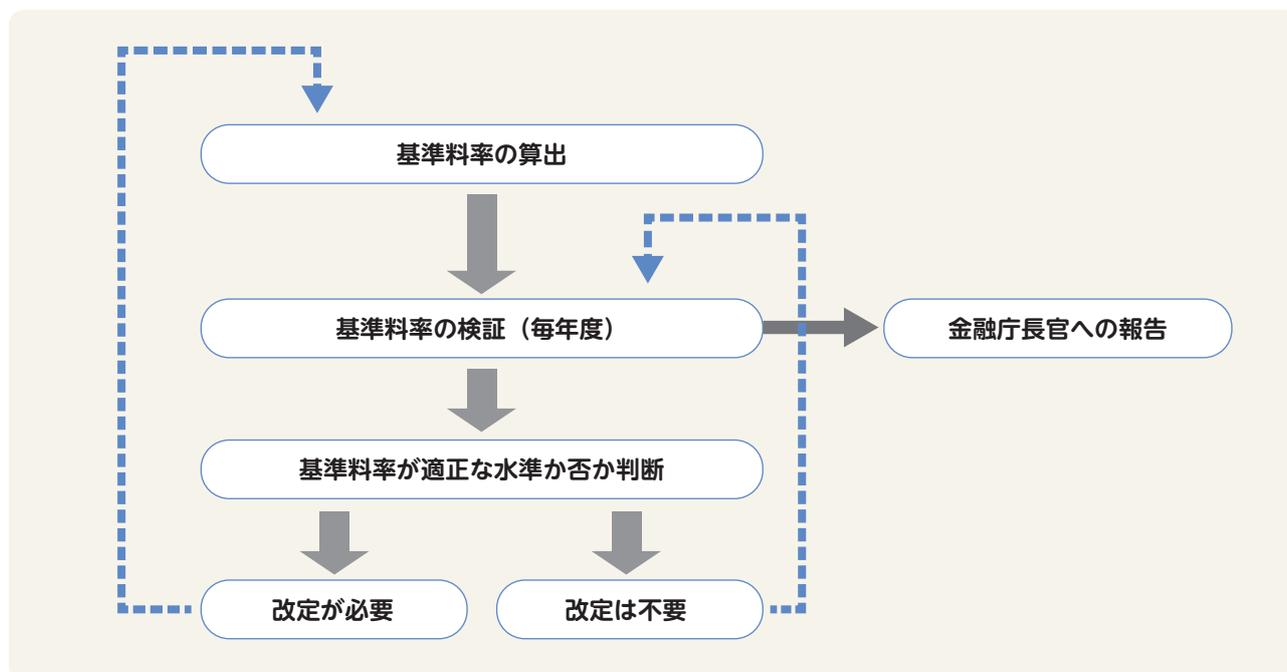
### ■自賠責保険基準料率の算出後の流れ



## 4 自賠責保険の基準料率の検証と改定

基準料率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では基準料率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば基準料率の改定の届出を行います。

### ■自賠責保険基準料率の検証と改定の流れ



自賠責保険基準料率水準の検証結果については、金融庁長官への報告後、毎年、自賠責保険審議会で審議が行われることになっています。

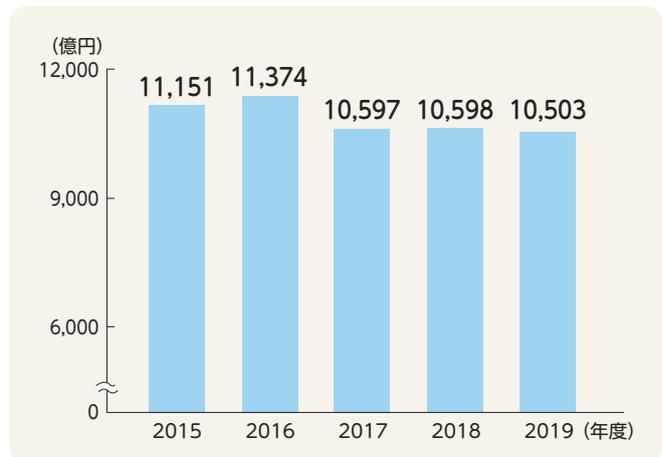
# 3 自賠責保険料率の現況

保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

## 1 保険料（収入）の状況

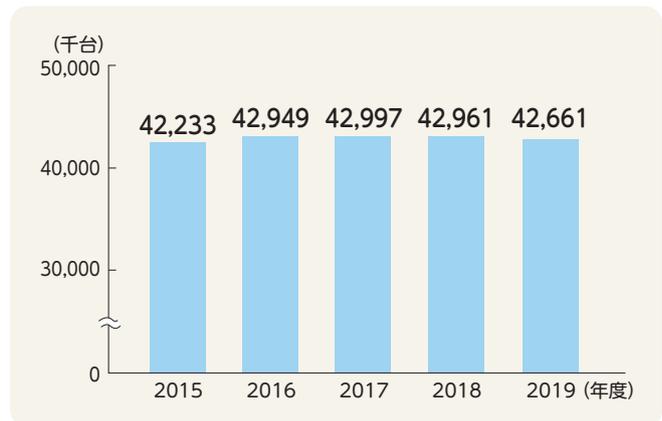
自賠責保険の保険料は、契約台数の増減のほか、料率改定の影響などにより変動します。例えば、2017年度から保険料が減少していますが、これは2017年4月に基準料率を平均6.9%引き下げたことが影響しています。

図1 保険料の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

図2 契約台数の推移



※自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。

### 保険料

図1の「保険料」には、2 1(1)自賠責保険の保険料率（P11）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

### 集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同様）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

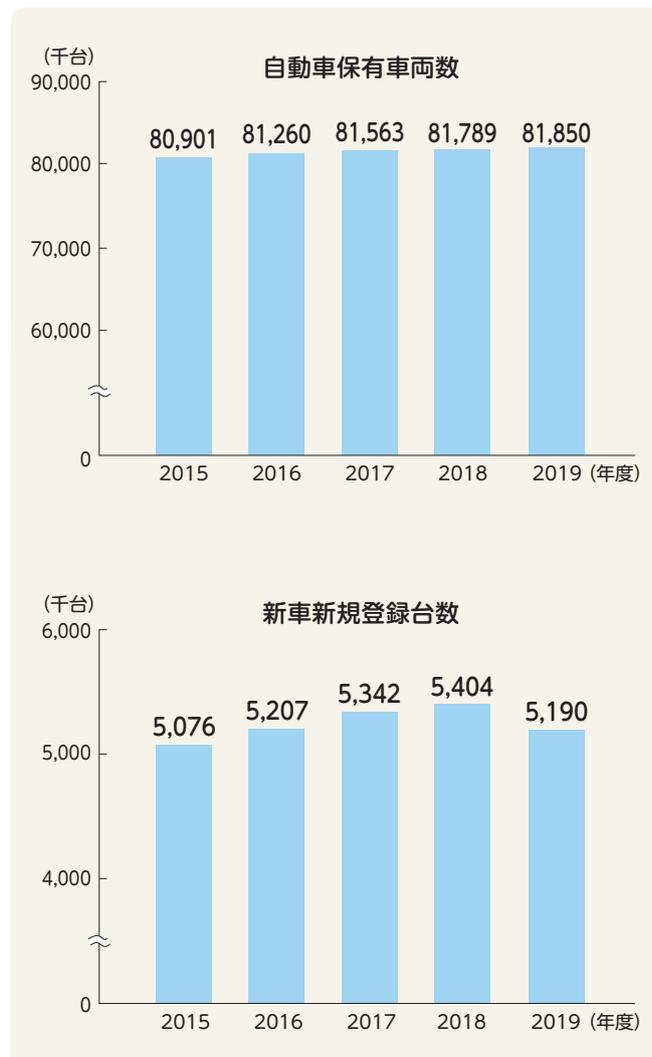


## 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移

自動車保有車両数は、増加傾向となっています。

また、新車新規登録台数は、2018年度までは増加傾向で推移していましたが、2019年度は消費税率の引上げや新型コロナウイルス感染拡大等の影響で減少しています。新車新規登録台数は、景気や税制の動向等に左右されやすいことから、自動車保有車両数と比べて年度により変動が大きくなる傾向があります。

図3 自動車保有車両数と新車新規登録台数の推移



※「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会）から作成

### memo

#### 契約台数の推移の特徴

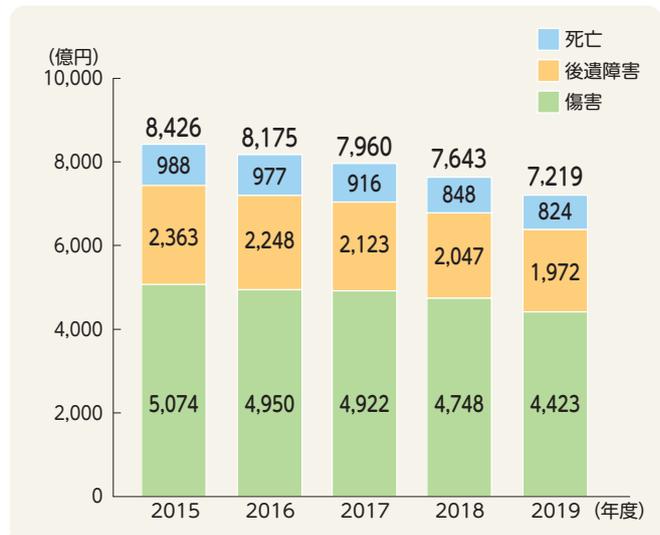
自賠責保険の保険期間は、車検期間を満たす必要があることから、契約する保険期間は、2年や3年など、1年を超えるケースが大半を占めます。また、自賠責保険の契約台数は、保険期間にかかわらず、その年度に契約を締結した台数を集計しています。このため、契約台数の推移は、過去の契約状況に左右されるといった特徴があります。

例えば、自家用乗用車の車検期間は、新規の場合が3年となっているため、ある年度に自家用乗用車の新車販売が好調（低調）だったとすると、自賠責保険の自家用乗用車の契約台数は、新車販売が好調（低調）だった年度だけではなく、車検を迎える3年後にも多く（少なく）なる傾向があります。

## 2 保険金（支払い）の状況

自賠償保険の保険金は、減少傾向で推移しており、2019年度は約7,200億円となっています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

図4 保険金の推移



- ※1 自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

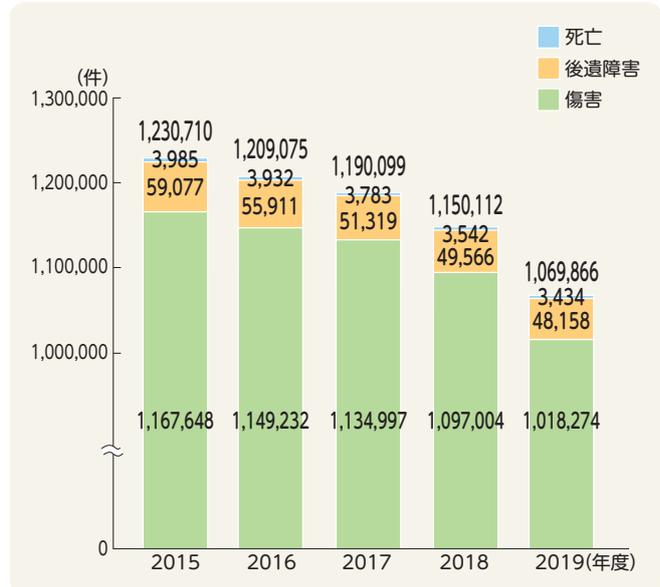


支払件数と保険金単価の状況は以下のとおりです。

### 支払件数の推移

自賠償保険の支払件数は、概ね減少傾向で推移しており、先進安全技術の普及促進に伴う追突事故の減少等を背景に2019年度は約107万件まで減少しています。受傷形態（死亡・後遺障害・傷害）別に内訳をみても、それぞれ減少傾向で推移しています。

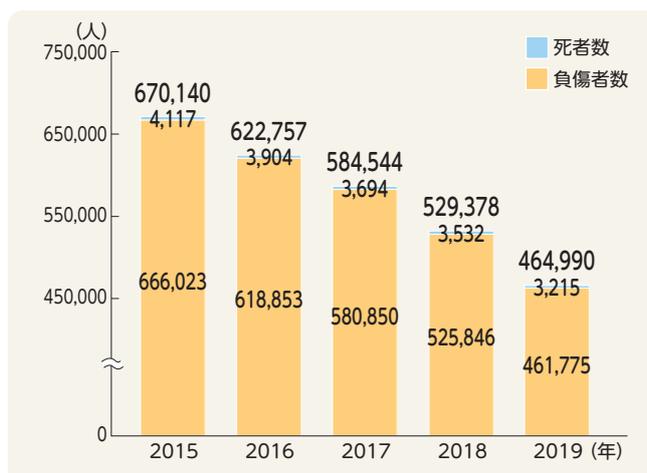
図5 支払件数の推移



- ※自賠償共済を含む全自賠償事業者について集計したものです。

交通事故死傷者数の推移と比較すると、死亡の支払件数は、交通事故死者数と概ね同様の減少傾向となっていますが、傷害の支払件数は、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれているため、交通事故負傷者数の減少傾向よりも減少割合は緩やかになっています。

図6 交通事故死傷者数の推移



※「令和元年中の交通事故の発生状況」(警察庁交通局) から作成

### 人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払い

交通事故が発生した場合、基本的には、人身事故あるいは物件事故として警察に届出がなされますが、自賠責保険では、人身事故として警察に届出がなされなかったものであっても、実際に負傷されたことが確認された場合には支払いを行うことが必要であり、近年、このような支払いの占める割合が増加しています。この理由として、交通事故に遭われた方の手続き的な負担にも配慮し、物件事故扱いのまま保険金請求が行われるケースが増えてきていることが挙げられます。

自賠責保険の傷害支払件数のうち、人身事故として届出がなされた事故への支払いと、人身事故として届出がなされなかった事故への支払いの動向は必ずしも一致しません。自賠責保険の傷害支払件数も減少はしているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合より小幅となっています。



### 自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数の主な集計上の違い

自賠責保険支払件数と交通事故死傷者数には、以下のような集計上の違いがあります。

	自賠責保険支払件数 (図5)	交通事故死傷者数 (図6)
<b>死亡事故</b>	事故発生からの経過時間にかかわらず、保険金を支払った件数を集計	事故発生から24時間以内の死者数を集計
<b>警察への届出の種類</b>	人身事故だけでなく物件事故として警察に届出がなされたものなどを含め、保険金を支払った件数を集計	人身事故として警察に届出がなされたものを集計

### 人身事故として届出がなされなかった場合で自賠責保険が支払われるケースとは？

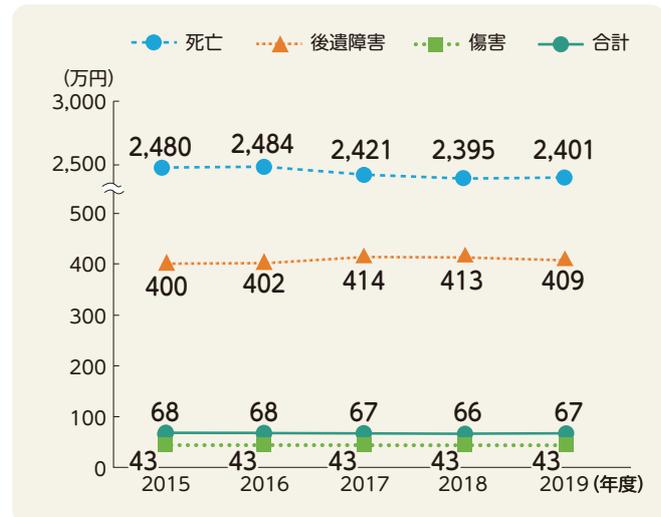
事故当時、ケガの自覚症状がなかった場合や、ケガが軽微であった場合には、人身事故として警察に届出を行わないまま、その後、ケガの治療を行うことがあります。このようなケースでも、医師による診断書などの提出により、事故とケガの発生に因果関係が確認された場合には、自賠責保険の保険金が支払われます。

## 保険金単価の推移

自賠責保険の保険金単価は、70万円弱で推移しています。

また内訳をみると、年度による若干の増減はあるものの、死亡、後遺障害、傷害の保険金単価について、いずれも大きな変動は見られません。

図7 保険金単価の推移



- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 死亡保険金および後遺障害保険金には、それぞれに至るまでの傷害による損害を含んでいます。

## 死亡保険金単価に影響する要因

死亡保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料」、「葬儀費」があります。このうち、過半を占める逸失利益は、就労可能年数（亡くならなければ働くことができたであろう年数）や給与額を基に計算されるため、被害者の年齢構成の変化や賃金の増減等による影響を受けます。

### 死亡保険金の内訳（逸失利益、慰謝料、葬儀費）

- 逸失利益…被害者が亡くならなければ将来得ることができたと考えられる収入額から、本人の生活費を控除したもの
- 慰謝料…被害者本人や遺族の精神的苦痛に対する補償
- 葬儀費…通夜、祭壇、火葬、埋葬、墓石などに要する費用

## 後遺障害保険金単価に影響する要因

後遺障害保険金の内訳としては、「逸失利益」、「慰謝料等」があります。これら後遺障害の保険金は、身体に残った障害の程度に応じた1～14級の「後遺障害等級」ごとに定められた基準に基づき計算されます。また、支払限度額である保険金額も後遺障害等級ごとに異なります。

したがって、保険金額の高い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は増加することとなり、逆に保険金額の低い等級の構成割合が増加すれば保険金単価は減少することとなります。

### 後遺障害保険金の内訳（逸失利益、慰謝料等）

- 逸失利益…身体に障害を残し労働能力が減少したために生じた、将来得ることができたと考えられる収入額の減少
- 慰謝料等…精神的・肉体的な苦痛に対する補償など

➡ 後遺障害等級別の認定件数については、5 3 後遺障害認定の現況（P38）をご参照ください。

### 傷害保険金単価に影響する要因

傷害保険金の内訳は、「治療費」、「休業損害」、「慰謝料」が中心となります。このうち、損害額の約半分を占める治療費は、入通院日数の増減の影響を受けるため、平均入通院日数が増加（減少）すれば、傷害の保険金単価を増加（減少）させる要因となります。

#### 傷害保険金の主な内訳（治療費、休業損害、慰謝料）

治療費…診察料、入院料、投薬料、手術料、処置料、通院費など

休業損害…事故による傷害によって発生した収入額の減少（有給休暇を使用した場合や家事従事者の場合を含む）

慰謝料…精神的・肉体的な苦痛に対する補償

➡ 傷害による損害額の費目別構成比については、5 2 保険金の支払状況（P37）をご参照ください。

## トピックス ①

### 2020年度 自賠責保険基準料率の検証結果

自賠責保険基準料率の検証結果は、毎年度、自賠責保険審議会に報告され、料率改定の必要性について論議されます。

2021年1月13日に開催された第142回自賠責保険審議会において、審議が行われた結果、自賠責保険基準料率を改定することが適当とされました。

➡ 基準料率の検証については、2④自賠責保険の基準料率の検証と改定（P19）をご参照ください。

（単位：億円）

契約年度	純保険料 A	保険金 B	収支残		損害率 (B÷A×100) E	予定損害率(118.3%)に 対する乖離率 (E÷118.3%-1)×100 F
			当年度収支残 (A-B) C	累計収支残 D		
2017	7,693	7,405	288	△ 2,771	96.3%	—
2018	7,696	6,878	818	△ 1,953	89.4%	—
2019	7,624	6,540	1,083	△ 870	85.8%	—
2020	5,895	6,503	△ 608	△ 1,478	110.3%	△ 6.8%
2021	5,896	6,496	△ 600	△ 2,078	110.2%	△ 6.9%

※1 「令和2年度料率検証結果について」（金融庁、第142回自動車損害賠償責任保険審議会資料）から作成

※2 ポリシー・イヤー・ベイシスによる数値です。

#### 損害率と予定損害率

損害率とは、純保険料に対する保険金の割合をいい、例えば、損害率が100%未満なら「保険金に対して純保険料が**余剰**」、100%超なら「保険金に対して純保険料が**不足**」であることを意味します。

予定損害率とは、料率改定時に見込んだ損害率をいいます。2020年4月の料率改定では、滞留資金を勘案して算出した結果、予定損害率は118.3%となっています。

➡ 滞留資金については、2②(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

#### ポリシー・イヤー・ベイシスとは

自賠責保険基準料率の料率検証では、契約年度ごとの収支状況を把握することに適しているポリシー・イヤー・ベイシスを用いています。

ポリシー・イヤー・ベイシスとは、当該年度に契約を締結した車両における収支を集計する方法であり、推計値が含まれるため、今後の支払額等の確定により変動することがあります。

## トピックス 2

### 自賠責保険基準料率の改定

2021年1月13日に開催された第142回自賠責保険審議会で料率改定が必要との方向性が示されたことを受け、当機構は、同年1月15日に自賠責保険基準料率を平均で6.7%引き下げる届出を行いました。

同年1月18日に開催された第143回自賠責保険審議会において、審議の結果、基準料率については、当機構の届出のとおり変更することが適当であるとされました。

同年1月28日、届け出た基準料率に対する、金融庁長官による適合性審査が終了しました。

#### 【届出の概要】

今回の届出は、先進安全技術の普及等による交通事故の減少を主な背景として、新型コロナウイルス感染拡大に伴う外出自粛等による滞留資金への影響も踏まえて行ったものです。

(1) 純保険料率について、交通事故の減少による収支改善および滞留資金の活用等により、平均で6.6%の引下げを行いました。

(2) 付加保険料率（社費率および代理店手数料率）について、平均で0.1%の引下げを行いました。  
社費率：保険金の支払件数の減少等により0.2%の引下げ  
代理店手数料率：賃金統計における2019年度数値を反映し、1,723円から1,733円へ変更

滞留資金については、2-2(2) 自賠責保険基準料率の算出方法（P15）をご参照ください。

#### 主要車種の基準料率の例

改定率は、契約条件（車種、保険期間等）により異なります。主要な例を以下に示します。

##### ●保険期間：24か月（2年契約）

（単位：円、%）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	21,550	20,010	△ 1,540	△ 7.1
自家用小型貨物自動車	24,790	23,150	△ 1,640	△ 6.6
軽自動車（検査対象車）	21,140	19,730	△ 1,410	△ 6.7
小型二輪自動車	9,680	9,270	△ 410	△ 4.2
原動機付自転車	8,950	8,850	△ 100	△ 1.1

離島および沖縄県を除く地域の場合

##### ●保険期間：36か月（3年契約）

（単位：円、%）

車種	現行基準料率 A	改定基準料率 B	改定額 C=B-A	改定率 D=C÷A
自家用乗用自動車	29,520	27,180	△ 2,340	△ 7.9
自家用小型貨物自動車	—	—	—	—
軽自動車（検査対象車）	28,910	26,760	△ 2,150	△ 7.4
小型二輪自動車	11,900	11,230	△ 670	△ 5.6
原動機付自転車	10,790	10,590	△ 200	△ 1.9

離島および沖縄県を除く地域の場合

今回の届出の詳細については、「【自賠責保険】基準料率届出のご案内」  
([https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/202101\\_announcement.html](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/cali/202101_announcement.html)) をご参照ください。

# 4 自賠責保険の損害調査とは

自賠責保険の損害調査（以下、自賠責共済の損害調査も含みます）では、請求書類に基づき事故状況や被害者の方が被った損害額の詳細な調査を行います。その調査は当機構が全国に地区本部と自賠責損害調査事務所を設置して行っています。

自賠責保険は、自動車による人身事故の被害者救済を目的として法令で契約が義務付けられている社会政策的な側面を持つ保険であることから、公正で適正な保険金の支払いが迅速に行われる必要があります。このため、当機構では、全国に7か所の地区本部と54か所の自賠責損害調査事務所を設置して、自賠責保険の損害調査を行っています。

なお、これらの調査結果は、自賠責保険の基準料率の算出に際しても重要な基礎資料として活用されています。

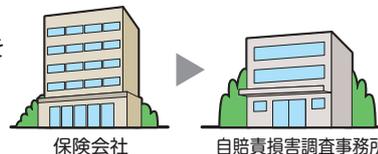
➡ 損害調査で得たデータの活用方法については、2章 自賠責保険の基準料率の算出（P14）をご参照ください。

## 1 自賠責保険の損害調査の流れ

① 請求者は、保険会社に必要書類を提出します。



② 保険会社は、請求書類に不備がないか確認のうえ、請求書類を自賠責損害調査事務所へ送付します。



③ 自賠責損害調査事務所では、請求書類に基づいて、事故発生の状況、支払いの的確性※<sup>1</sup>および発生した損害の額などを公正かつ中立的な立場で調査※<sup>2</sup>し、その結果を保険会社に報告します。



④ 報告を受けた保険会社は、自賠責損害調査事務所の調査結果に基づいて支払額を決定し、請求者に支払います。



※<sup>1</sup> 自賠責保険の対象となる事故かどうか、また、傷害等による損害と事故との間に因果関係があるかどうかなどの調査を行っています。

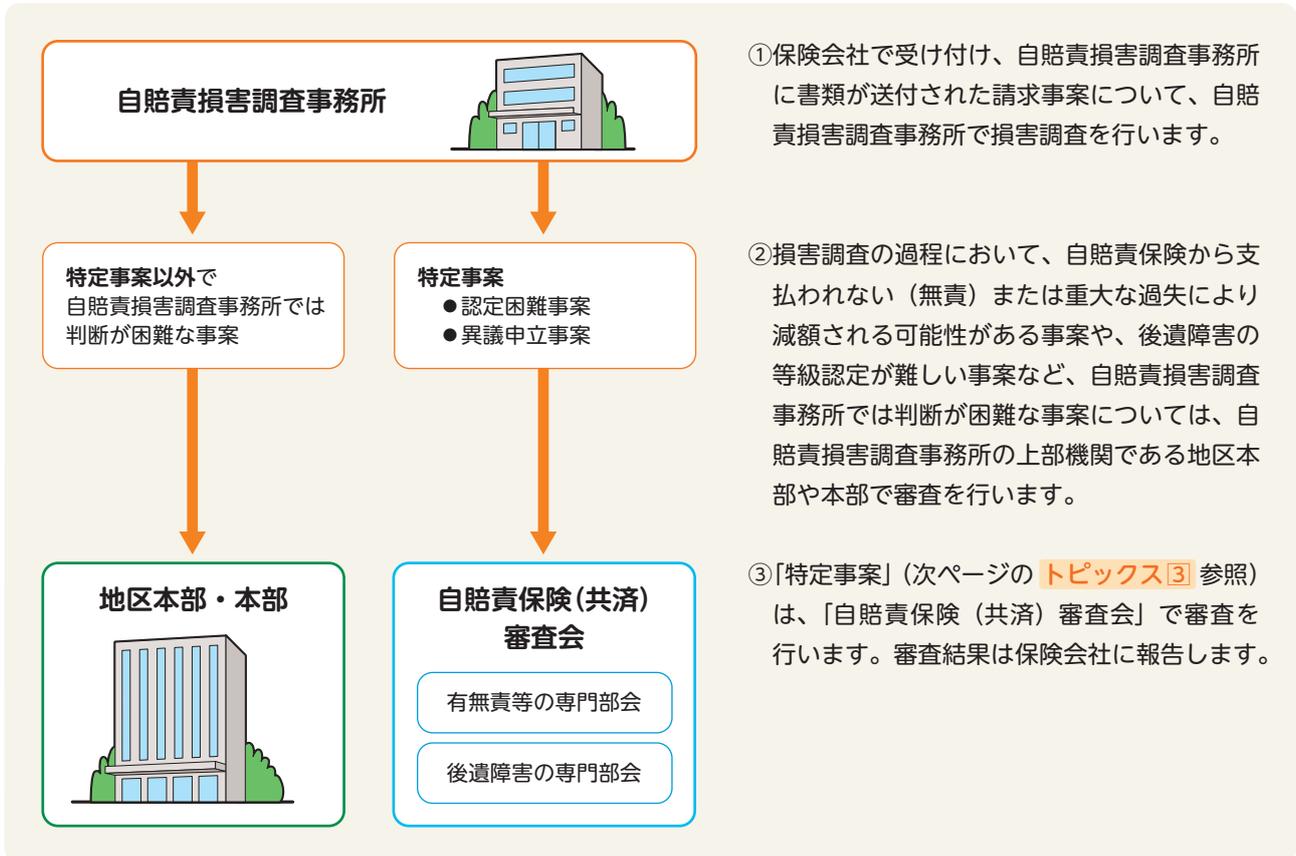
※<sup>2</sup> 保険会社から送付された請求書類の内容だけでは、事故に関する事実確認ができないものについては、必要に応じて次のような調査を行います。

- ① 事故当事者に対する事故状況の照会
- ② 事故現場等での事故状況・周辺状況の把握
- ③ 医療機関に対する被害者の治療状況の確認

## 2

## 自賠責保険の損害調査の体制

保険会社に請求があると、自賠責損害調査事務所に請求書類が送られ、当機構において次の体制で損害調査を行っています。



「自賠責保険(共済)審査会」については次ページ **トピックス3** をご参照ください。

### トピックス ③

#### 自賠責保険（共済）審査会における審査について

認定が困難なケースや異議申立てがあったケースなどについては、その審査にあたって特に慎重かつ客観的な判断が必要とされます。そこで、当機構では、自賠責保険（共済）審査会を設置し、審査体制を整えています。

審査会では、審査の客観性・専門性を確保するため、日本弁護士連合会が推薦する弁護士、専門医、交通法学者、学識経験者等、外部の専門家が審議に参加するとともに、事案の内容に応じ専門分野に分けて審査を行います。

審査会の対象となる事案は「特定事案」といい、次のような事案が対象となります。

有無責等の専門部会

【対象となる事案】

- ・死亡事案で全く支払われないか減額される可能性がある事案等
- ・異議申立事案

後遺障害の専門部会

【対象となる事案】

- ・脳外傷による高次脳機能障害に該当する可能性がある事案等
- ・非器質性精神障害に該当する可能性がある事案等
- ・異議申立事案

※異議申立事案のうち、新たな資料の提出等によって自賠責保険から追加支払いができる事案や、自賠責保険支払基準に定める各損害項目の認定金額に対する異議申立事案等は、審査会の対象になりません。

#### 【審査会制度の変遷】

##### ■ 1998年4月 … 「自賠責保険有無責等審査会」および「自賠責保険後遺障害審査会」を設置

- 死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の等級認定に関し、特に慎重かつ客観的な判断が必要とされる事案を「特定事案」として審査する体制を作りました。
- 結論に対して異議が申立てられた場合には、当機構以外の第三者のみで構成される「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」でその審査を行う体制も作りました。

##### ■ 2001年1月 … 「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置

- 脳外傷による高次脳機能障害について審査を行う「自賠責保険高次脳機能障害審査会」を設置しました。

##### ■ 2002年4月 … 審査体制の拡充を実施

- 従来の「自賠責保険有無責等再審査会」および「自賠責保険後遺障害再審査会」を廃止して、「自賠責保険（共済）審査会」による新たな審査体制とし、死亡事故における加害者の責任の有無や後遺障害の内容等にあわせた「専門部会」を設置しました。本部および地区本部に設置済みの「自賠責保険高次脳機能障害審査会」も後遺障害の専門部会の一つとして位置付け、名称も「高次脳機能障害専門部会」と改めました。

##### ■ 2004年4月 … 「非器質性精神障害専門部会」を設置

- 脳の損傷を伴わない精神障害について審査を行う「非器質性精神障害専門部会」を設置しました。

## 参考 「自賠責保険（共済）審査会」で審査を行った件数

図8 有無責等の専門部会（2019年度）

（単位：件）

死傷別	審査結果					審査件数
	減額なし	重大な過失による減額	無責	再調査	その他	
死亡	75	180	270	34	521	1,914
傷害	127	381	326			
合計	202	561	596			

※「その他」は、対象可否・因果関係・時効等が問題となった件数です。

図9 後遺障害（高次脳機能障害・非器質性精神障害を除く）の専門部会（2019年度）

（単位：件）

審査結果				審査件数
等級変更あり	等級変更なし	再調査	その他	
1,747	9,410	313	115	11,585

※「その他」は、時効等が問題となった件数です。

図10 高次脳機能障害および非器質性精神障害の専門部会（2019年度）

高次脳機能障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
3,334	1,246

非器質性精神障害

（単位：件）

地区本部審査件数	本部審査件数
393	464

### memo

#### 脳外傷による高次脳機能障害とは？

脳外傷による高次脳機能障害とは、脳外傷後の急性期に始まり多少軽減しながら慢性期へと続く、典型的な症状としては多彩な認知障害、行動障害、および人格変化等の特徴的な臨床像をいいます。

認知障害：記憶・記憶力障害、注意・集中力障害、遂行機能障害などで、具体的には、新しいことを覚えられない、気が散りやすい、行動を計画して実行することができない、複数のことを同時に処理できない、話が回りくどく要点を相手に伝えることができない、など

行動障害：周囲の状況に合わせた適切な行動ができない、職場や社会のマナーやルールを守れない、行動を抑制できない、危険を予測・察知して回避的行動をすることができない、など

人格変化：受傷前にはみられなかった発動性低下と抑制低下であり、具体的には自発性低下、気力の低下、衝動性、易怒性、自己中心性、など

#### 非器質性精神障害とは？

脳の損傷を伴わない精神障害のことをいい、具体的な症状としては、抑うつ状態、不安の状態、意欲低下の状態、慢性化した幻覚・妄想性の状態、記憶または知的能力の障害、その他の障害（衝動性の障害、不定愁訴など）があります。

### 3 自賠責保険の支払基準

自賠責保険では自賠法の規定により、「保険会社は、国土交通大臣および内閣総理大臣の定める支払基準に従って保険金を支払わなければならない」と定められています。

自賠責保険の支払基準は、傷害による損害、後遺障害による損害、死亡による損害、死亡に至るまでの傷害による損害および減額について定めており、賃金、物価、賠償水準の動向を考慮して適正水準を維持するよう、必要の都度、改正されています。

### 4 自賠責保険と自動車保険（対人賠償責任保険）の関係

自賠責保険では、自動車の保有者が自賠法に基づく人身損害の賠償責任を負った場合に、政令に定められた限度額の範囲で保険金が支払われます。限度額は右のとおりです。

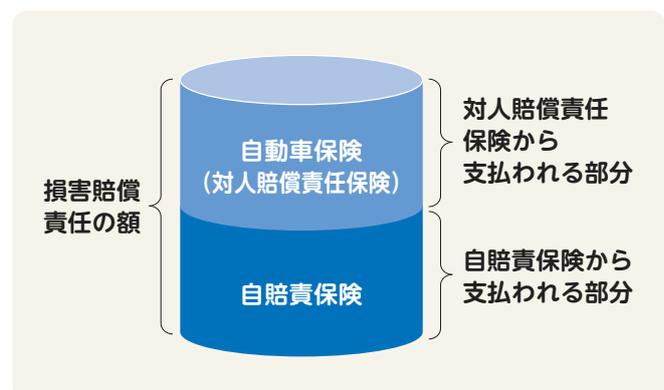
死亡の場合 3,000万円

後遺障害の場合 75万円～4,000万円  
(後遺障害の程度による)

傷害の場合 120万円

自動車保険の中で、自賠責保険と同様に他人を死傷させた場合の損害賠償責任を補償する保険である対人賠償責任保険は、自賠責保険から支払われる額の超過部分を支払う保険であり、自賠責保険との関係において、上積み保険として機能しています。

#### ■支払われる保険金の内訳

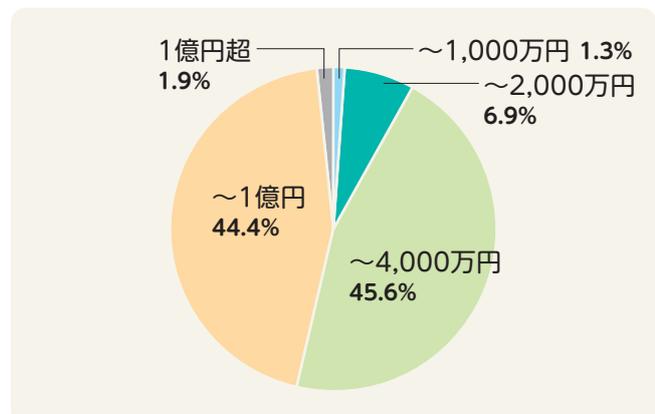


### 参考 一括払制度

対人賠償事故に関する保険が二本建ての構造となっているため、請求者はそれぞれの保険に対して保険金などを請求しなければならず、また、自賠責保険の保険金支払額が確定しなければ対人賠償責任保険の保険金支払額を決定することができないという問題がありました。そこで、保険金請求手続きの簡便化・保険金支払の迅速化を図るため、1973年8月から自賠責保険と対人賠償責任保険の一括払制度が導入されています。本制度は、対人賠償責任保険の保険会社が請求者に対して、自賠責保険から支払われる保険金部分も含めて一括して支払うものです。

2019年度の対人賠償責任保険における死亡認定額の構成比は図11のとおりです。これによれば4,000万円超の事案が4割以上を占めています。

図11 対人賠償責任保険 死亡認定額構成比 (2019年度)



※「認定額」とは、自賠責保険と上積み部分の対人賠償責任保険の双方で認定された治療費、逸失利益や慰謝料等の合計額です。

### 参考 対人賠償責任保険の内払制度

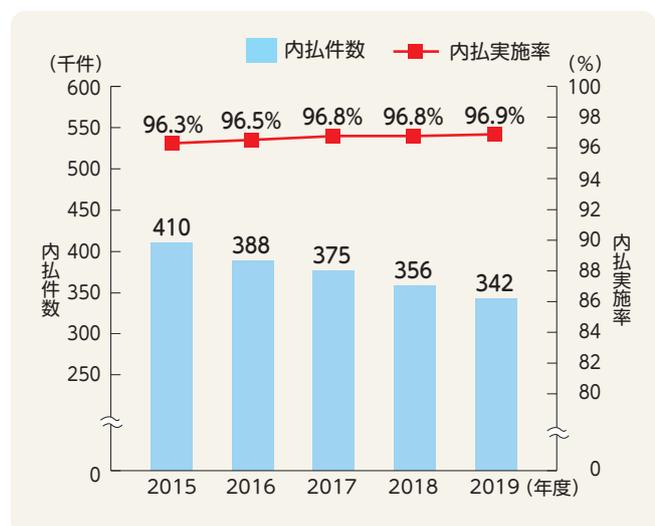
内払とは、損害額が確定する前に保険金の一部を支払うことをいいます。

2019年度における内払の実施状況は、図12のとおり対人賠償責任保険で保険金の支払いがあったもののうち、96.9%となっています。

このことから、最終的に自動車事故についての解決が行われるまでの間、被害者などの利便を図るために内払を実施していると考えられます。

なお、自賠責保険においては、内払制度は廃止されていますが、請求された都度、追加払をすることとしており、請求者の利便性は確保されています。

図12 対人賠償責任保険 内払実施状況の推移



## 5 自賠責保険から支払われない場合

自賠責保険は、自動車の運行によって他人を死傷させ、自賠法上の損害賠償責任を負った場合の損害について支払われるものです。したがって、次のような場合には、自賠責保険では支払われません。

なお、本書では、過失割合に関わらず、相手自動車の自賠責保険に請求する者を「被害者」、請求される者を「加害者」と呼びます。以下、(1)(2)の〈例〉では、Aさんが相手自動車(B車)の自賠責保険に請求する場合、すなわちAさんが被害者であることを前提に説明します。また、(3)(4)の〈例〉でも、Aさんが被害者であることを前提に説明します。

### (1) 加害者に賠償責任がない場合(無責)

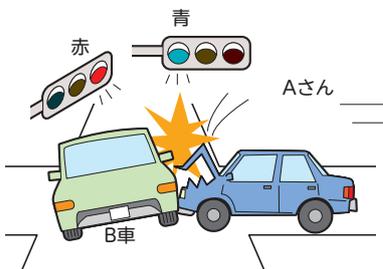
〈例〉

正常に止まっている自動車(B車)にAさんが衝突し、死傷した場合



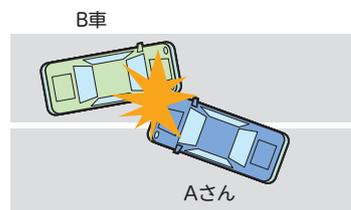
〈例〉

Aさんが信号無視をしたため、青信号に従って交差点に入った自動車(B車)と衝突してAさんが死傷した場合



〈例〉

Aさんがセンターラインオーバーし、対向車線を走っていた自動車(B車)と衝突して死傷した場合



### (2) 自動車の運行によって死傷したものではない場合(対象外)

〈例〉

駐車場に駐車してある自動車(B車)に、スケートボードで遊んでいた子供(Aさん)がぶつかって死傷した場合(駐車場に駐車してある自動車は運行中とはいえません)

※「運行」には、自動車の走行だけでなく、ドアの開閉、クレーン車のクレーン作業、ダンプカーの荷台の上げ下げ等も含まれます。



### (3) 賠償責任を負う「加害者」がない場合[いわゆる自損事故](対象外)

〈例〉

Aさんが電柱に自ら衝突し死傷した場合

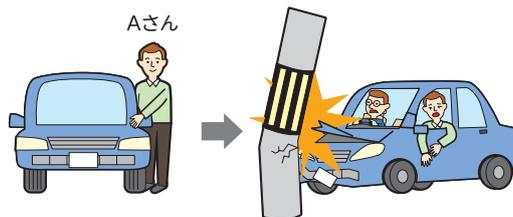


### (4) 被害者が「他人」ではない場合(対象外)

〈例〉

Aさんが所有する自動車を友人が運転していて自損事故を起こした際、その自動車に同乗していたAさんが死傷した場合

※自動車の所有者や借受人などが、その自動車による事故で被害者となった場合には、その自動車の自賠責保険において「他人」に当たらないとして、お支払いできないことがあります。



このほか、悪意による事故や同一の自動車に複数の自賠責保険が契約されている場合も、自賠責保険では支払われません。詳細は、1 2(3) 保険金が支払われない場合(約款上の免責事由)(P10)をご参照ください。

## 参考 「無責」 および 「対象外」 事故の件数の推移

図13 無責・対象外事故件数の推移

(単位：件)

年度	死 亡		傷 害	
	無 責	対象外	無 責	対象外
2015	361	52	6,459	1,509
2016	385	56	6,042	1,638
2017	362	57	6,022	1,719
2018	289	67	5,734	1,470
2019	272	58	4,685	1,348

※被害者が異議申立てを行った場合など、複数回の請求を行った場合は、複数件として集計しています。

## 6 自賠責保険から支払いが減額される場合

### (1) 重大な過失による減額

被害者保護を目的とする自賠責保険においては、被害者に重大な過失があった場合にのみ、損害額から減額を行うことになっています。すなわち、傷害による損害については一律20%、後遺障害・死亡による損害については過失割合に応じて20%、30%、50%の減額が行われます。損害額が支払限度額を超える場合には、支払限度額から減額されます。

「重大な過失による減額」の件数の推移は、図14-1のとおりとなっています。

#### ■ 重大な過失による減額

減額適用上の被害者の過失割合	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害
7割未満	減額なし	
7割以上8割未満	20%減額	20%減額
8割以上9割未満		30%減額
9割以上10割未満		50%減額

※重大な過失による減額は自賠責保険での制度であり、任意保険では異なる運用をしています。

図14-1 「重大な過失による減額」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年度	傷害による損害	後遺障害・死亡による損害			合計
		20%減額	30%減額	50%減額	
2015	19,950	275	369	144	788
2016	20,315	272	318	130	720
2017	20,996	252	312	125	689
2018	21,812	252	296	104	652
2019	20,800	224	297	113	634

### (2) 因果関係判断困難による減額

死因または後遺障害発生原因が事故による外傷であることの判断が困難な場合、自賠責保険では、「因果関係判断困難」として、死亡・後遺障害による損害額の50%を認定する方法が採られています。

「因果関係判断困難による減額」の件数の推移は、図14-2のとおりとなっています。

図14-2 「因果関係判断困難」により支払いが減額される対象となる事故件数の推移

(単位：件)

年 度	「因果関係判断困難」による減額件数
2015	75
2016	84
2017	49
2018	70
2019	110

# 5 自賠責保険の損害調査の現況

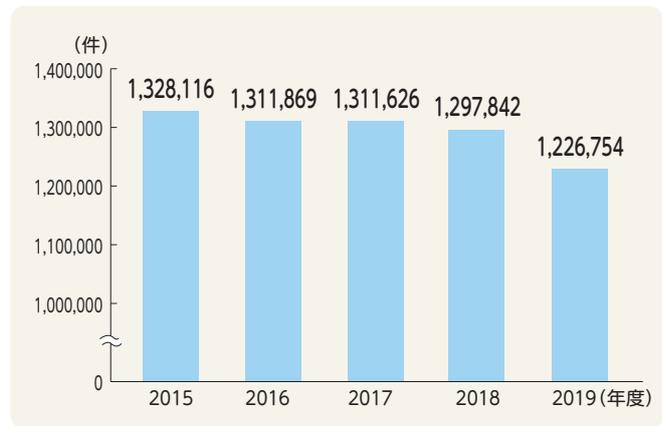
自賠責保険の損害調査における請求事案および保険金支払の状況等について説明します。

## 1 請求事案の状況

### (1) 自賠責損害調査事務所における受付件数

2019年度に自賠責損害調査事務所では受け付けた自賠責保険の請求事案の件数は、約123万件となっており、前年度に比べ約5.5%の減少となっています。

図15 損害調査受付件数の推移



※「受付件数」は、被害者などが自賠責保険に対して行った1回の請求を1件として集計しています。例えば1人の被害者が自賠責保険に対して複数回の請求を行った場合には、複数件として集計することになります。

➡ 都道府県別の受付件数の推移は第6表 (P98) をご参照ください。

## (2) 損害調査の所要日数

2019年度において、自賠責損害調査事務所における受付から30日以内に調査が完了した自賠責保険の事案の割合は、死亡では全体の79.8%、後遺障害では同75.9%、傷害では同98.6%となっています。

図16 自賠責損害調査事務所における損害調査所要日数〈2019年度〉



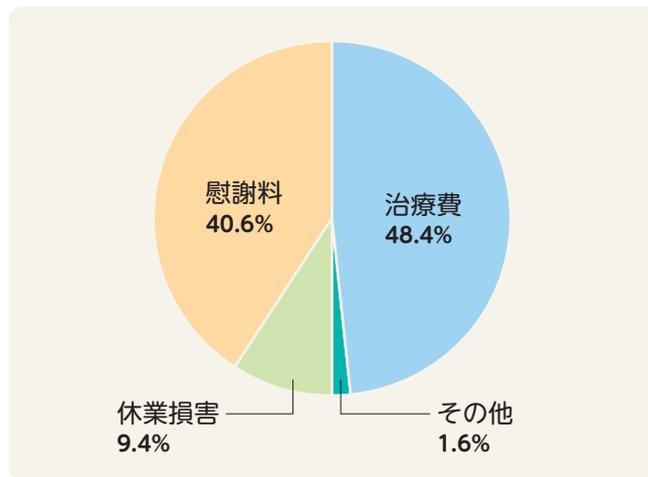
※自賠責損害調査事務所での所要日数であり、本部、地区本部で審査中の日数および事前認定事案は除きます。  
事前認定とは、保険会社が、保険金支払いをする前に自賠責保険における損害賠償責任の有無および、後遺障害の等級などを確認する必要があると判断した場合に、当機構に確認を行うことをいいます。

## 2 保険金の支払状況

保険金の支払状況については、3-2 保険金(支払い)の状況(P22)をご参照ください。

なお、傷害による損害額の費目別構成比は、治療関係費(治療費+その他)が50.0%と半数を占め、慰謝料が約4割、休業損害が残りの約1割となっています。

図17 傷害による損害額の費目別構成比〈2019年度〉



## 3 後遺障害認定の現況

自賠責施行令により、介護を要する後遺障害は「別表第一（第1級・第2級）」、その他の後遺障害は「別表第二（第1級～第14級）」に定められています。また、後遺障害が残存する身体の部位・機能などに応じて35の系列に区分されています。

➡ 後遺障害等級表は第48表（P158）をご参照ください。

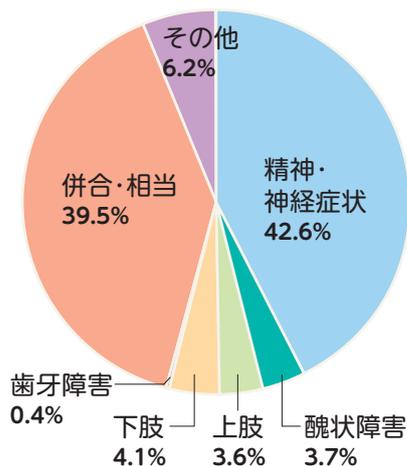
図18 後遺障害等級別認定件数（2019年度）

（単位：件）

等級	別表第一 （介護を要する 後遺障害）		別表第二 （その他の後遺障害）														合計
	1	2	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
件数 (構成比)	806 (1.53%)	453 (0.86%)	38 (0.07%)	81 (0.15%)	277 (0.53%)	149 (0.28%)	363 (0.69%)	495 (0.94%)	922 (1.75%)	1,815 (3.45%)	1,815 (3.45%)	1,715 (3.26%)	3,885 (7.39%)	8,556 (16.28%)	496 (0.94%)	30,675 (58.38%)	52,541 (100.00%)

- ※1 自賠責共済を含む全自賠責事業者について集計したものです。
- ※2 2002年3月31日以前に発生した事故で現行の別表第一に相当するものは、別表第二の第1級・第2級として集計しています。
- ※3 「認定件数」は、同一年度内の損害調査が完了した事案から被害者1名あたりを1件として集計しています。したがって、同一の被害者が同一年度内に複数回の請求を行った場合でも1件として集計しています。
- ※4 損害調査が完了した件数から集計したものであり、保険金ベースの集計とは一致しません。

図19 後遺障害の系列別構成比  
（2019年度）



※「併合」や「相当」として認定された等級は個々の系列には区分できないことから、「併合・相当」として集計しています。

### memo

#### 等級とは

後遺障害等級は、身体に残った障害の程度に応じ、以下のように区分しています。

- ・介護を要する後遺障害：別表第一 第1級・第2級
- ・その他の後遺障害：別表第二 第1級～第14級

自賠責保険における等級の認定は、原則として労働者災害補償保険における障害の等級認定の基準に準じて行っています。

#### 系列とは

後遺障害等級表では、身体の部位ごとの区分に加えて生理学的な観点から欠損障害、運動障害、醜状障害など一定のグループに細分化されており、これを系列といいます。

#### 併合・相当とは

異なる系列の後遺障害等級を2つ以上有する場合に、1つの等級として認定することを併合といい、後遺障害等級表に定めのない後遺障害であって各等級の後遺障害に相当するとして認定した等級を相当といいます。

# 6 自賠責保険の医療費について

自賠責保険の損害調査における医療費の請求状況や治療日数等の医療に関連することについて説明します。

本項に掲載の医療費は自賠責保険に請求のあった費用等を集計したものであり、実際にお支払いをした保険金とは異なります。

## 1 医療費の現況

自賠責保険の医療費の適正化については、自賠責保険審議会答申に基づき諸施策を講じてきました。その一環として当機構では、自賠責保険金支払請求書類中の診断書、診療報酬明細書などの資料に基づき、医療費の傾向、特徴などの調査・分析を行っています。

自賠責保険における医療費の施設別請求状況は2019年度は総医療費3,305億円のうち、医療機関が81.4% (2,690億円)、柔道整復が18.1% (600億円) となっています。

**医療費** 医療機関での治療および柔道整復等での施術にかかった費用

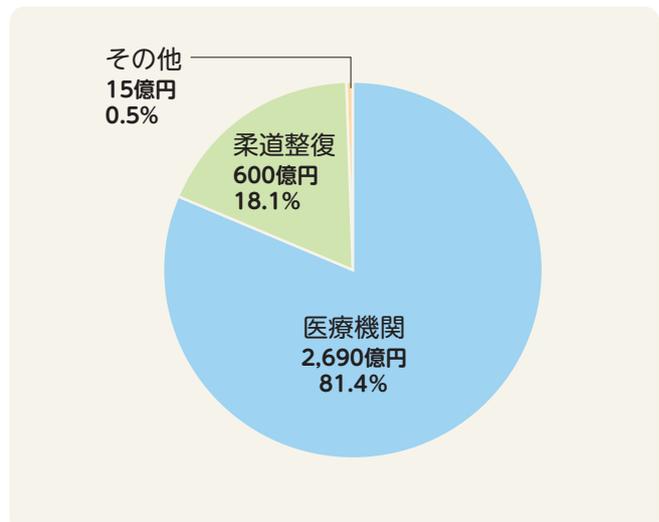
**診療費** 医療機関での治療にかかった費用（薬局を含みます）

**施術費** 柔道整復での施術にかかった費用

### 柔道整復とは

打撲、捻挫、挫傷、脱臼および骨折に対して、外科的手段、薬品投与等の方法によらないで応急的または医療補助的方法によりその回復を図ることを目的として、接骨院や整骨院などで柔道整復師が行う施術のことをいいます。

図20 施設別請求状況〈2019年度〉



※1 「医療機関」には、薬局を含みます。

※2 「その他」には、歯科、あんま・はり・きゅうを含みます。

## 2 医療機関における現況

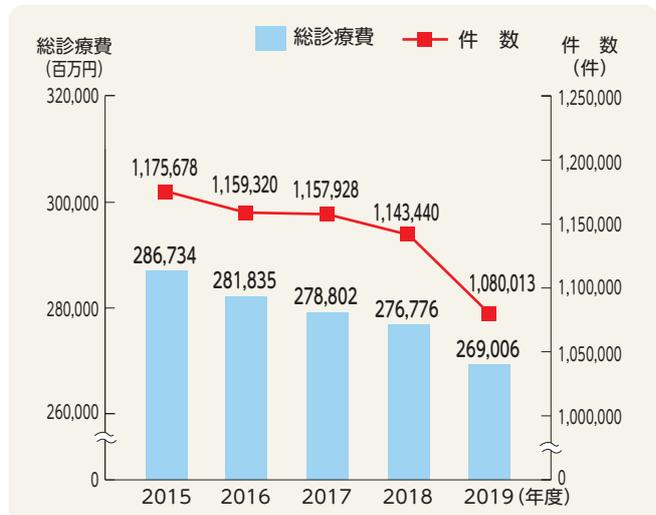
### (1) 総診療費、件数および平均診療費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総診療費については、2016年度にそれまでの緩やかな増加傾向から減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

また、件数も2016年度以降は減少しています。

▶ 都道府県別の総診療費および件数は第7表（P99）をご参照ください。

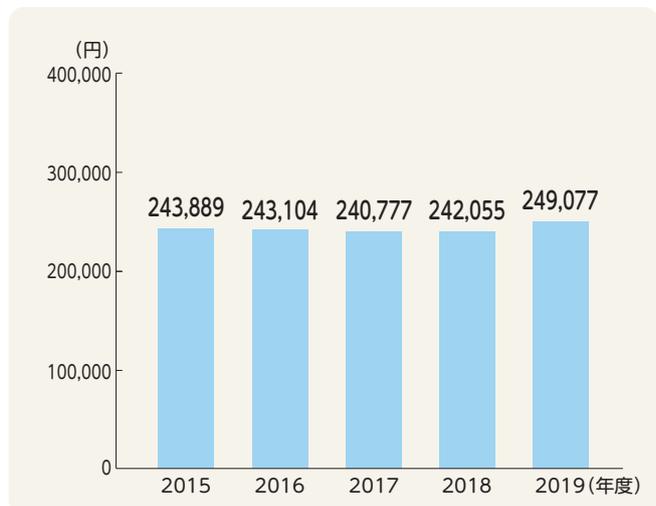
図21 総診療費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求をまとめて1件として集計しています。

また、平均診療費の推移を見ると、2018年度に引き続き増加しています。

図22 平均診療費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求を合算して集計しています。

## (2) 自動車事故による受傷の状況

自動車事故により受傷した被害者について、受傷部位別の傷病数で見ると、頸部が29.1%と最も高い割合になっており、以下、上肢が18.4%、腰背部が17.7%、下肢が16.8%となっています。

また、受傷の程度（傷害度）別にみると、軽度の傷害（傷害度1）が83.5%を占めており、大半が軽度の損傷であるといえます。

➡ 受傷部位別傷害度別傷病数・構成比は第8表（P100）をご参照ください。

図23 受傷部位別傷病数構成比（傷害）〈2019年度〉

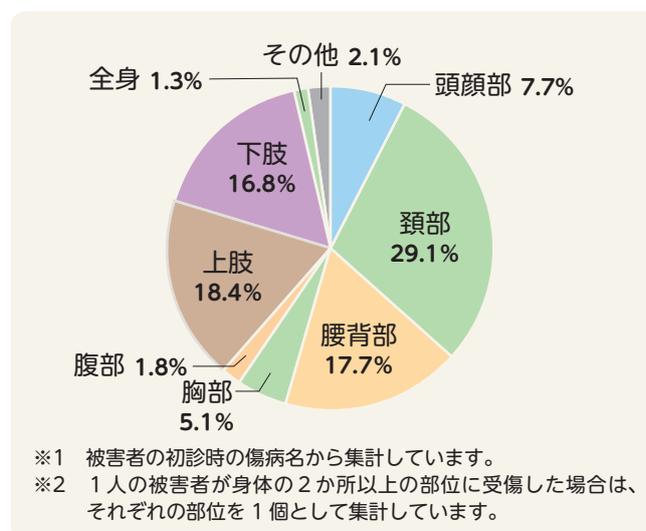
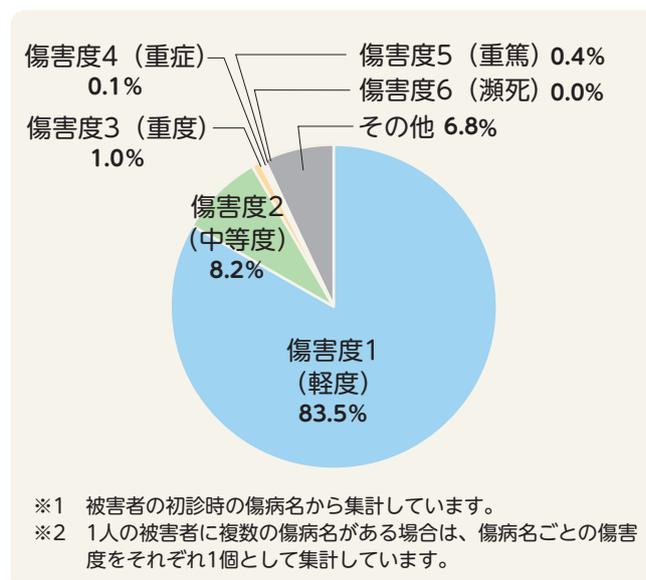


図24 傷害度別傷病数構成比（傷害）〈2019年度〉



## (3) 診療期間および診療実日数の推移

被害者1人あたりの診療期間および診療実日数（診療期間中に実際に診療を受けた日数）は、2016年度以降減少が続いていましたが、2019年度は増加しています。

都道府県別の診療期間および診療実日数は第7表（P99）をご参照ください。

また、2019年度における診療期間別の件数構成比をみると、30日以内が45.7%と最も多くなっています。

## (4) 社会保険の利用状況

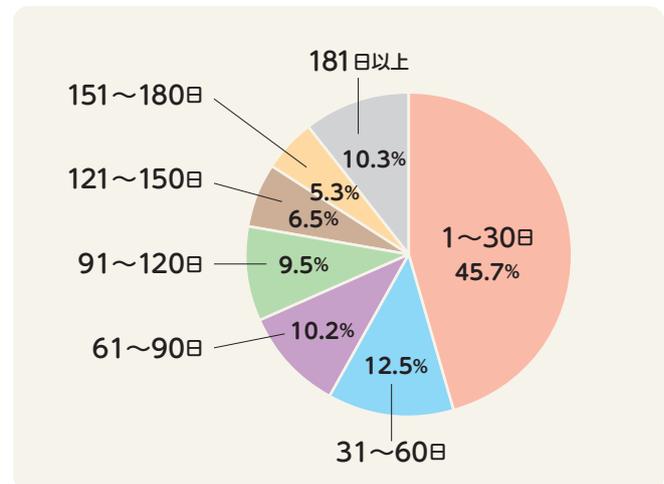
自賠償保険における社会保険利用率の推移については、2019年度は11.5%であり、11%程度で推移しています。

図25 診療期間および診療実日数の推移 (単位：日)

年度	診療期間	診療実日数
2015	70.0	19.7
2016	68.7	19.6
2017	68.4	19.4
2018	68.3	19.2
2019	69.3	19.3

※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間、診療実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図26 診療期間別の件数構成比〈2019年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の医療機関を受診した場合は、同年度の請求について診療期間を合算して集計しています。

図27 社会保険利用率の推移



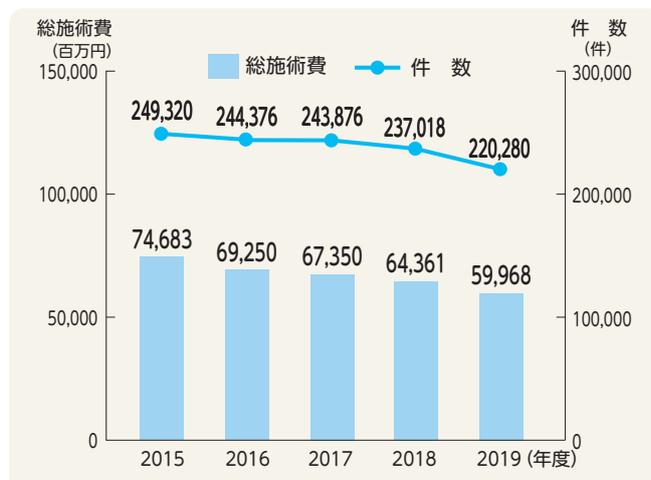
### 3 柔道整復における現況

#### (1) 総施術費、件数および平均施術費の推移

自賠責保険に対して請求のあった総施術費および件数は、増加傾向で推移していましたが、いずれも2016年度に減少に転じ、2017年度以降も減少しています。

都道府県別の総施術費および件数は第11表（P103）をご参照ください。

図28 総施術費および件数の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

また、平均施術費の推移をみると、減少傾向が続いていましたが、2019年度は増加しています。

図29 平均施術費の推移



※ 1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求を合算して集計しています。

## (2) 施術期間および 施術実日数の推移

被害者1人あたりの施術期間および施術実日数（施術期間中に実際に施術を受けた日数）は、減少傾向が続いています。

▶ 都道府県別の施術期間および施術実日数は第11表（P103）をご参照ください。

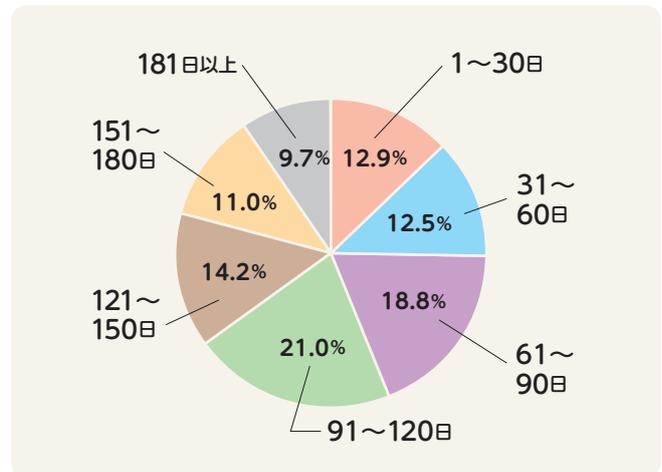
2019年度における施術期間別の件数構成比をみると、91～120日が21.0%と最も多くなっています。

図30 施術期間および施術実日数の推移 (単位：日)

年度	施術期間	施術実日数
2015	108.6	51.4
2016	106.4	49.1
2017	105.2	48.4
2018	103.6	47.7
2019	102.9	47.5

※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間、施術実日数をそれぞれ合算して集計しています。

図31 施術期間別の件数構成比〈2019年度〉



※1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求について施術期間を合算して集計しています。

# 7 政府保障事業とは

「ひき逃げ事故」や「無保険事故（無共済事故を含む。以下、同様）」のため、自賠責保険（共済）による救済を受けられない自動車事故の被害者を対象にした、国による救済制度です。

## 1 保障事業の概要

### (1) 仕組み

通常、自動車事故被害者は、加害車両に契約されている自賠責保険（共済）の保険金（共済金）の支払いを請求できます。しかし、「ひき逃げ事故」や「無保険事故」では、請求すること自体ができません。この場合に、政府（国土交通省）が、賠償責任のある者に代わって損害相当額（保障金）を被害者へ立て替え払います。

したがって、政府（国土交通省）は、その立て替えた金額を限度として、被害者が賠償責任のある者に対して持っている請求権を取得します。そして、賠償責任のある者が判明した場合には、政府（国土交通省）はその者に立て替えた金額を請求します。

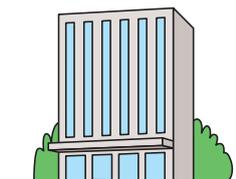
### (2) 支払限度額

保障事業から支払われる保障金の限度額は自賠責保険（共済）と同じです。ただし、保障事業は、加害者側の支払いや社会保険等（健康保険、労働者災害補償保険他21法令）からの給付によっても十分に救済されない被害者に対する最小限度の救済措置とされていますので、これらの金額に相当する額を保障金の限度額から控除します。



### (3) 保障事業の業務運営

政府（国土交通省）は、保障事業の業務のうち、保障金の支払額の決定以外の業務（支払請求の受理・損害額に関する調査・保障金の支払い等）を、保険会社などに委託しています。そのうち損害額に関する調査に係る業務は当機構に再委託されています。



### (4) 財 源

保障事業運営の財源は、自賠責保険料（共済掛金）の一部から賄われています。これは「ひき逃げ事故」や「無保険事故」の被害者の救済については、自動車運行の利益を享受する者の共同の責任で行うことが、自賠法の精神に照らしても妥当であるとの考えに基づくものです。

#### memo

#### ひき逃げ事故とは

自動車の運行によって人の生命または身体が害された場合において、加害運転者・加害車両が逃亡などにより判明しない事故のことで、歩行者がひかれた場合のみならず、自動車同士の接触・衝突により負傷した場合も含まれます。

#### 無保険事故とは

加害車両は判明しているが、自賠責保険（共済）が期限切れ等により契約されていない場合の事故を指します。

#### 保障事業の請求窓口

自賠責保険（共済）を取り扱っている保険会社など（一部除く）にて、保障事業への請求も受け付けています。詳しくは、各社の窓口にお問い合わせください。なお、代理店では受け付けていませんので、ご注意ください。

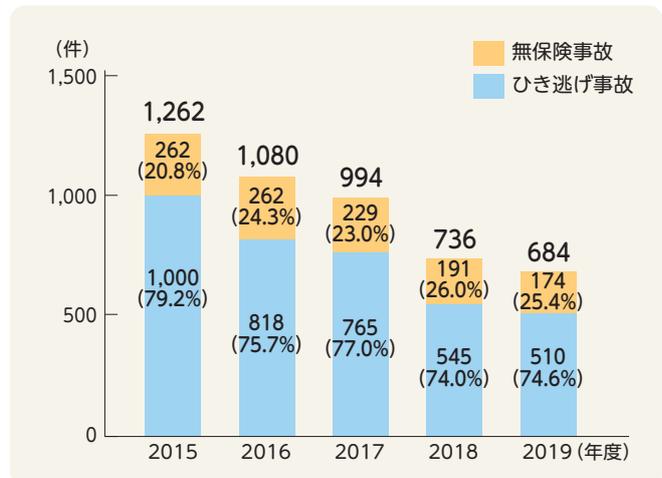
## 2 保障事業の受付状況

### (1) 受付件数

2019年度における当機構の保障事業受付件数は、684件となっており、前年度に比べ7.1%の減少となっています。

都道府県別の受付件数は第12表 (P104) をご参照ください。

図32 受付件数の推移

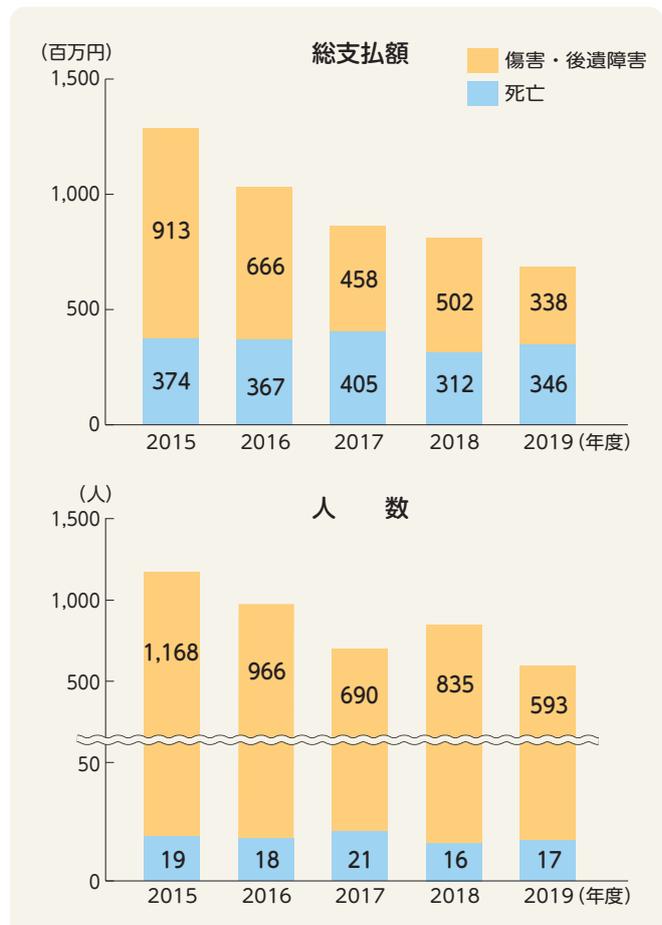


※2016年度以前の受付件数には、JA共済受付分は含まれません。

### (2) 支払保障金

2019年度に支払われた保障金は合計約7億円であり、前年度に比べ15.8%の減少となっています。

図33 保障金支払状況の推移



※1 「政府保障事業の保障金支払状況の推移」(国土交通省) から作成。  
 ※2 JA共済を含む全保障事業受託事業者の受付分について集計されたものです。



# 1 自動車保険とは

自動車保険の保険約款の内容は、各保険会社によって異なります。



※一般的な自動車保険契約に関する説明には [←一般的な自動車保険契約](#) と記載し、自動車保険参考純率に関する説明には [←自動車保険参考純率](#) と記載しています。

## 1 自動車保険の保険約款

自動車保険の保険約款では、補償内容として、保険金が支払われる場合の条件や、[←一般的な自動車保険契約](#) 支払われる金額の計算方法などを定めています。

### ■保険約款の構成

自動車保険の保険約款には、基本となる補償内容および契約の手続きに関する事項を定めた普通保険約款と、オプションとなる補償内容など普通保険約款の内容に追加・変更を行う特約があります。



[➤](#) 主な特約については、[2\(3\)主な特約の内容 \(P52\)](#) をご参照ください。

## 2 自動車保険の補償内容

以下では、自動車保険の一般的な補償内容を説明していますが、個々の契約の補償内容は各保険会社が販売している保険の内容や保険契約者の方が選択される内容によって異なります。

### (1) 各保険の補償内容

←一般的な自動車保険契約

自動車保険には、以下のとおり、損害の種類に応じた様々な保険があり、これらの保険を組み合わせることで補償内容が構成されています。

補償の対象	ヒ ト	モノ
他人への賠償	他人を死傷させた場合 <b>対人賠償責任保険</b>	他人のモノを壊した場合 <b>対物賠償責任保険</b>
ご自身の補償	ご自身や搭乗者が死傷した場合 <div style="border: 1px dashed blue; padding: 5px; display: inline-block;"> <b>人身傷害保険</b>                      または  <b>自損事故保険</b> ※  <b>無保険車傷害保険</b> </div> ↔ 搭乗者傷害保険 ※人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として用意されています。	ご自分の車が壊れた場合 <b>車両保険</b>

#### ① 他人への賠償に関する補償

##### ■ 対人賠償責任保険（他人を死傷させた場合）

###### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人を死傷させ、損害賠償責任を負った場合



###### ● 支払われる保険金の額

損害賠償責任の額のうち、自賠責保険から支払われる額を超える額



##### ■ 対物賠償責任保険（他人のモノを壊した場合）

###### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故で他人の車や建物などの財物を壊し、損害賠償責任を負った場合



###### ● 支払われる保険金の額

損害賠償責任の額



## ② ご自身の補償

### ■ 人身傷害保険（ご自身や搭乗者が死傷した場合）

#### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や家族またはご自分の車の搭乗者が死傷した場合



#### ● 支払われる保険金の額

事故の相手方との過失割合にかかわらず、実際に生じた損害\*の額

**Point ①** 事故の相手方が損害賠償すべき額も含めて、死傷による損害全体がまとめて補償されます。

**Point ②** 相手方のいない単独事故の場合についても補償されます。

**Point ③** 損害の額は、保険約款に定められた基準により算定されます。

\*損害とは、治療費、休業損害、精神的損害、逸失利益、将来の介護料、葬儀費などをいいます。

人身傷害保険を付けない場合の限定的な補償として、これらの保険も用意されています。

### ■ 自損事故保険

#### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自身や搭乗者が死傷した場合で、自賠法に基づく損害賠償請求権が発生しない場合

#### ● 支払われる保険金の額

あらかじめ定められた以下の金額が支払われます

死亡した場合	1,500万円
後遺障害が生じた場合*	後遺障害の程度に応じて、 50万円～2,000万円
治療を要した場合	入院日数×6,000円 通院日数×4,000円 (100万円限度)

\*重度の後遺障害により介護が必要な場合は、別途200万円が支払われます。



### ■ 無保険車傷害保険

#### ● 保険金が支払われる場合

相手自動車に保険を契約していない場合や、ひき逃げなどにより、十分な補償が受けられない場合（死亡した場合または後遺障害が生じた場合に限りません）

#### ● 支払われる保険金の額

相手方の損害賠償責任の額のうち、自賠責保険や対人賠償責任保険などから支払われる額を超える額



### ■ 搭乗者傷害保険

#### ● 保険金が支払われる場合

自動車事故でご自分の車の搭乗者が死傷した場合



#### ● 支払われる保険金の額

保険契約者が設定した金額に応じて、以下の金額が支払われます

死亡した場合	契約時に設定した金額
後遺障害が生じた場合*1	後遺障害の程度に応じて、契約時に設定した金額の一定割合
治療を要した場合	支払方式によって異なります*2

- ※1 重度の後遺障害により介護が必要な場合は、契約時に設定した金額に応じた保険金が支払われます。
- ※2 治療を要した場合の支払方式には、契約時に設定した入院日額・通院日額を入通院日数に応じて支払うもの（日額払）や、傷害を被った部位・症状に応じた金額を支払うもの（部位・症状別払）、常に一律の金額を支払うもの（一時金払）があります。

搭乗者傷害保険は、人身傷害保険や自損事故保険・無保険車傷害保険と組み合わせることができます。

### ■ 車両保険（ご自分の車が壊れた場合）

#### ● 保険金が支払われる場合

ご自分の車が偶然な事故によって壊れた場合や盗まれた場合



#### ● 支払われる保険金の額

全損*1の場合	事故時点における車の価値（保険価額）と同じ額
分損*2の場合	車を事故発生直前の状態に修理するために必要な額

- ※1 車を修理するために必要な額が保険価額以上となる場合や、修理することができない場合、盗まれて発見できなかった場合をいいます。
- ※2 車を修理するために必要な額が保険価額未満となる場合をいいます。

## （2） 保険金が支払われない場合

← 一般的な自動車保険契約

次のような場合には、保険金は支払われません。

<p>保険契約者などの 故意</p>	<p>自動車を競技などに 使用している間</p>	<p>地震・噴火、または これらによる津波</p>
------------------------	------------------------------	-------------------------------

など

## (3) 主な特約の内容

←一般的な自動車保険契約

### ① 補償範囲を縮小する特約

特約の内容	補償範囲
<p><b>運転者本人・配偶者限定特約</b> 補償範囲を本人または配偶者が運転中の場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>配偶者                      親                      子</p>
<p><b>運転者年齢条件特約</b> 補償対象となる運転者の年齢を「21歳以上」や「26歳以上」などに限定し、若年者が運転中の場合を補償範囲から除外します。</p>	 <p>21歳未満                      26歳未満</p>
<p><b>車両相互間衝突危険「車両損害」補償特約 (相手自動車確認条件付)</b> 車両保険において、保険金が支払われる場合を、「契約した自動車と相手自動車との衝突または接触」による場合でかつ、相手自動車を確認できる場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>相手自動車を確認できる車両相互間事故                      火災                      電柱への衝突</p>
<p><b>車両危険限定補償特約 (A)</b> 車両保険において、保険金が支払われる場合を、火災、爆発、盗難、台風、竜巻、洪水、落書きなどの、<u>自動車の走行に起因しない</u>場合のみに限定します。</p>	<p>例えば</p>  <p>自動車の走行に起因しない事故                      自動車の走行に起因する事故</p>

### ② 補償範囲を拡大する特約

<p><b>他車運転危険補償特約</b> 他人の自動車を借用して運転中の場合も補償対象とします。 ※一般的な契約では、自動的に付いています。</p>	
<p><b>原動機付自転車に関する特約</b> 契約した自動車以外の原動機付自転車を運転中の場合も補償対象とします。</p>	

③ 保険金の算定方法を変更する特約

**車両価額協定保険特約**

事故時点における車の価値ではなく、契約時に協定した車の価値を基に車両保険金を支払います。

※車両保険の付いた一般的な契約では、この特約も自動的に付いています。



契約時の車の価値

事故時の車の価値

- 車両保険の保険金は事故時の車の価値を基に算定されますが、契約時の車の価値は、時間の経過や使用実態によって、事故時には大きく減少してしまっていることがあります。
- そこでこの特約では、保険契約者と保険会社との間で、契約時に車の価値を協定し、事故時ではなく契約時の車の価値を基に車両保険金を支払います。

**3 自動車保険標準約款**

当機構では、自動車保険の参考純率を算出しており、その算出にあたって前提となる補償内容などを定めています。これを保険約款という形で示したものを自動車保険標準約款といいます。

← 自動車保険参考純率

標準約款では、1 ②(1) の保険 (P49 参照) のうち、人身傷害保険を除く 6 種類の保険の補償内容を、普通保険約款として規定しています。

標準約款における主な特約は、1 ②(3) の内容と同様です。

■ 自動車保険標準約款の構成



標準約款の搭乗者傷害保険では、治療を要した場合の保険金支払方式を、日額払としています。

## 2 自動車保険の保険料率

自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

### 1 自動車保険の保険料率の概要

#### (1) 自動車保険の保険料率

←一般的な自動車保険契約

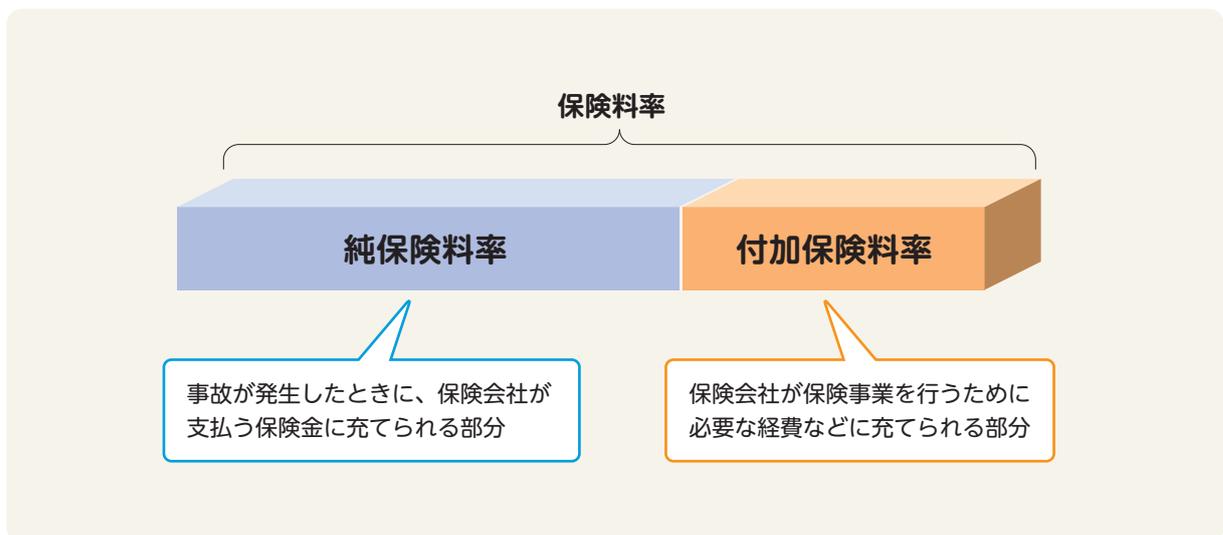
自動車保険の保険料率とは、自動車1台あたりの保険料をいいます。

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

なお、保険料率は「純保険料率」と「付加保険料率」から成り立っています。

▶ 料率区分の詳細は、2-1(4)自動車保険の料率区分(P56)をご参照ください。

#### ■保険料率の構成



memo

#### 保険会社が販売する保険商品の「保険料率」と当機構が算出する「参考純率」との関係

- 「参考純率」とは、料率算出団体が算出する「純保険料率」のことです。当機構では料率算出団体として、保険会社から収集した大量の契約・支払データのほか、各種の外部データも活用して自動車保険の「参考純率」を算出し、保険会社に提供しています。
- 保険会社は、自社の「保険料率」を算出する際の基礎として、「参考純率」を使用することができます。
- 付加保険料率部分については、保険会社が独自に算出します。

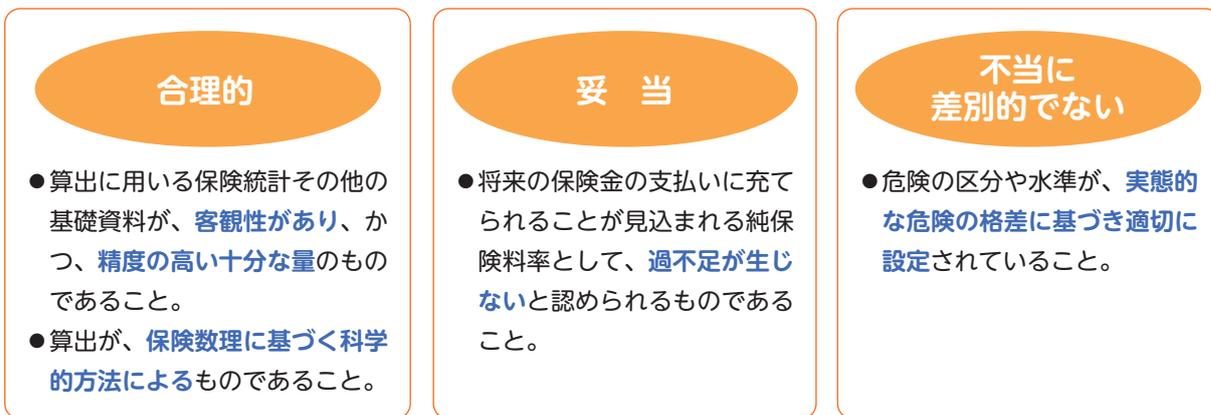
## (2) 保険料率の3つの原則

←一般的な自動車保険契約

保険料率は、「合理的・妥当・不当に差別的でない」という3つの原則に基づいて算出する必要があります。

参考純率についても、この「保険料率の3つの原則」に基づいて算出をしています。

参考純率における3つの原則の具体的な内容は次のとおりです（損害保険料率算出団体に関する法律、損害保険料率算出団体に関する内閣府令）。

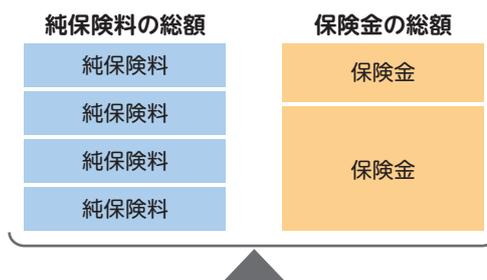


memo

「保険料率の3つの原則」の背景には、保険料と保険金の間に成り立つ、以下の原則が存在します。

### 収支相等の原則

保険全体としては、個々の保険契約の純保険料の総額は、支払われる保険金の総額と等しくする必要があります。これを「収支相等の原則」といいます。



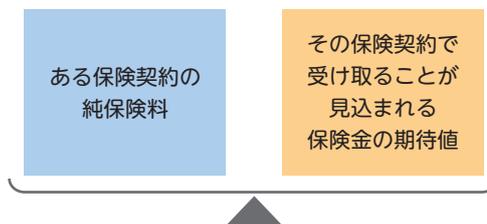
個々の契約について見ると

### 給付・反対給付均等の原則

保険契約ごとにリスク（事故に遭う確率、事故に遭ったときにどれだけのダメージを負うかなど）が異なることから、公平性を保つためには、リスクが高い契約には保険料を高く、リスクが低い契約には保険料を安くするといったように、そのリスクに応じた保険料を設定する必要があります。

こうして算出した個々の保険契約の純保険料は、将来事故が起きた時に受け取ることが見込まれる保険金の期待値に等しくなります。

これを「給付・反対給付均等の原則」といいます。



## (3) 補償内容ごとの保険料率

←一般的な自動車保険契約

自動車保険においては、保険約款で規定している補償内容ごとに保険料率を算出しています。保険契約者が支払う「保険料」は、補償内容ごとの保険料を合計したものとなっています。

### ■それぞれの補償内容ごとに保険料率を算出



当機構では、上記のうち、人身傷害保険については、参考純率の算出を行っていません。

## (4) 自動車保険の料率区分

←自動車保険参考純率

自動車保険の保険料率には、保険契約者が支払う自動車保険料が、自動車の種類や運転者の年齢、過去の事故歴など、個々のリスクの差異に応じたものとなるように、料率区分を設けています。

以下では、参考純率における自動車保険の料率区分について説明していますが、実際の料率区分は保険会社により異なります。

したがって、ご自身の契約に適用されている保険料率に関する詳細な情報は、保険証券をご確認のうえ、保険会社にお問い合わせください。

### ■参考純率における料率区分

① 自動車の種類 — 用途・車種 —

④ 支払限度額など — 保険金額など —

② 付保台数 — ノンフリート・フリート —

⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

⑥ 過去の事故歴 — ノンフリート等級 —

自動車の構造や性能等の特性やユーザー層の違いによるリスクの差は、型式別料率クラスで評価するとともに、このクラスによる評価を補完する区分として、以下の区分を設けています。

⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

③-1 自動車の安全性能  
— 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

③-2 初度登録年月 — 新車・新車以外 —

### ① 自動車の種類 —用途・車種—

自動車を利用する目的（自家用や事業用など）や自動車の種類（乗用・貨物、普通・小型・軽など）の別によりリスクが異なるため、保険料率を用途・車種により区分しています。

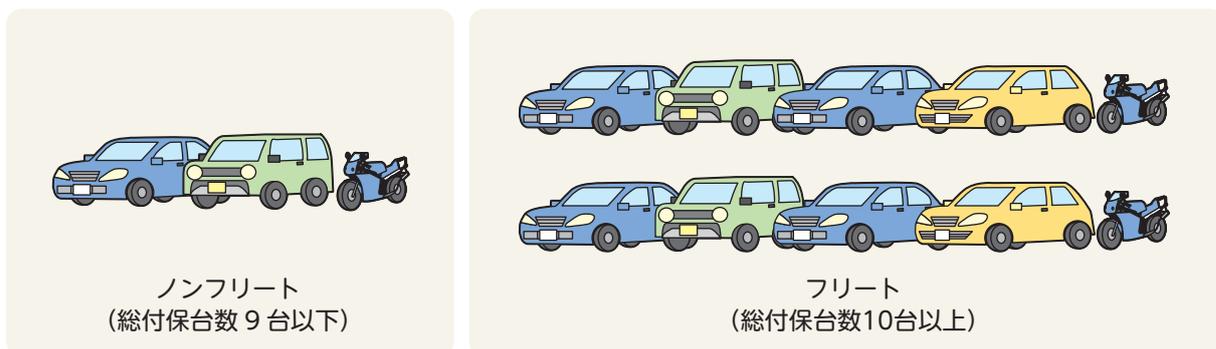
#### ■自動車保険参考純率上の用途・車種（例）



### ② 付保台数 —ノンフリート・フリート—

契約規模に応じてリスクの測定方法を分けているため、保険料率を保険契約者単位での総付保台数により区分しています。

#### ■ノンフリートとフリート



**付保台数** 自動車保険を付けている車の台数のことです。



#### ノンフリートとフリートのリスク測定方法 ～保険料の割増引制度の違い～

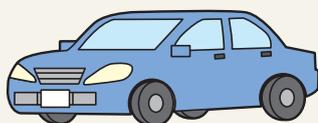
フリート契約においては、保険契約者が保険を付けている自動車すべてを対象にして、保険契約者が支払った保険料と保険会社が支払った保険金の割合を把握し、これによりリスク評価を行い、保険料の割増引に反映しています<sup>※</sup>。

一方、ノンフリート契約においては、保険を付けている自動車それぞれについて、過去の事故歴によりリスクを測定し、これを保険料の割増引に反映する「ノンフリート等級別料率制度」を設けています（2-1 (4) 自動車保険の料率区分⑥ (P63) 参照）。

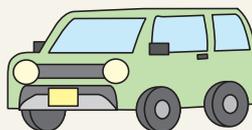
※フリート契約の割増引については、参考純率上定めていません。

## ③ 自動車の型式 — 型式別料率クラス —

### ● 対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車



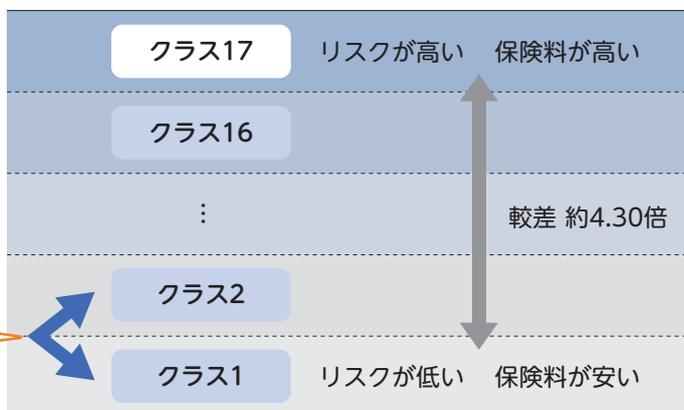
軽四輪乗用車

自動車の型式ごとに、リスクに大きな較差が見られるため、型式ごとに適用するクラスによって、自家用普通・小型乗用車は1～17の17クラス、軽四輪乗用車は1～3の3クラスに保険料率を区分しています。

※型式別料率クラスは補償内容ごとに設定しています。

### 〈自家用普通・小型乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



### 〈軽四輪乗用車の場合〉

クラス間には $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）の較差を設けており、クラスが1つ上がると保険料が $\sqrt{1.2}$ 倍（約 1.1 倍）、クラスが1つ下がると保険料が $1/\sqrt{1.2}$ 倍（約 0.9 倍）になります。



### 型式

自動車の型を分類するために付される識別記号で、自動車検査証に記載されています。同じ車名でも発売年やグレードなどにより型式が異なる場合があります。

### memo

#### クラス見直し ～型式ごとに適用するクラスは、毎年見直します～

毎年、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証しています。その結果、リスクがクラスに見合っていない型式について、リスクが低ければクラスを下げ、高ければクラスを上げる見直しを行います。このため、クラスが上がる型式の契約者は、ご自身は事故を起こしてなくても保険料が高くなるケースがあります。

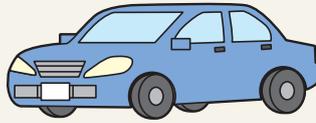
なお、新しく発売された型式については、保険データの蓄積がないことから、自家用普通・小型乗用車は、排気量や新車価格などに基つきクラスを決定し、軽四輪乗用車は、一律クラス2を適用します。

#### 型式別料率クラスの検索

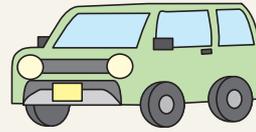
当機構のウェブサイトにおいて、参考純率における型式別の料率クラスを検索することができます。あわせて、「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じた区分（2■(4)自動車保険の料率区分3-1（P59）参照）」に関して、各型式が「発売後約3年以内（＝「衝突被害軽減ブレーキの装着の有無」に応じた保険料係数の対象）の型式」であるかどうかを確認することができます。

### 3-1 自動車の安全性能 — 衝突被害軽減ブレーキの装着の有無 —

#### ●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

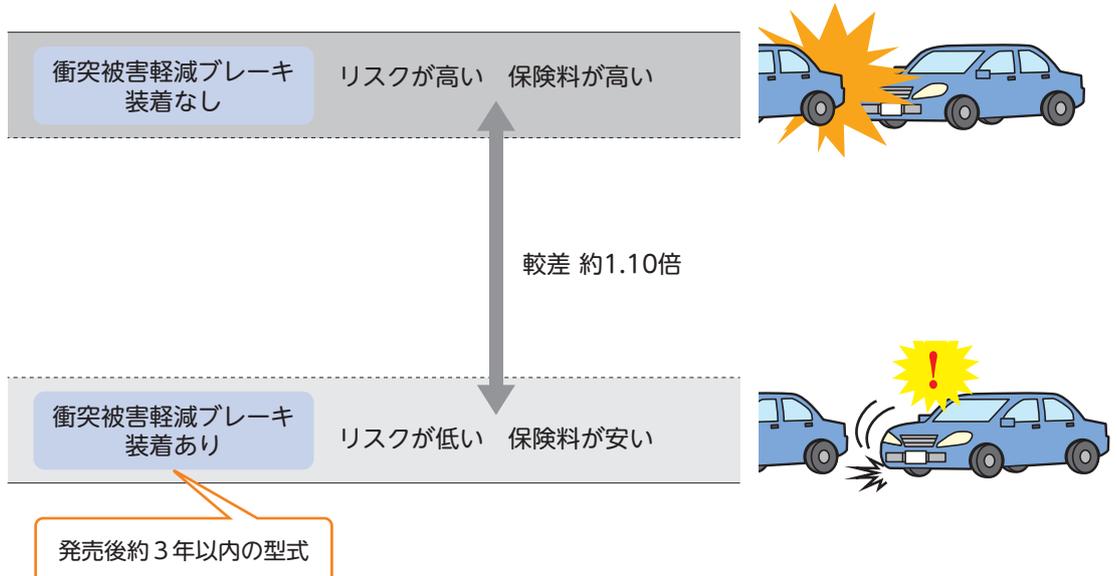


軽四輪乗用車

衝突被害軽減ブレーキ（AEB）が装着されている自動車は装着されていない自動車に比べリスクが低い実態が見られます。

#### 衝突被害軽減ブレーキ

自動車が前方障害物との衝突を回避するため、または衝突速度を下げるために自動でかけるブレーキです。



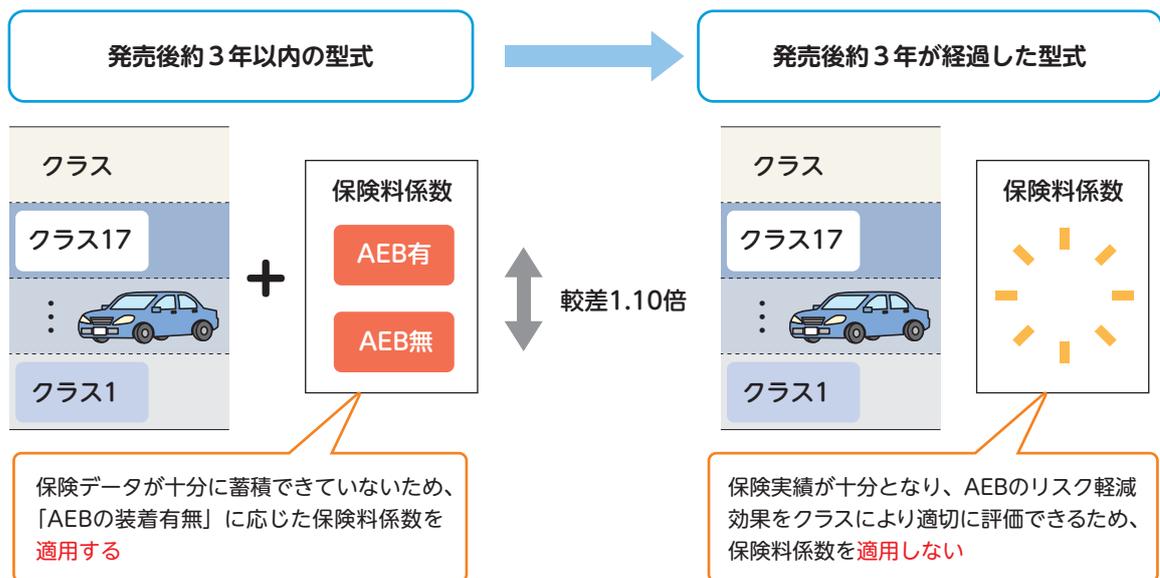
衝突被害軽減ブレーキ等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及状況は、[トピックス5](#)（P80）をご参照ください。

保険データが十分に蓄積できている型式（発売後約3年が経過した型式）については、前記③自動車の型式－型式別料率クラス－におけるクラス見直しによって、リスク実態に見合ったクラスを適用しているため、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果も保険実績を通じてクラスによって評価しています。

一方、発売されて間もない型式（発売後約3年以内の型式）のように、保険データが十分に蓄積できていない（＝全くない または 不十分な）型式については、衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果を保険料率に反映する補完的な仕組みとして、「発売後約3年以内の型式」を対象に、衝突被害軽減ブレーキの装着の有無に応じて適用する保険料率を区分しています。

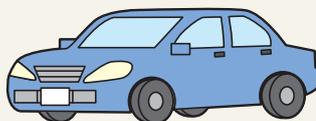
■例：自家用普通・小型乗用車の場合

（軽四輪乗用車の場合、クラスは1～3の3クラスとなります。）



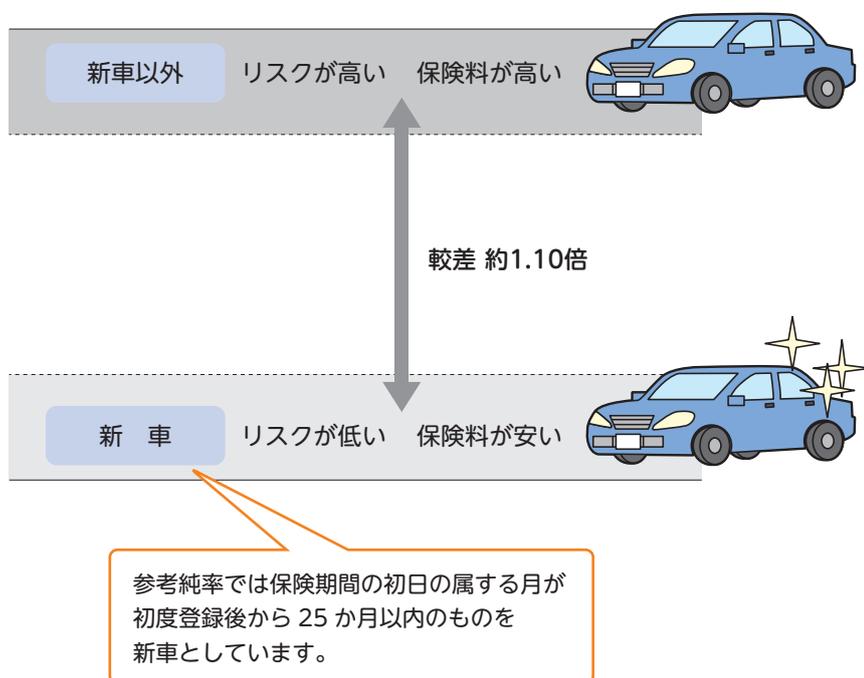
③-2 初度登録年月 —新車・新車以外—

●対象用途・車種



自家用普通・小型乗用車

車両保険以外について、新しい車（新車）の方が、古い車（新車以外）よりもリスクが低い実態が見られるため、保険料率を新車・新車以外に区分しています。



**初度登録年月** 契約している自動車は初めて国の登録や検査を受けた年月を初度登録年月といいます。

④ 支払限度額など —保険金額など—

支払われる保険金は、保険金の上限額である保険金額や、保険金を受け取られる方の自己負担額である免責金額の設定内容によって異なります。

このため、保険料率を保険金額や免責金額の額により区分しています。

memo

支払われる保険金と保険金額、免責金額の関係

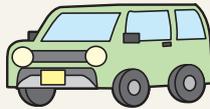
- (例1) 保険金額1,000万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として2,000万円を負担した場合、限度額である1,000万円の保険金が支払われます。
- (例2) 免責金額5万円で対物賠償責任保険を契約している保険契約者が賠償責任として20万円を負担した場合、20万円から免責金額を控除した15万円の保険金が支払われます。

## ⑤ 運転者の年齢 — 年齢条件 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。



自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車



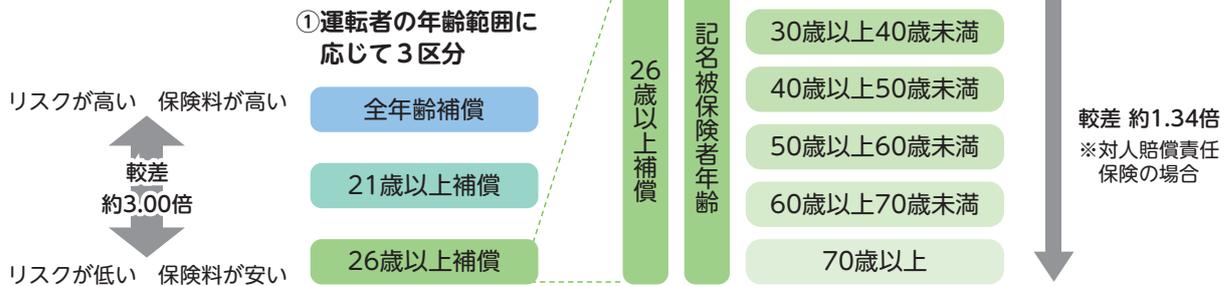
二輪自動車



原動機付自転車

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層に応じて保険料率を区分しています。(特に若年運転者や高齢運転者のリスクが他の年齢層と比較して高い傾向にあります。詳細はmemoをご参照ください。)

- ※1 年齢条件は補償内容ごとに設定しています。
- ※2 個人契約に限り、②記名被保険者の年齢層に応じて区分します。法人契約の場合、①運転者の年齢範囲のみに応じて区分します。

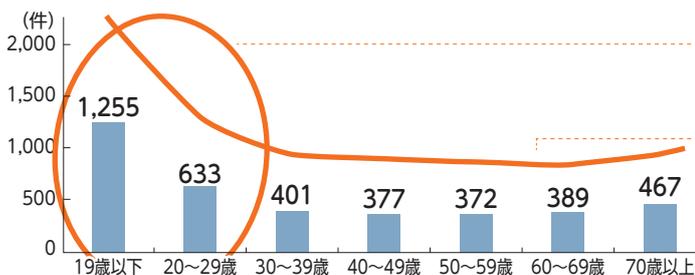


- ① 運転者の年齢範囲**
- ・全年齢補償：運転者の年齢を問わず補償（運転者年齢条件特約を付けない場合）
  - ・21歳以上補償：21歳以上の方が運転中の事故を補償（21歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
  - ・26歳以上補償：26歳以上の方が運転中の事故を補償（26歳以上の運転者年齢条件特約を付ける場合）
- 友人など、家族以外の人や帰省中の別居の未婚の子が運転をする場合は、年齢範囲にかかわらず補償します（例：26歳以上補償だが、20歳の別居の未婚の子が事故を起こした場合も補償の対象となる）。
- ※原動機付自転車については、全年齢補償、21歳以上補償のみ
- ② 記名被保険者** 契約している自動車を主に運転する方のことで、保険証券の被保険者欄に記載されている方です。

### memo

年齢区分は、なぜ2種類に分けているの？ ～交通事故件数から見る年齢区分の意味～

■ 2019年中の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数



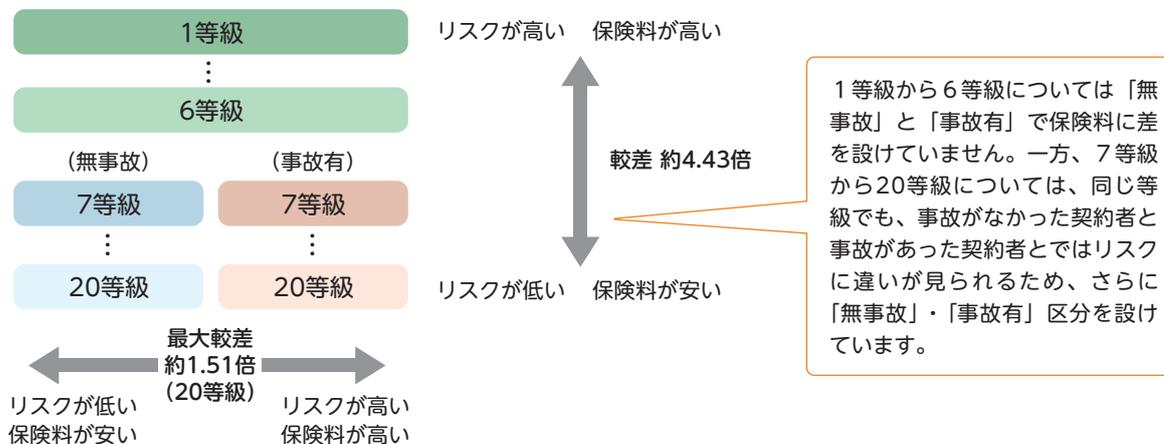
※「令和元年における交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

- ① 若年運転者のリスクが高いことから、契約している自動車の運転者の年齢範囲に応じて3つの区分を設けています。
- ② 年齢が上昇するにつれて交通事故件数は減少していますが、「60～69歳」からは減少方向から増加に転じており、「70歳以上」のリスクはさらに高い状況にあります。こうした年齢層間のリスクの違いを保険料に反映させるため、26歳以上補償で記名被保険者が個人の場合には、記名被保険者の年齢層に応じてさらに6つの区分を設けています。

➡ 高齢運転者による交通事故の実態は、**トピックス④**（P78）をご参照ください。年齢条件別の契約台数、構成比は第24表（P130）をご参照ください。

## ⑥ 過去の事故歴 —ノンフリート等級—

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクに差が見られるため、保険料率を1～20等級に区分しています。

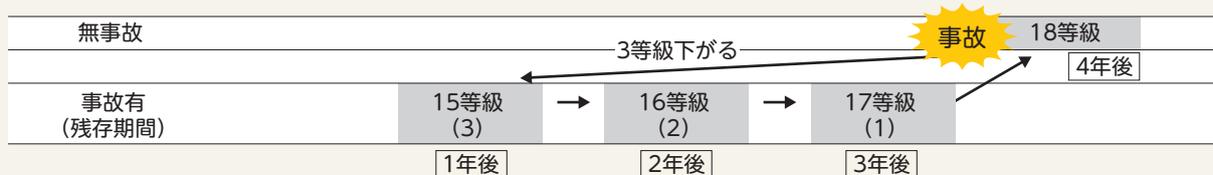


### ●ノンフリート等級の決定（一般的なケース）



### ●無事故／事故有別に保険料を適用

事故が1件あり保険金を受け取った場合、3年間「事故有」区分を適用し、その間無事故であれば、そのうち「無事故」区分を適用することになります。



memo

#### 新規の契約は6等級か7等級からスタートします

新規の契約は、通常6等級に位置付けますが、2台目以降の自動車の契約で、一定の条件を満たす場合は、7等級に位置付けます。

#### 3等級下がらない事故もあります

- ①車両保険における火災、落下物との衝突の場合など  
事故が1件あり保険金を受け取った場合、翌年度は1等級のみ等級が下がり、「事故有」区分を適用する期間も1年間となります。
- ②搭乗者傷害保険のみにかかる事故、原動機付自転車に関する特約にかかる事故の場合など  
事故が1件あり保険金を受け取った場合でも、翌年度は等級が下がらず1等級上がります。

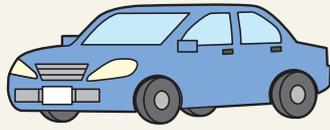
#### 「事故有」区分を適用する期間の加算は最長6年

事故1件につき3年間「事故有」区分を適用しますが、1年間に3件以上事故があった場合でも、「事故有」区分を適用する期間は6年となります。

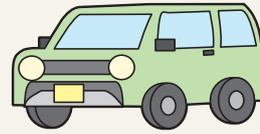
※「事故有」区分を適用する期間は、1年経過するごとに1年ずつ短くなりますが、「事故有」区分を適用している期間中に事故があった場合には、期間を加算します（上限：6年）。

## ⑦ 運転者の範囲 — 運転者限定 —

●対象用途・車種 ※ノンフリート契約に限ります。

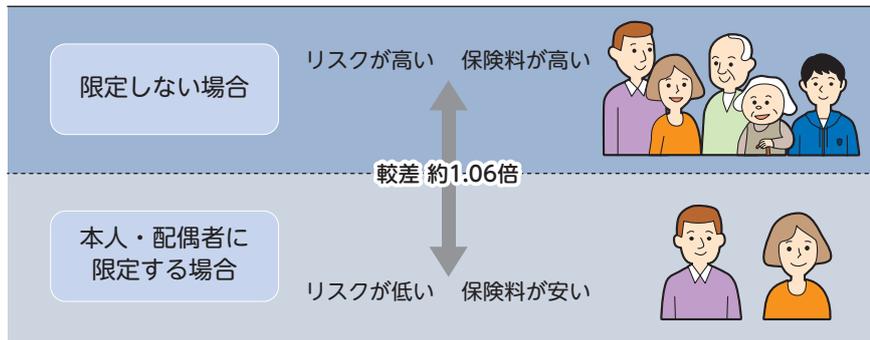


自家用普通・小型乗用車



軽四輪乗用車

運転者の範囲によりリスクが異なることから、保険料率を運転者の範囲により2つに区分しています。



- 運転者の限定区分**
- ・ 限定しない場合：運転者の範囲を問わず補償  
(運転者本人・配偶者限定特約を付けない場合)
  - ・ 本人・配偶者に限定する場合：本人または配偶者が運転中の事故を補償  
(運転者本人・配偶者限定特約を付ける場合)

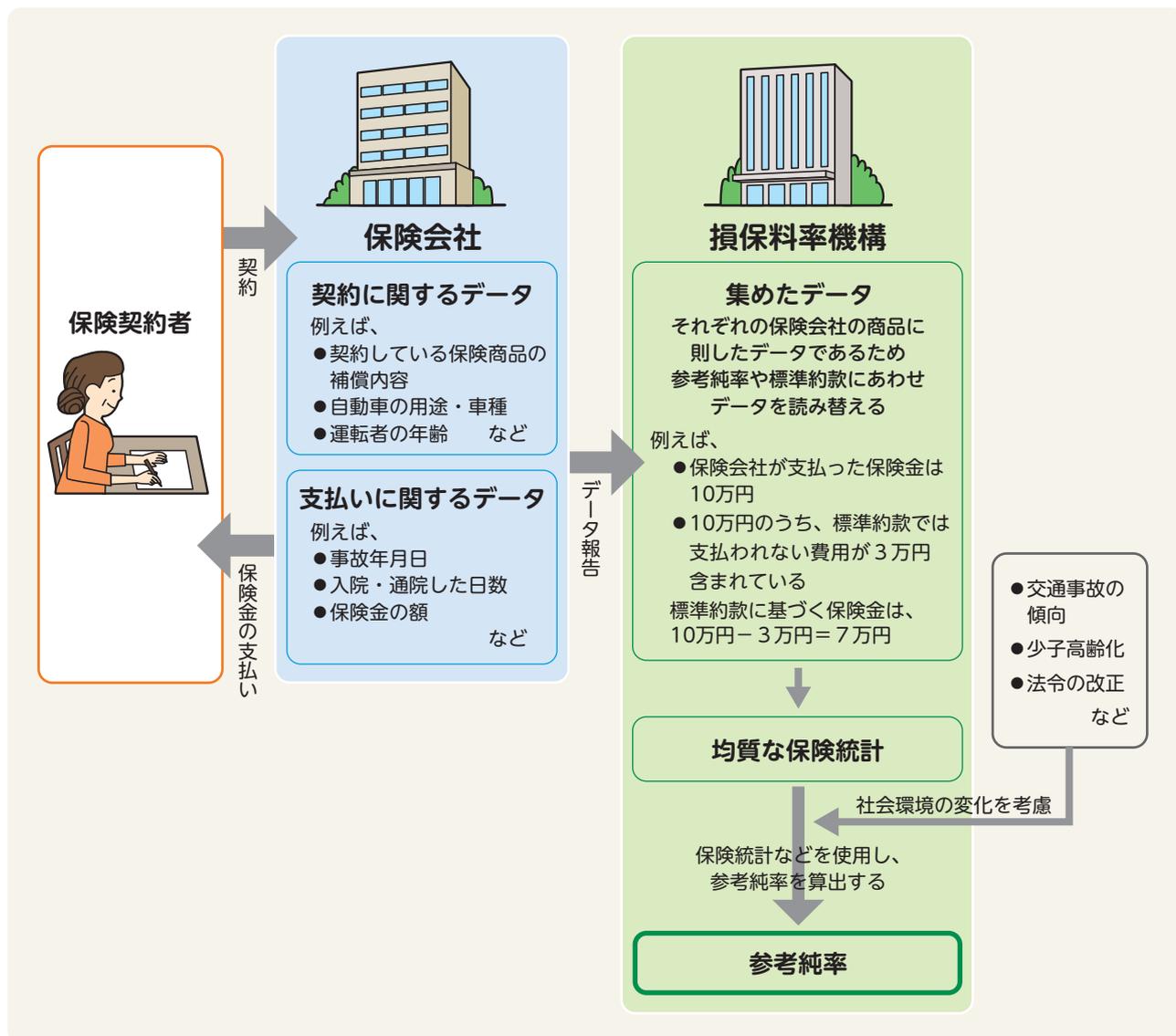
## 2 自動車保険の参考純率の算出

### (1) 統計データの収集から参考純率算出への流れ

← 自動車保険参考純率

当機構では保険会社から報告された契約・支払いに関する大量のデータを基に均質な保険統計を作成し、これを分析するとともに、社会環境の変化を考慮したうえで、保険数理などの合理的な手法を用いて参考純率の算出を行っています。

#### ■ 統計データの収集から自動車保険参考純率の算出への流れ



memo

#### 社会環境の変化の考慮

自動車保険で補償されるリスクを分析するにあたっては、社会環境の変化についての考察も行うため、保険会社から収集した契約・支払データのほか、各種の外部データも活用しています。

また、法令の改正（例：消費税率の引上げ）に伴って、自動車保険の契約・支払いにどのような影響が生じるかについても考慮しています。

## (2) 自動車保険参考純率の算出方法

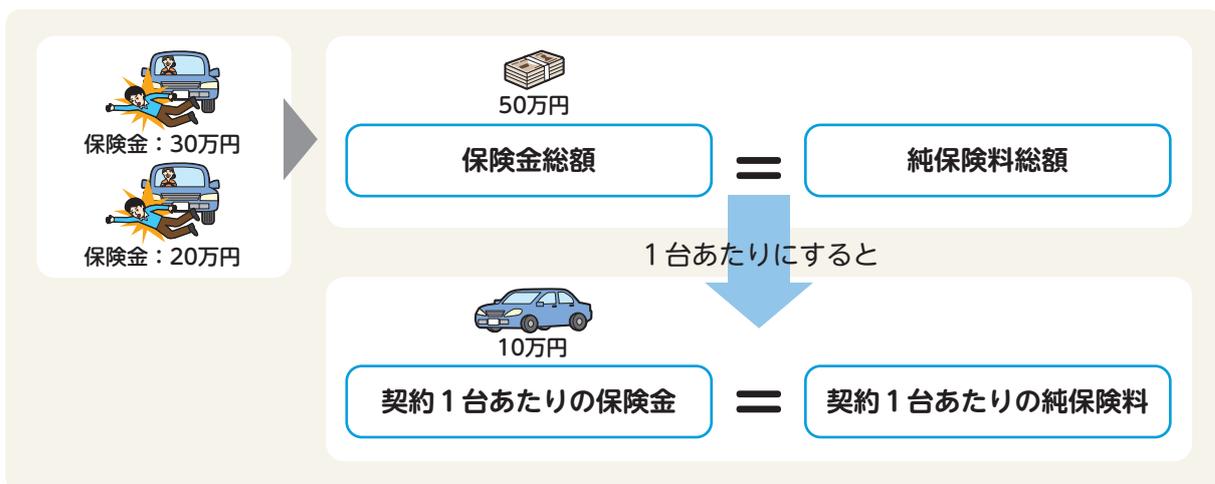
← 自動車保険参考純率

収支相等の原則（2-1(2) 保険料率の3つの原則（P55）参照）に基づき、純保険料総額と保険金総額を等しくする必要があります。

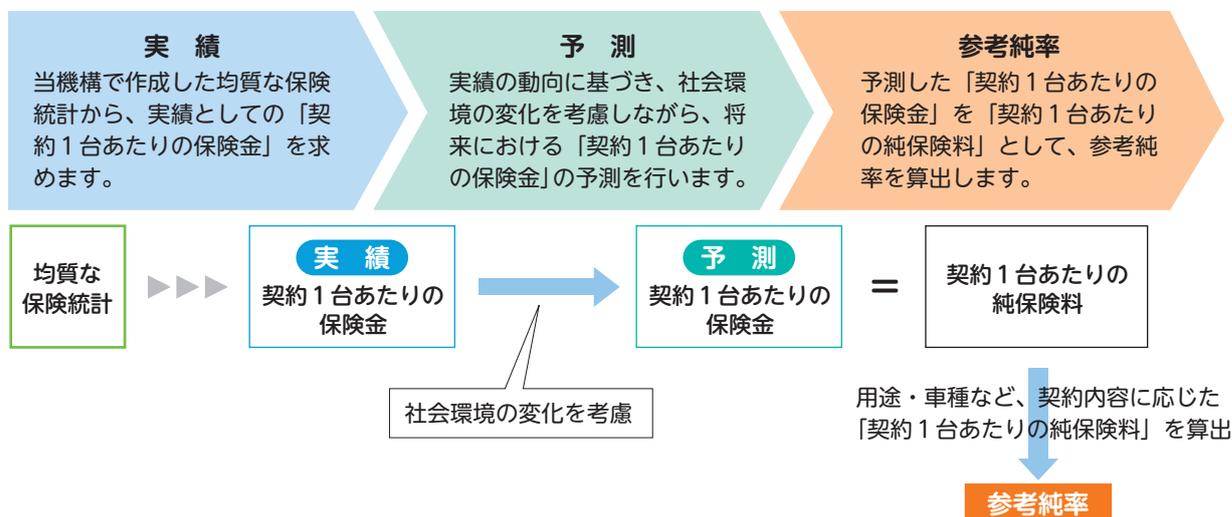
この点を踏まえ、自動車保険では「契約1台あたりの保険金」を「契約1台あたりの純保険料」として、参考純率を算出します。

### ■ 純保険料率の算出イメージ

例えば、保険金総額50万円を5台の契約で負担する場合、「契約1台あたりの純保険料」は10万円となります。



### ■ 純保険料率算出の流れ



#### 契約1台あたりの保険金

実際の予測にあたっては「契約1台あたりの保険金」は、「事故率」と「保険金単価」の2つの要素に分け、それぞれの要素別に予測しています。

$$\text{契約1台あたりの保険金} = \frac{\text{保険金総額}}{\text{契約台数}} = \frac{\text{保険金の支払件数}}{\text{契約台数}} \times \frac{\text{保険金総額}}{\text{保険金の支払件数}}$$

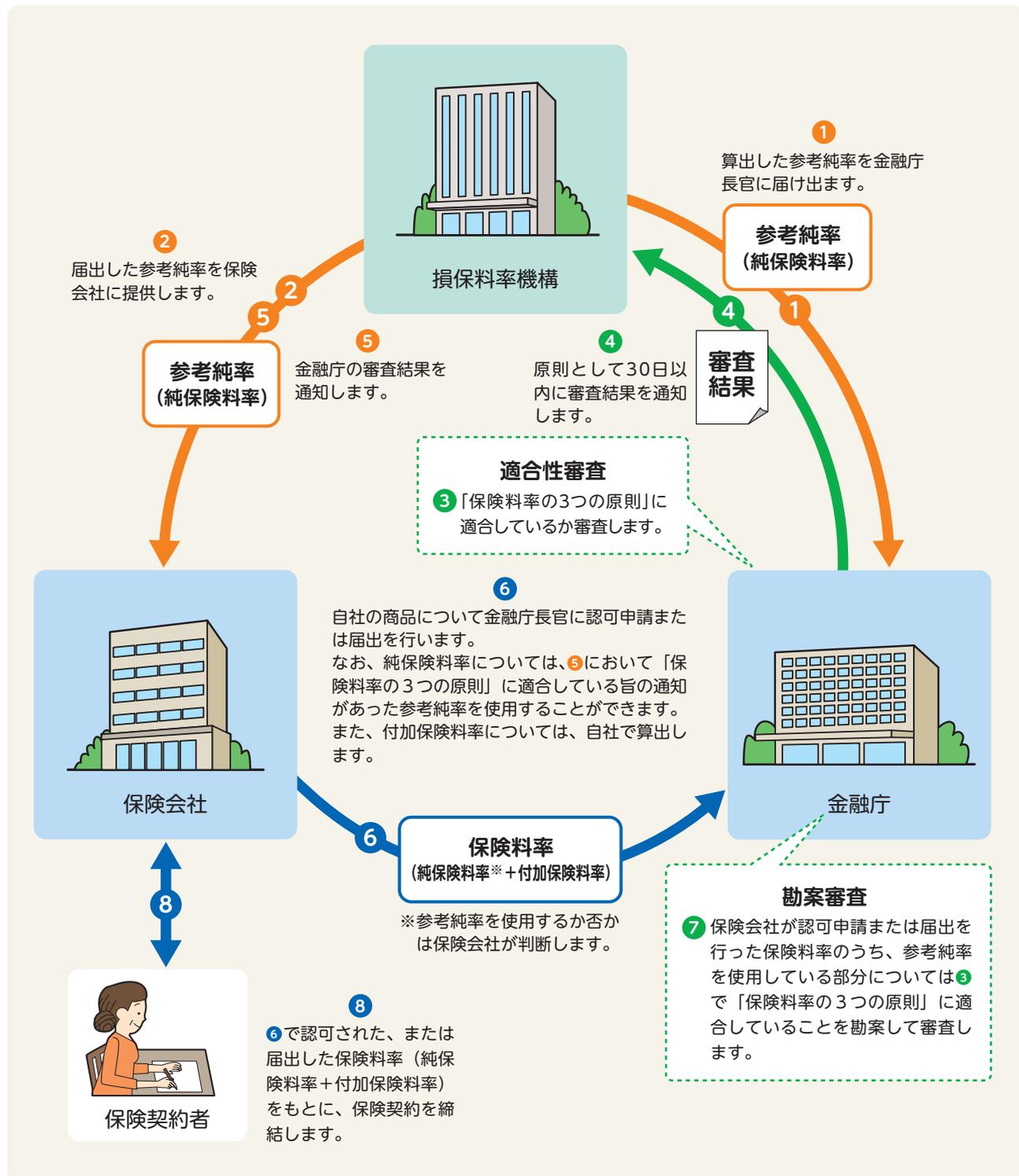
事故率  
(事故が起きる確率)
保険金単価  
(1事故あたりの保険金)

### 3 自動車保険の参考純率の算出後の流れ

当機構は、金融庁長官に、算出した自動車保険参考純率の届出を行い、参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合していることについて審査を受けます。

← 自動車保険参考純率

#### ■ 自動車保険参考純率の算出後の流れ

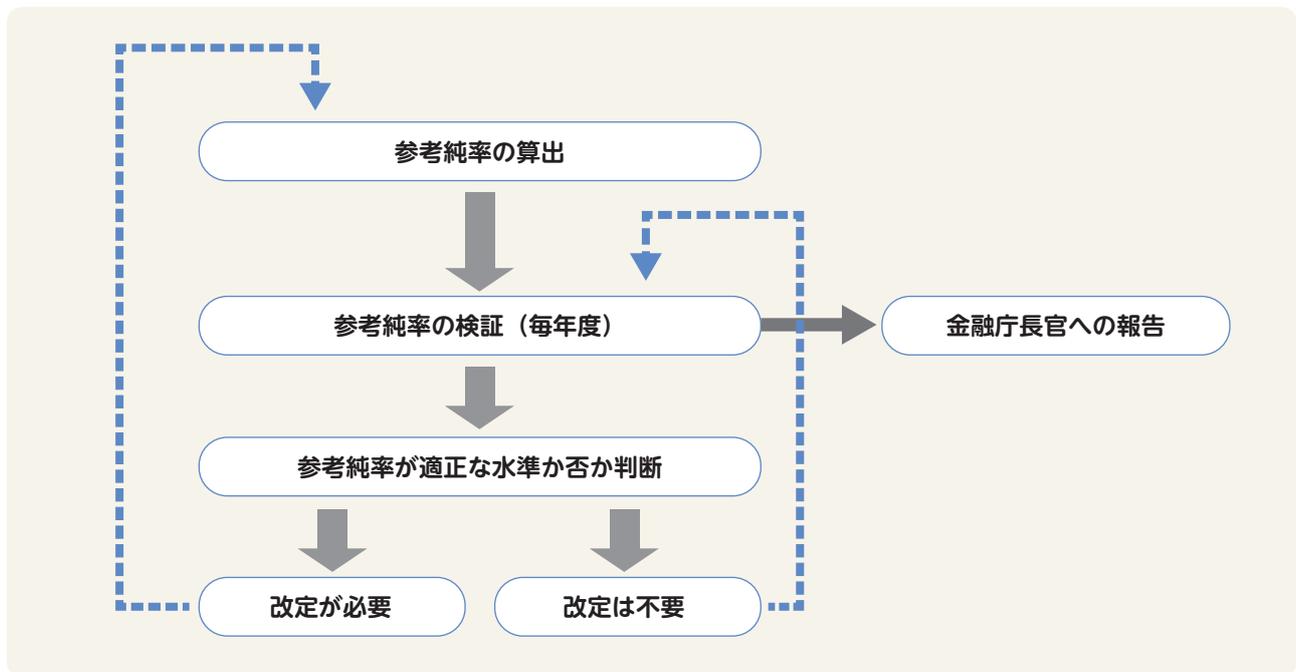


## 4 自動車保険の参考純率の検証と改定

参考純率は、算出した時点では適正であっても社会環境の変化などによりリスクの実態が変化するため、いつまでも適正な水準であるとは限りません。このため、当機構では参考純率が適正な水準であるか否かについて、毎年度チェックをしており、これを「検証」といいます。この検証の結果、改定の必要があれば参考純率の改定の届出を行います。

← 自動車保険参考純率

### ■ 自動車保険参考純率の検証と改定の流れ



# 3 自動車保険の現況

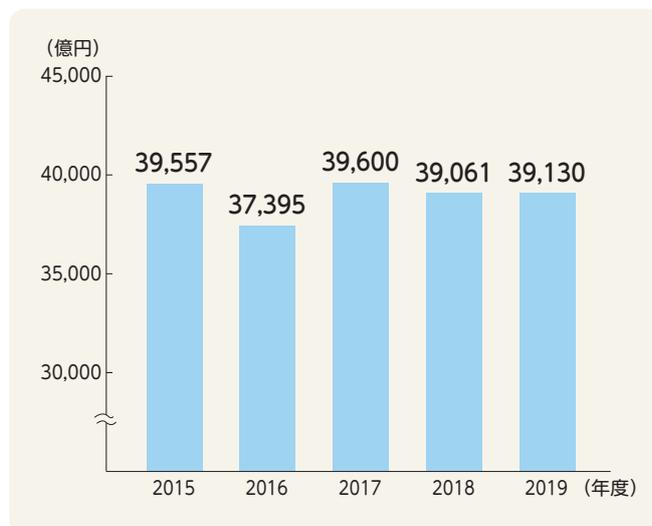
保険料（収入）と保険金（支払い）の推移について説明します。

## 1 保険料（収入）の状況

### (1) 保険料の推移

2019年度の自動車保険の保険料は、図34のとおり3兆9,130億円となっており、前年度に比べ69億円（0.2%）の増加となりました。

図34 保険料の推移



#### 保険料

図34、35の「保険料」には、2-1(1) 自動車保険の保険料率（P54）に記載の「付加保険料率」部分を含みます。

#### 集計方法について

特にことわり書きのない場合は、リトン・ベースの数値です（以下、同様）。リトン・ベースとは、当該年度に計上された数値を集計する方法です。

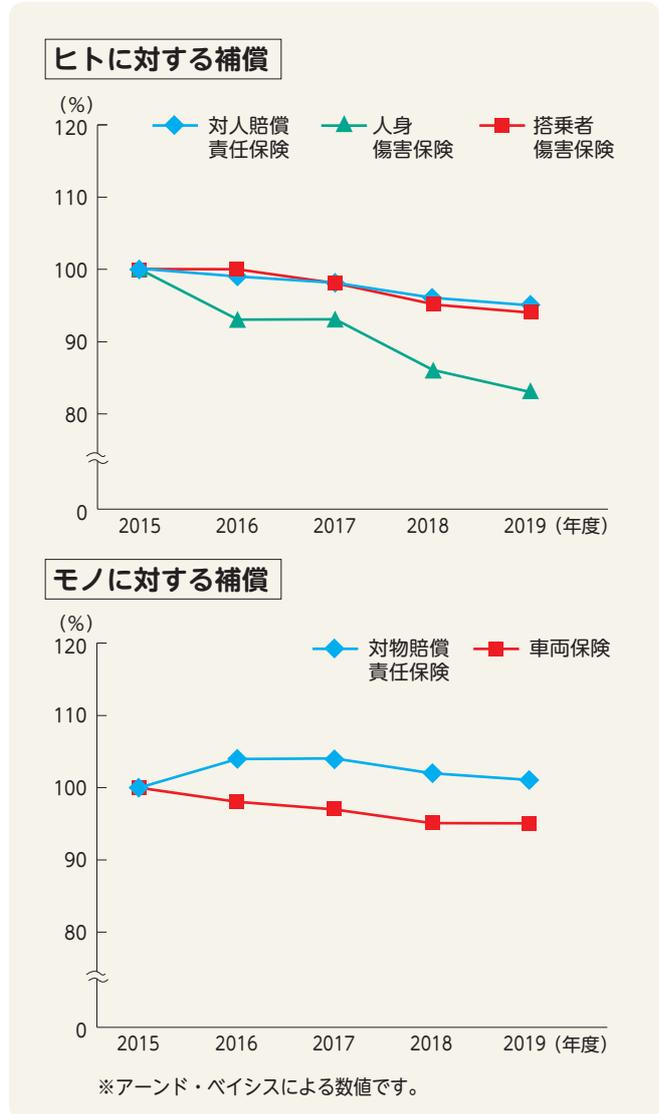
なお、自動車保険では、対象期間における収支を把握するにあたって「アード・ベース（3-1(2) 契約1台あたりの保険料の推移（P70）参照）」による「契約1台あたりの保険料」および「インカード・ベース（3-2(2) 契約1台あたりの保険金の推移（P74）参照）」による「契約1台あたりの保険金」も用いています。

## (2) 契約1台あたりの保険料の推移

自動車保険の契約1台あたりの保険料は、契約状況の変化（保険契約者が契約（補償）内容の見直しを行ったり、料率区分間の契約構成割合が変化すること）や、保険会社による保険料率水準の見直しなどにより変動します。

図35のとおり、2017年度までの対物賠償責任保険を除き、概ね減少傾向で推移しています。

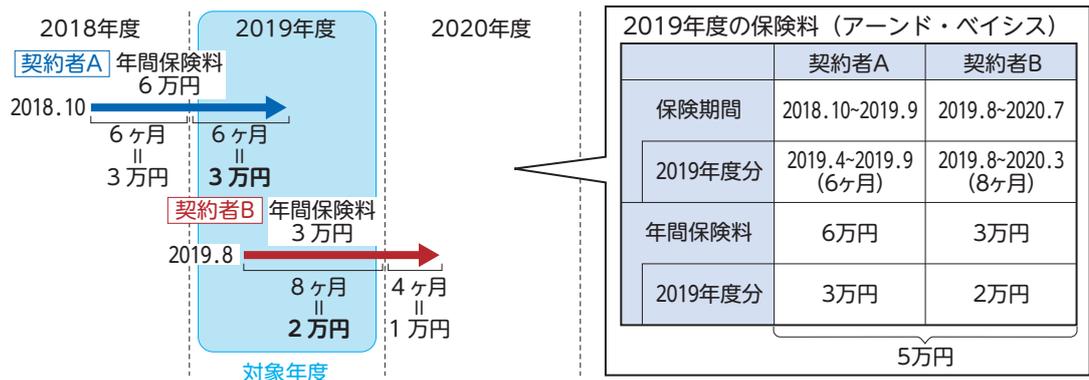
図35 契約1台あたりの保険料の推移（補償内容別）  
（2015年度を100とした場合）



### アールド・ベイススの保険料とは？

契約始期や保険料受領時期に関わらず、対象年度における保険期間の割合に対応した保険料のことです。

(例) 契約者が2人（A・B）だとした場合の2019年度の保険料（アールド・ベイスス）





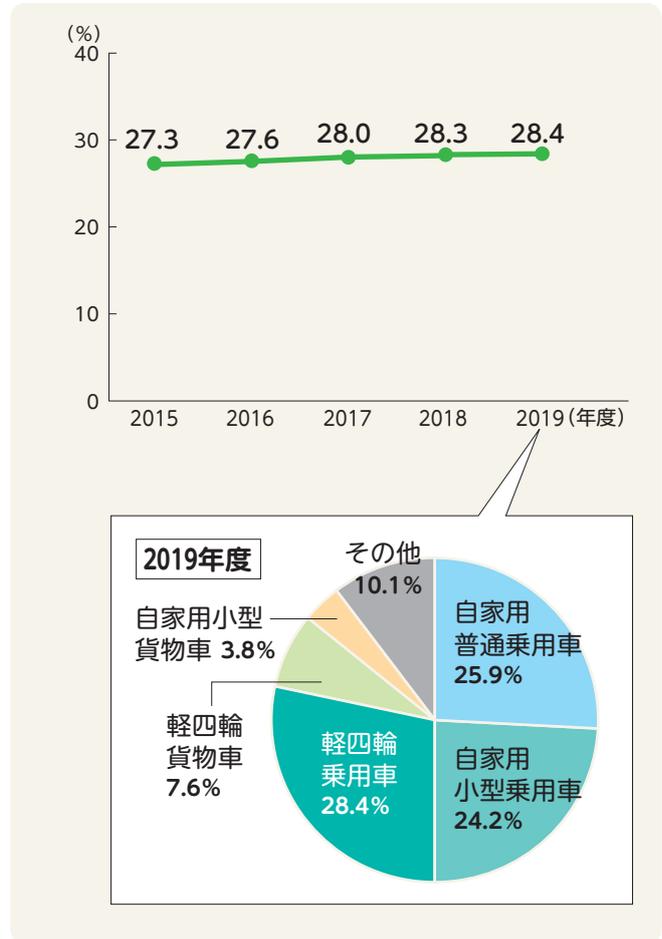
契約1台あたりの保険料の推移に影響を与える主な契約の状況は以下のとおりです。

#### 軽四輪乗用車の増加

自動車を利用する目的や自動車の種類によってリスクが異なるため、用途・車種により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分①（P57）参照）。

近年、図36のとおり、軽四輪乗用車が増加し、自家用普通乗用車や自家用小型乗用車を超える構成割合となっています。

図36 全車種に対する軽四輪乗用車の構成割合の推移（対人賠償責任保険）

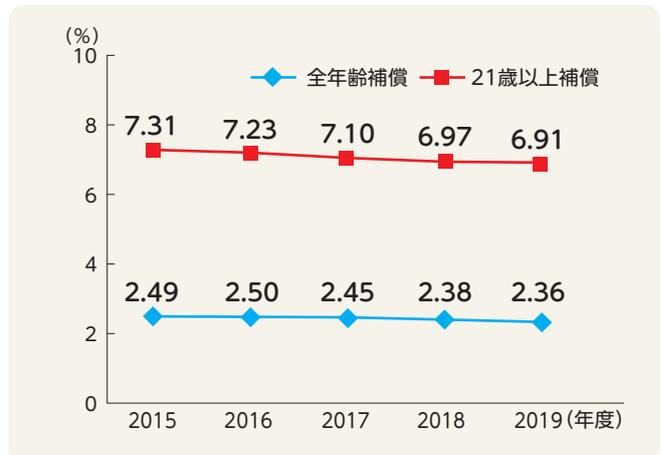


#### 若年運転者の減少

運転者の年齢によってリスクが異なるため、車を運転する方の年齢の範囲および、記名被保険者の年齢層により保険料が異なります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑤（P62）参照）。

近年、若年運転者の減少に伴い、全年齢補償および21歳以上補償の契約の割合は図37のとおり、概ね減少傾向で推移しています。

図37 全年齢補償契約および21歳以上補償契約の割合の推移（対人賠償責任保険）

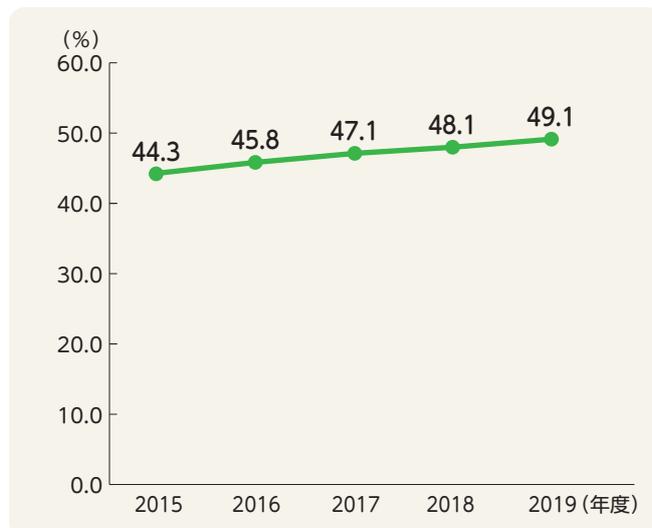


## ノンフリート等級別料率制度における 20等級割合の増加

保険契約者の過去の無事故年数や事故件数などに応じてリスクが異なるため、事故の有無により、翌年度以降の保険料が変わります（2-1(4)自動車保険の料率区分⑥（P63）参照）。

ノンフリート契約者全体で見ると、無事故年数の長い契約者が多く、最も割引率の大きい20等級の割合は図38のとおり、40%を超える水準で、増加傾向で推移しています。

図38 ノンフリート等級別料率制度における  
20等級割合の推移（対人賠償責任保険）

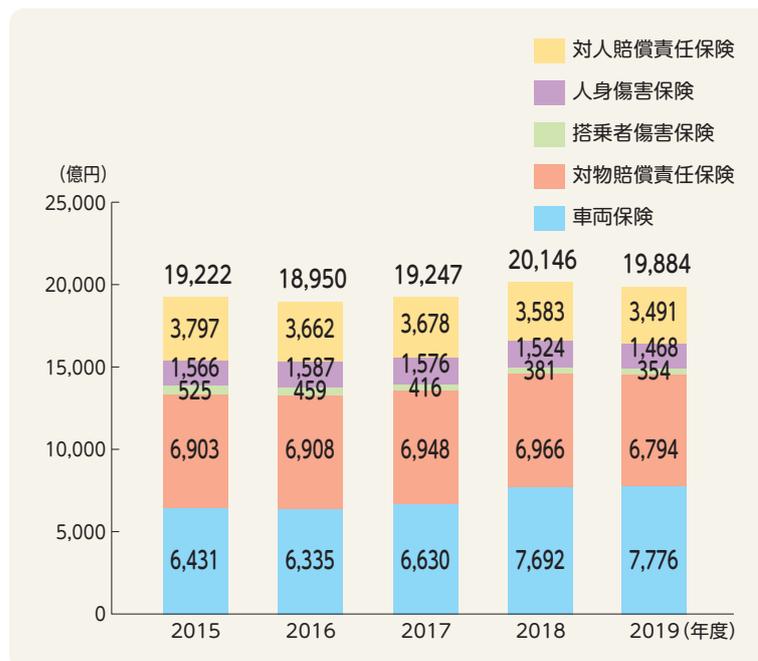


## 2 保険金（支払い）の状況

### (1) 保険金の推移

2019年度の自動車保険の保険金は、図39のとおり1兆9,884億円となっており、前年度に比べ262億円（1.3%）の減少となりました。これは、主に先進安全技術の普及促進等を背景とした交通事故の減少が要因となっています。

図39 保険金の推移



#### 保険金

図39～図42の「保険金」には、付帯費用を含みません。

#### 付帯費用とは

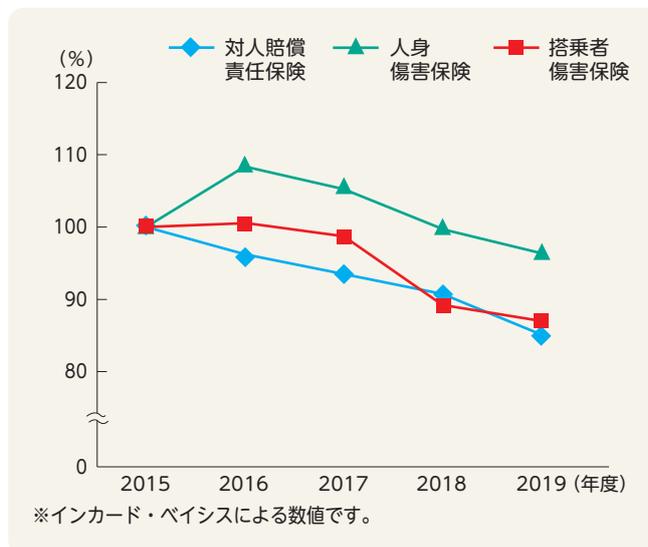
保険金の支払いに直接付随して発生する費用であり、交通費、通信費、写真代、銀行振込手数料などです。

## (2) 契約1台あたりの保険金の推移

### ① 対人賠償責任保険・人身傷害保険・搭乗者傷害保険

図40のとおり2017年度以降減少傾向で推移しており、その要因としては衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいること（安全運転サポート車については **トピックス⑤**（P80）参照）が挙げられます。

図40 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）  
（2015年度を100とした場合）



### 交通事故死傷者数の減少と契約1台あたりの保険金の推移の関係

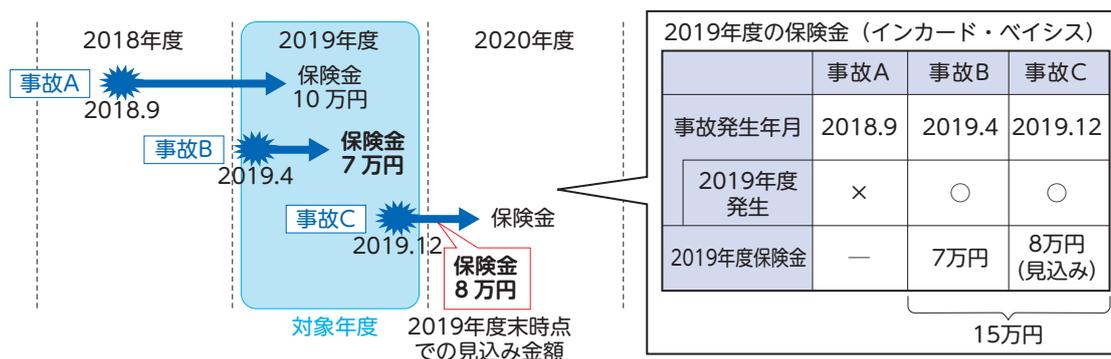
警察庁が公表する交通事故死傷者数は一貫して減少傾向が続いていますが（P23図6参照）、人身傷害保険の契約1台あたりの保険金は、年度によっては増加しています。また、対人賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は減少傾向で推移しているものの、その減少割合は、交通事故負傷者数の減少割合と比べて小幅にとどまっています。

この要因としては、第Ⅱ部3 **②** 保険金（支払い）の状況（P22）のとおり、警察庁の公表する交通事故死傷者数は人身事故として警察に届出がなされたものが集計対象ですが、対人賠償責任保険・人身傷害保険では、自賠責保険と同様、人身事故として警察に届出がなされなかった事故への支払いも含まれており、このような支払いの占める割合が増加していることによるものと考えられます。

#### インカード・ベイシスの保険金とは？

契約始期や保険金支払時期にかかわらず、対象年度に発生した事故に対する保険金のことで、当該年度に支払った保険金だけでなく、その翌年度以降に支払いが見込まれる保険金を含みます。

（例）事故が3件（A・B・C）発生した場合の2019年度の保険金（インカード・ベイシス）



## ② 対物賠償責任保険・車両保険

図41のとおり、対物賠償責任保険の契約1台あたりの保険金は、2016年度を除き減少傾向となっています。

車両保険の契約1台あたりの保険金は、自然災害の影響等により年度ごとの変動が大きくなっています。特に、2018年度および2019年度は、大規模な台風による影響で他の年度よりも高くなっています。

対物賠償責任保険および車両保険のいずれも、契約1台あたりの保険金が減少する要因としては、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及が進んでいること（安全運転サポート車については **トピックス5**（P80）参照）が挙げられます。

図42のとおり、対物賠償責任保険・車両保険の支払い1件あたりの保険金は増加傾向で推移しています。これは保険金の大半を占める修理費が増加傾向で推移していることが要因となっています（図43 支払い1件あたりの修理費の推移（P76）参照）。また、車両保険の2018年度および2019年度については、図41と同様に自然災害の影響等も増加の要因となっています。

図41 契約1台あたりの保険金の推移（補償内容別）  
（2015年度を100とした場合）

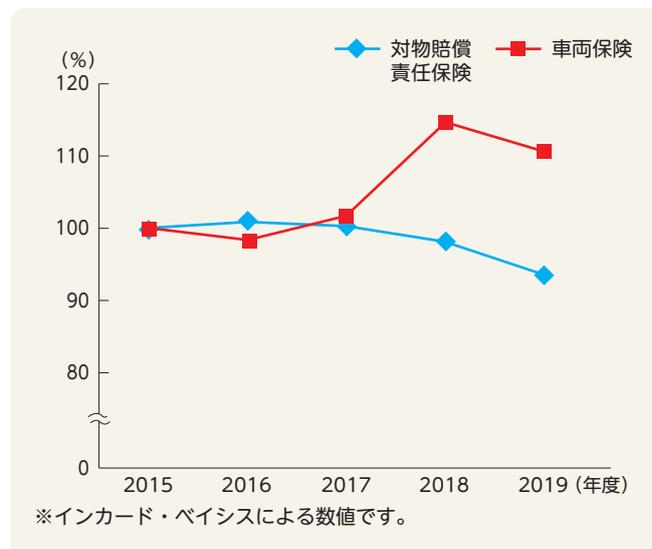
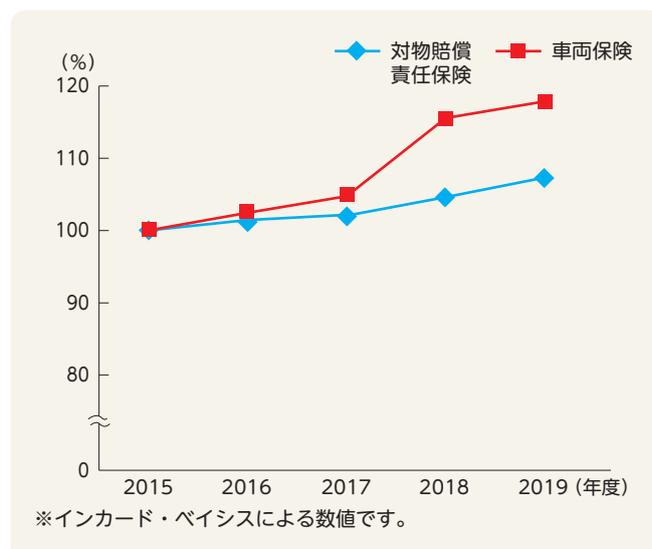


図42 支払い1件あたりの保険金の推移（補償内容別）  
（2015年度を100とした場合）

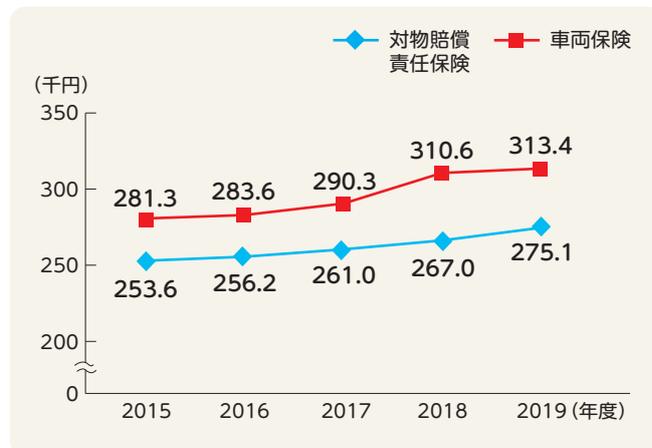




## 支払い1件あたりの修理費の増加

保険金のうち修理費（部品費・工賃・塗装費・その他）は、対物賠償責任保険においては約 5 割、車両保険においては約 8 割を占めています。支払い1件あたりの修理費は、図43 のとおり概ね増加傾向で推移しています。これは、衝突被害軽減ブレーキなど運転者の安全運転を支援するシステムを搭載した自動車（安全運転サポート車）の普及等に伴い、センサー等の比較的高価な部品が増加しているためと考えられます（安全運転サポート車については [トピックス⑤](#)（P80）参照）。

図43 支払い1件あたりの修理費の推移





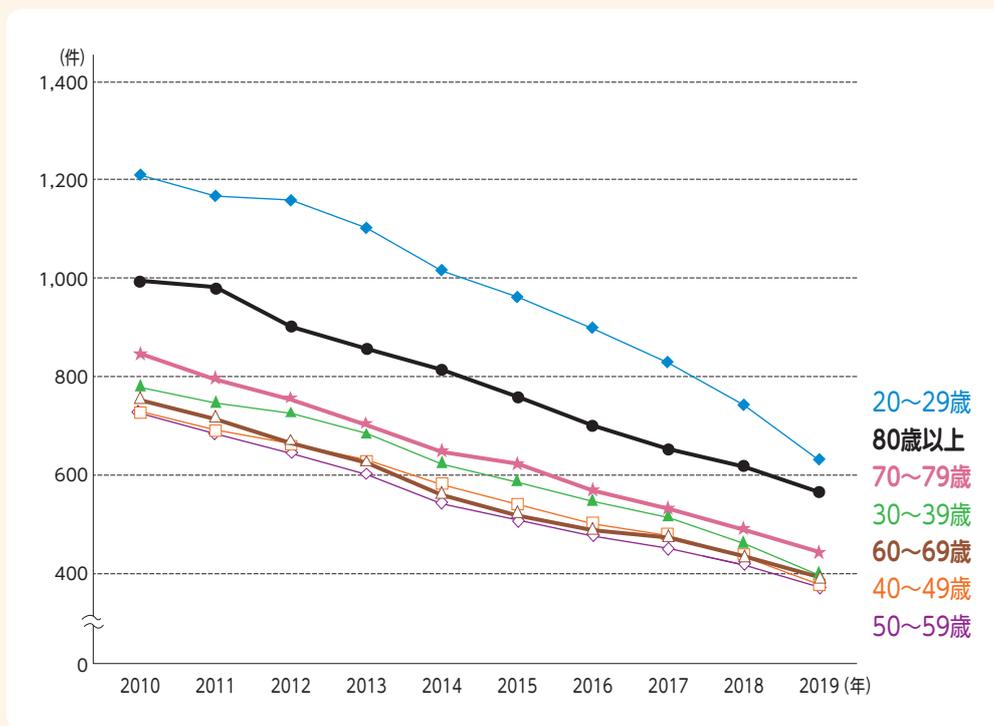
トピックス 4

高齢運転者による交通事故の実態

近年、高齢運転者による重大事故が相次いで報道され、注目を集めています。高齢運転者による交通事故の実態を見ていくと、交通事故の件数の多寡ではなく、他の年齢層と比較したときの重大事故（死亡事故）が多いことによる、運転リスクの高さがうかがえることがわかりました。

高齢運転者による重大事故について、報道で大きく取り上げられたこともあり、高齢運転者による事故が増加しているかのような印象を受けます。しかし実際には、60歳以上の運転者の交通事故件数は増加している訳ではありません。高齢人口の増加の影響を除くため、運転免許保有者10万人あたりの交通事故件数でも、高齢運転者の交通事故件数も他の年齢層と同様に減少傾向にあります。

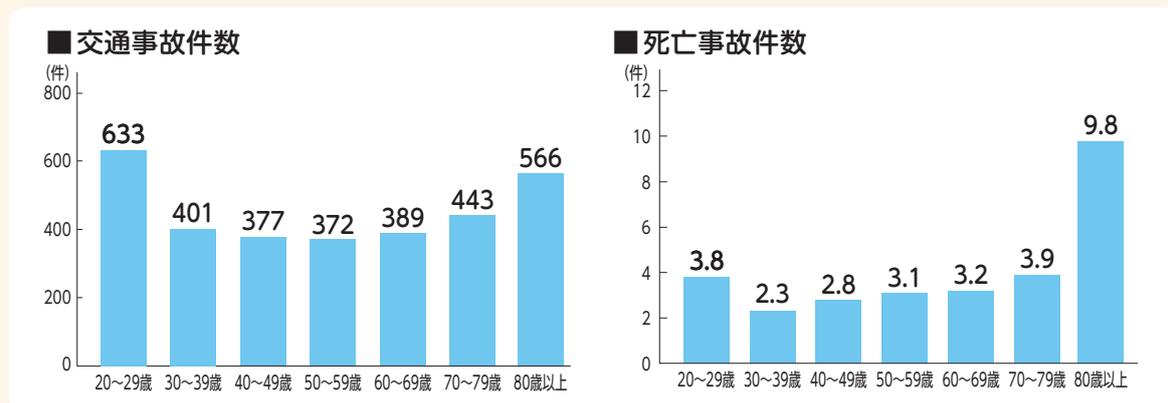
図44 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの交通事故件数の推移



※1 「令和元年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。  
 ※2 原付以上運転者とは、自動車、自動二輪車及び原動機付自転車の運転者をいいます。  
 ※3 第1当事者とは、事故当事者のうち最も過失が重い者（過失が同程度の場合には人身損傷程度〔ケガ〕が軽い者）をいいます。

高齢運転者の交通事故の特徴は重大事故（死亡事故）の多さです。そのため、件数自体は減少しているものの、高齢運転者による交通事故が世間に大きなインパクトを与えています。図45のとおり、免許保有者10万人あたりの交通事故件数を見ると70歳以上の集団より29歳以下の集団の件数の方が多いですが、死亡事故に限定して見ると高齢層が若年層を上回ります。

図45 原付以上運転者（第1当事者）の年齢層別免許保有者10万人あたりの事故件数の比較

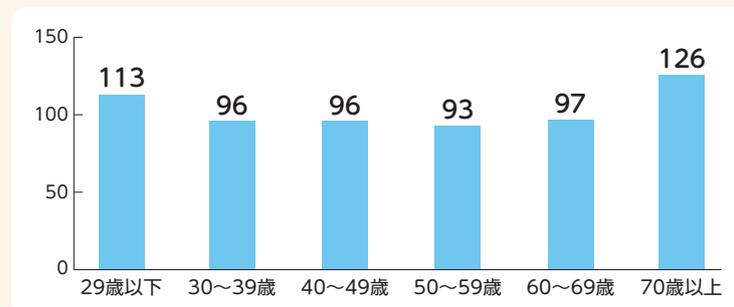


※「令和元年中の交通事故の発生状況」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

※「令和元年中の交通死亡事故の発生状況及び道路交通法違反取締り状況等について」および「運転免許統計」（警察庁交通局）から作成。

また、保険実績において、若年層が運転しない「26歳以上補償」の保険契約を対象に、記名被保険者の年齢層別のリスク較差をみると、図46のとおり、記名被保険者が「60~69歳」からリスク実態は増加に転じ、「70歳以上」ではさらに高くなっています（運転者の年齢による料率区分の詳細や記名被保険者については2-1(4)自動車保険の料率区分⑤（P62）参照）。

図46 保険実績におけるリスク較差（「26歳以上補償」全体を100とした場合の値）



※上記は対人賠償責任保険で全体の契約の約9割を占める「26歳以上補償」における記名被保険者年齢区分間の較差（2017~2019年度の累計値）。なお、参考純率では「26歳以上補償」を記名被保険者の年齢層に応じて区分している。

政府では、特に高齢運転者の事故低減に有効と考えられる衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した車（安全運転サポート車）の普及啓発をはじめ、さまざまな高齢運転者対策に取り組んでいます。

当機構ウェブサイトでは、このトピックスに関連する以下のレポートも掲載しています。こちらも合わせてご覧ください。

「高齢運転者による交通事故の実態」

[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/senior\\_driver.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver.html)

「高齢運転者のペダル踏み間違い事故」

[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/misstepping.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/misstepping.html)

「高齢運転者の事故が多いのはいつ？」

[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/senior\\_driver\\_202009.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202009.html)

「高齢者の歩行中の交通事故を防ぐには」

[https://www.giroj.or.jp/publication/accident\\_prevention\\_report/senior\\_driver\\_202102.html](https://www.giroj.or.jp/publication/accident_prevention_report/senior_driver_202102.html)

トピックス 5

安全運転サポート車（セーフティ・サポートカー）について

政府では高齢運転者の交通事故防止対策の一環として、衝突被害軽減ブレーキなどの先進安全技術でドライバーの安全運転を支援してくれる車「セーフティ・サポートカー（以下、サポカー）」の普及啓発に官民連携で取り組んでいます。

(1) サポカーとは

サポカーは「サポカー」と「サポカーS」という2種類に区分けされます。「サポカー」とは、衝突被害軽減ブレーキを搭載した、全ての運転者に推奨する自動車のことです。「サポカーS」とは、衝突被害軽減ブレーキに加え、ペダル踏み間違い急発進抑制装置等を搭載した自動車のことで、サポカーSは特に高齢者に推奨されています。さらに、サポカーSは搭載している装置の違いにより、3つの分類があります。

■ 「サポカー」、 「サポカーS」 の分類

	サポカー	サポカー S		
		ベーシック 	ベーシック+ 	ワイド 
衝突被害軽減ブレーキ	○	○※1 (対車両)	○ (対車両)	○ (対歩行者)
ペダル踏み間違い急発進抑制装置※2		○	○	○
車線逸脱警報※3				○
先進ライト※4				○

※1 低速衝突被害軽減ブレーキ（作動速度域が時速30km以下のもの）。

※2 マニュアル車は除く。

※3 車線維持支援装置でも可。

※4 自動切替型前照灯、自動防眩型前照灯又は配光可変型前照灯をいう。

※「サポカー（安全運転サポート車）のWEBサイト（<https://www.safety-support-car.go.jp/>）」（経済産業省）から作成。

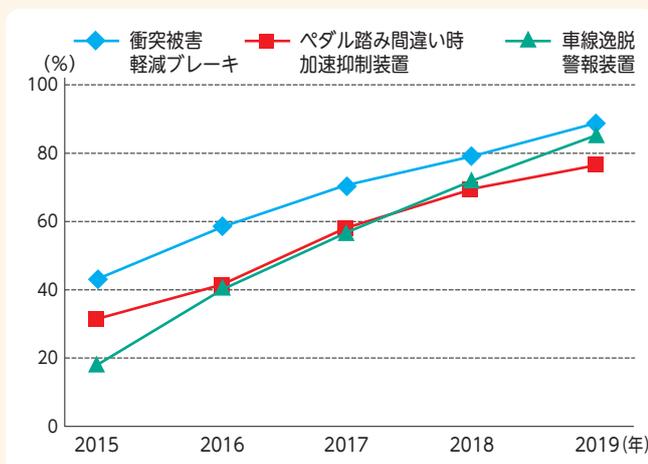
## (2) 自動車保険に対する今後の影響

サポカーには事故の減少や事故時の被害軽減といった効果が期待されています。国土交通省の要請を受け、自動車メーカー各社はサポカーの開発・販売に力を入れており、近年生産されている自動車は、こうした先進安全技術を搭載したものが多くなっています(図47)。

なお、2020年3月から開始された、65歳以上の高齢運転者に対して、対象となるサポカーの購入などを補助する「サポカー補助金」について、2021年度も事業を継続して実施しています(補助対象となる車種・装置および補助金の額等については、経済産業省・国土交通省のウェブサイトをご参照下さい)。

自動車保険が付保されている自動車のうち、衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合は2019年度で全体の3割を超えており(図48)、増加傾向にあります。このことにより、今後、事故の一層の減少や事故時の被害軽減につながる事が期待されます。一方でセンサー等の比較的高価な部品が増加していることから、修理費は増加することが考えられます。

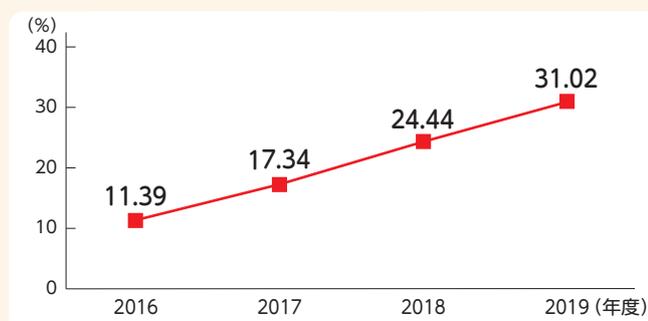
図47 生産台数に対する先進安全技術装着率の推移



※1 「ASV技術普及状況調査」(国土交通省)から作成。

※2 装着率 = 装着台数 ÷ 総生産台数

図48 衝突被害軽減ブレーキ装着車両の割合(対人賠償責任保険)



※自動車保険が付保されている自家用普通・小型乗用車および軽四輪乗用車における割合

## (3) 限定条件付免許の創設

2020年6月10日に公布された「改正道路交通法」において、運転できる自動車をサポカーに限定するなどの条件付免許(以下、限定免許)を公布後2年以内に創設することが決定しました。限定免許は、運転能力の低下を自覚した高齢者やより安全な自動車での運転を希望する人が、強制ではなく自主的な申請により、取得または変更することが検討されています。これにより、免許返納以外の新たな選択肢となることが期待されています。ただし、限定免許の対象車両などの具体的な内容は未定であり、メーカーにおける技術の実用化の動向等を踏まえ検討する必要があるとしています(「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究分科会の最終報告書(2020年3月)」(警察庁)より)。

トピックス 6

法定利率の引下げによる影響

2017年6月2日に公布された民法の改正法により「法定利率」が見直されました。  
「法定利率」の変更は、自動車保険のうち対人賠償責任保険等の純保険料に影響を及ぼします。

2017年6月2日、民法の改正法が公布され、2020年4月1日から施行されました。  
この改正は、1896年の民法制定以来初の、債権関係の規定に関する抜本的な見直しであり、主な内容としては、

- ・「消滅時効の期間」の統一化等の時効に関する規定の整備
- ・「法定利率」を変動させる規定の新設
- ・「保証人の保護」を図るための保証債務に関する規定の整備
- ・「定型約款」に関する規定の新設

などが行われました。

このうち、「法定利率」については、改正前は「年5%」と定められていた固定利率が、改正後は3年に一度の見直しが行われる変動利率に改められるとともに、改正当初の利率が「年3%」に引き下げられています。

この「法定利率」の引下げは純保険料に影響を及ぼします。

**法定利率とは**  
金銭貸借に関する契約などで当事者同士が特に利率を決めなかった場合に適用される利率のことです。

純保険料率への影響

自動車保険のうち対人賠償責任保険は、事故によって他人を死傷させた場合に損害賠償責任を負うことによって被る損害を補償する保険です（第Ⅰ部2②自動車保険の概要（P9）参照）。

この保険で補償する損害賠償額のうち、例えば「逸失利益」は、被害者が将来得ることができたと考えられる収入額に基づき計算されますが、保険金としては一度にまとめて支払われるため、あらかじめ利息に相当する額を差し引いて計算されます。これを「中間利息控除」といいます。

なお、人身傷害保険でも逸失利益を補償しており、同様の計算が行われます。

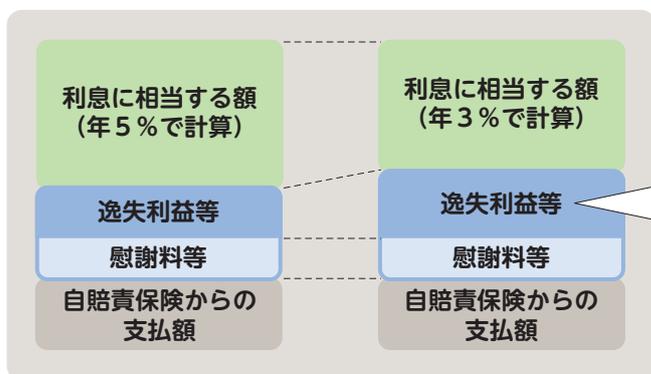
■逸失利益の計算方法（例）死亡による損害



※ 一般的に被害者本人の生活費などは控除されます。

この中間利息控除を行う場合、利息に相当する額を算出する際の利率には「法定利率」が使用されます（今回の民法の改正により明文化されました）。

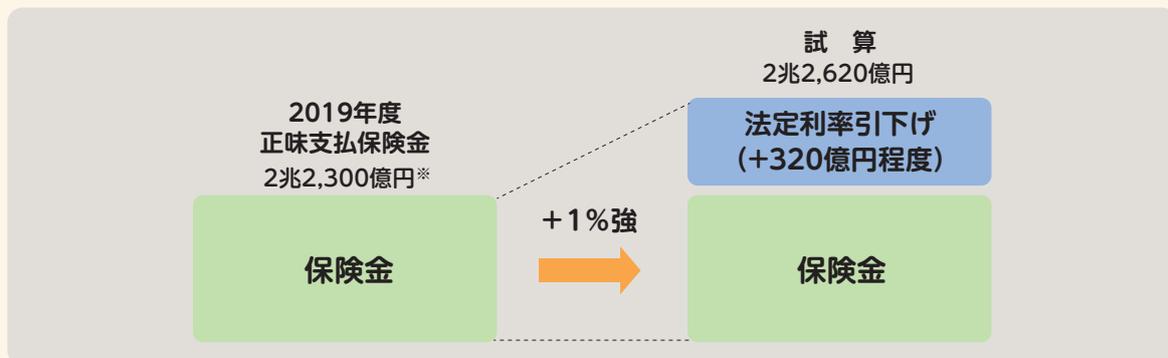
そのため、「法定利率」が5%から3%に引き下げられたことにより、将来得ることができたと考えられる収入額から差し引かれる「利息に相当する額」が少なくなり、逸失利益の額は増加することが見込まれます。



(例) 22歳男性社員が交通事故で死亡した事案における逸失利益  
 法定利率5%の場合 → 約5,970万円  
 法定利率3%の場合 → 約8,230万円  
 ※損害額算定の基礎となる数値等について、稼働可能年数は67歳まで、生活費控除率は50%とし、基礎収入は賃金センサス(令和元年)の大卒男子の全年齢平均を採用

	法定利率の影響がある主な費目
対人賠償責任保険	逸失利益、将来の介護料等
人身傷害保険	

法定利率が5%から3%に引き下げられることによる自動車保険全体への影響として、保険金が1%強(約320億円程度)増加すると見込まれます。

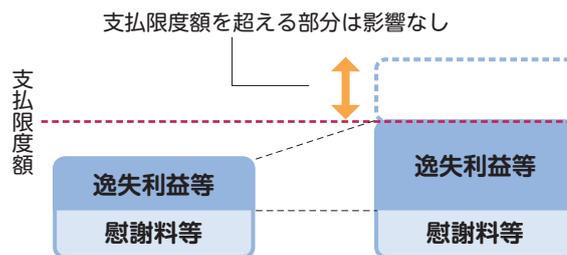


※「令和2年版インシュアランス損害保険統計号」(株式会社 保険研究所) から作成。

memo

自賠責保険料への影響

自賠責保険については、法定利率の引下げを契機として支払基準(第Ⅱ部4 自賠責保険の支払基準(P32)参照)の改正(2020年4月1日施行)が行われていますが、自賠責保険では損害の内容(死亡、後遺障害(等級別)、傷害)ごとに支払限度額が設けられており(第Ⅱ部1 自賠責保険の補償内容(P10)参照)、例えば死亡による損害においては、支払基準の改正前では全体の4割程度が支払限度額(3,000万円)に達しています(支払基準の改正によって、支払限度額に達する割合は更に増える可能性があります)。このことにより自賠責保険では、支払基準の改正の影響(保険料の引上げ要素)は自動車保険と比べて、軽微なものとなっています。



トピックス 7

自動車保険参考純率の改定（型式別料率クラス制度の改定）

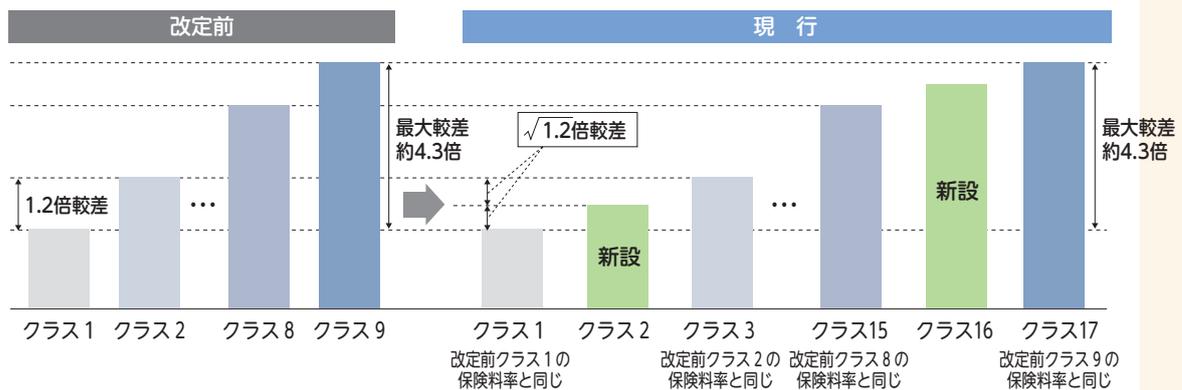
当機構は、2018年9月26日に自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」について、型式間のリスク較差を、より適切に保険料に反映させるため、自動車保険参考純率の改定に関する届出を行いました。  
 同年10月23日、金融庁長官から、届け出た参考純率が「保険料率の3つの原則」に適合している旨の通知を受領しました。

【改定の概要】

2020年1月1日以降、自動車保険参考純率における「型式別料率クラス」を以下のとおり変更しました。

(1) 自家用普通・小型乗用車における「型式別料率クラス」について、改定前の各クラスの間にもう1つクラスを設けることでクラス数を改定前の9クラスから17クラスに細分化し、各クラス間の保険料率の較差について、1.2倍から $\sqrt{1.2}$ 倍（約1.1倍）に変更しました。

図49 現行クラスと改定前クラスの保険料率の較差（自家用普通・小型乗用車）

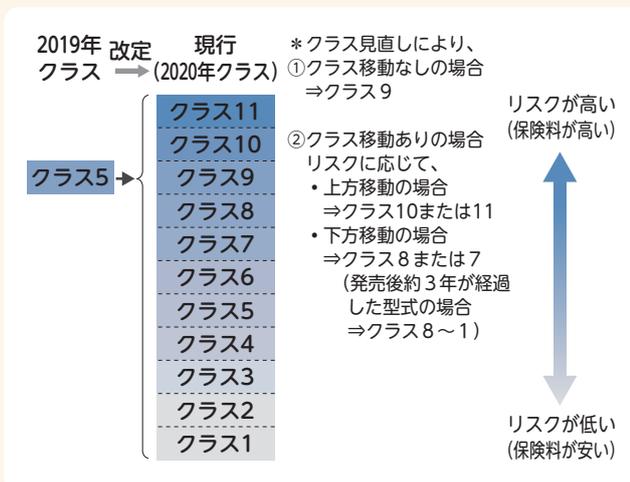


上図のとおり、現行における保険料の最も安いクラスと最も高いクラスの保険料率の較差（約4.3倍）は、改定前と変わりません。

この改定によりクラスを細分化したことに伴い、毎年1月に、型式ごとのリスクが現在位置づけられているクラスに見合っているかを検証する「クラス見直し」について、リスクが低い場合には、その度合いにより「-2」または「-1」（改定前は「-1」のみ）、リスクが高い場合には、その度合いにより「+2」または「+1」（改定前は「+1」のみ）、クラスを移動することとしました。

ただし、より早期にリスクに見合った保険料とするため、発売後約3年が経過した型式においては、リスクが低い場合にはその度合いにより「-2」よりも大きく（「-3」、「-4」など）クラスを移動することとしました。

図50 クラス見直しイメージ（2019年クラスがクラス5の場合）

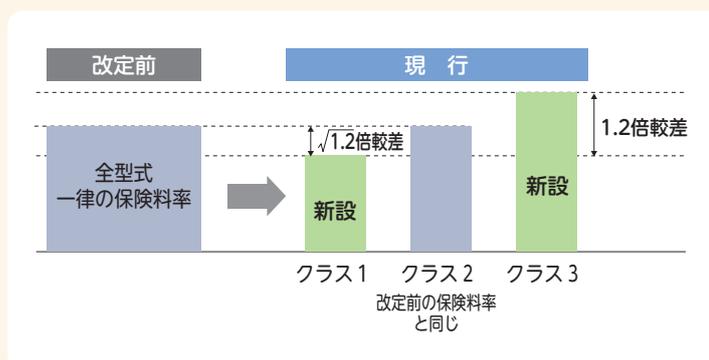


(2) 自家用軽四輪乗用車について、補償内容（対人賠償責任保険、対物賠償責任保険、搭乗者傷害保険、車両保険）ごとに「型式別料率クラス」を導入し、区分の数はクラス1～3の3段階としました。また、あわせて、衝突被害軽減ブレーキの装着車に対する保険料割引（9%割引）の適用対象を、「全型式」から「発売後約3年以内の型式」のみに変更しました。

自家用軽四輪乗用車に「型式別料率クラス」を導入したことに伴い、これまで型式によらず一律であった保険料率が、ご契約のお車の型式によって異なることとなりました。

なお、今般の改定では、自家用軽四輪乗用車について「型式別料率クラス」導入に伴う保険料の急激な上昇を抑える観点から、区分の数はクラス1～3の3段階としています。今後、自家用軽四輪乗用車における制度導入後の保険実績を確認したうえで、型式間のリスク較差をより適切に保険料に反映させる観点から、クラス数の拡大について検討しています。

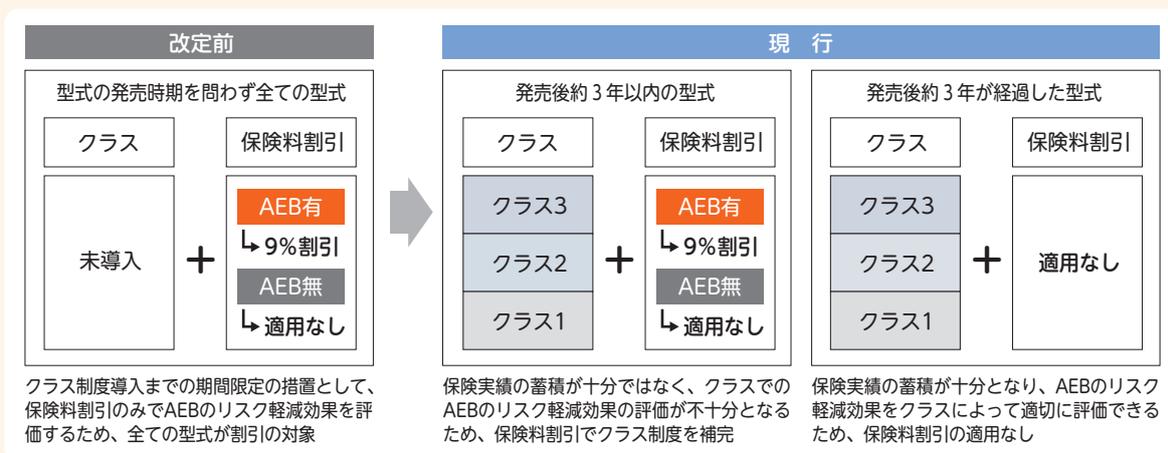
図51 現行クラスと改定前の保険料率の較差（自家用軽四輪乗用車）



<クラス制度導入に伴う衝突被害軽減ブレーキ装着車に対する保険料割引の適用対象変更>

「型式別料率クラス」導入により、保険実績の蓄積が十分な型式（発売後約3年が経過した型式）における衝突被害軽減ブレーキによるリスク軽減効果は、「型式別料率クラス」により評価することとなりました。このため、衝突被害軽減ブレーキ装着車に対する保険料割引（9%割引）の適用対象を、改定前の「型式の発売時期を問わず全ての型式（全型式）」から、自家用普通・小型乗用車と同じ「発売後約3年以内の型式」に変更しました。

図52 クラス制度と衝突被害軽減ブレーキ（AEB）装着車に対する保険料割引の関係のイメージ（自家用軽四輪乗用車）



この届出の詳細については、「自動車保険参考純率改定のご案内」をご参照ください。  
[https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/201809\\_announcement.html](https://www.giroj.or.jp/ratemaking/automobile/201809_announcement.html)

トピックス 8

コネクテッドカー・自動運転車の普及状況

近年の自動車技術の進化により、コネクテッドカーの普及および高度な自動運転車の市場化が進んでいます。これらに向けた当機構の取り組みを紹介します。

近年の自動車技術の進化によりコネクテッドカー（インターネットの通信機能を備えた自動車）が急速に普及しています（図53）。コネクテッドカーは、車両の状態や周囲の道路状況などの様々なデータを取得することが可能であり、事故時に自動的に緊急通報を行うシステムや、走行実績に応じて保険料が変動するテレマティクス保険、盗難時に車両の位置を追跡するシステムなどが実用化されています。

また、自動運転車の普及への取り組みも進んでいます。法制面では、自動運転に関する規定を盛り込む形で改正された道路交通法および道路運送車両法が2020年4月に施行され、公道での自動運転レベル3※の走行が可能となりました。併せて自動運転車の開発も進み、同年11月には本田技研工業株式会社が自動運転レベル3の型式指定を国土交通省から取得、2021年3月に発売となるなど、高度な自動運転レベルのサービスの実現と市場化が進んでいます（図54）。

当機構ではこのような自動車技術の進化と、それに伴う自動車保険の変化に対応すべく、自動車の走行データの収集・分析体制を構築し、今後の参考純率の商品・料率制度体系上の対応案等の検討を進めています。

※自動運転レベルについて

日本を含めた多くの国で自動運転は、レベル0（自動運転なし）、レベル1（運転支援）、レベル2（部分運転自動化）、レベル3（条件付運転自動化）、レベル4（高度運転自動化）、レベル5（完全運転自動化）の複数のレベルに分けて定義されています。なお、レベル2（部分運転自動化）については、レベル1と同様ドライバーが責任を持って安全運転を行うことを前提とした「運転支援」技術であることに注意が必要です。

図53 コネクテッドカーの新車販売台数（乗用車、商用車）

	2019年	2035年予測	2019年比
日本	340万台	380万台	111.8%
北米	980万台	1,730万台	176.5%
欧州	780万台	2,020万台	2.6倍
中国	560万台	2,690万台	4.8倍
その他	460万台	2,600万台	5.7倍
合計	3,120万台	9,420万台	3.0倍

※「コネクテッドカー・V2X・自動運転関連市場の将来展望 2020」（株式会社 富士経済）から作成。

図54 自動運転システムの市場化・サービス実現期待時期

		レベル	実現が見込まれる技術（例）	市場化等期待時期
自動運転技術 の高度化	自家用車	レベル3	高速道路での自動運転	2020年目途
		レベル4	高速道路での自動運転	2025年目途
	物流サービス用の車 (配送用トラック等)	—	高速道路でのトラックの 後続車有人隊列走行	2021年まで
		—	高速道路でのトラックの 後続車無人隊列走行	2022年度以降
		レベル4	高速道路でのトラックの 自動運転	2025年以降
	移動サービス用の車 (バス・タクシー等)	レベル4	限定地域での 無人自動運転移動サービス	2020年まで
		レベル2以上	高速道路でのバスの 運転支援・自動運転	2022年以降

※「官民 ITS 構想・ロードマップ2020」（高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議）から作成。



# 第Ⅳ部

## くるまに関する保険関連の統計

### 1 自賠責保険統計

第1表	自賠責保険収支の推移	90
第2表	自賠責保険車種別収支〈2019年度〉	92
第3表	自賠責保険都道府県別収支〈2019年度〉	94
第4表	原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移	96
第5表	原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数〈2020年3月末〉	97
第6表	自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移	98
第7表	自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費〈2019年度〉	99
第8表	自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2019年度〉	100
第9表	自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2019年度〉	101
第10表	自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2019年度〉	102
第11表	自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費〈2019年度〉	103
第12表	政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2019年度〉	104

### 2 自動車保険統計

第13表	任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2019年度〉	106
第14表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2019年度〉	110
第15表	任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2019年度〉	112
第16表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表〈2019年度〉	114
第17表	任意自動車保険 都道府県別統計表〈2019年度〉	116
第18表	任意自動車保険 用途・車種別普及率表〈2020年3月末〉	118
第19表	任意自動車保険 都道府県別普及率表〈2020年3月末〉	120
第20表	任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉	122
第21表	任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2019年度〉	124
第22表	任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表〈2019年度〉	126
第23表	任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表〈2019年度〉	128
第24表	任意自動車保険 年齢条件別契約構成表〈2019年度〉	130
第25表	任意自動車保険 事故類型別支払統計表〈2019年度〉	132
第26表	任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2019年度〉	134
第27表	任意自動車保険 修理費費目別統計表〈2019年度〉	136

### 3 関連情報

#### I 共済関係

第28表	自賠責共済収支の推移	138
第29表	自賠責共済都道府県別収支〈2019年度〉	140
第30表	自動車共済 補償種目別収支の推移	142
第31表	自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率〈2020年3月末〉	143

#### II 交通事故関係

第32表	交通事故発生状況の推移	144
第33表	都道府県別交通事故発生状況〈2019年〉	145
第34表	事故類型別交通事故件数の推移	146
第35表	年齢層別死者数の推移	146
第36表	状態別死者数の推移	147
第37表	警察統計の死者数の推移	147
第38表	車種別道路交通法違反取締件数〈2019年〉	148
第39表	救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移	148
第40表	男女別運転免許保有者数の推移	149
第41表	年齢別・男女別免許保有者の前年比較〈2018年・2019年〉	150
第42表	交通事故高額賠償判決例（人身事故）	151
第43表	交通事故高額賠償判決例（物件事故）	152

#### III 自動車保有登録関係

第44表	車種別自動車保有車両数の推移	154
第45表	都道府県別自動車保有車両数〈2020年3月末〉	156
第46表	新車登録台数の推移	157
第47表	車種別平均使用年数の推移	157

#### IV 法令関係

第48表	後遺障害等級表	158
------	---------	-----

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 1 自賠責保険統計

第1表 自賠責保険収支の推移

年 度	契		約		支	
	台 数		保 険 料		死	亡
	台	%	千円	%	件	千円
1970	16,995,245		348,963,452		18,126	80,117,614
1975	20,535,020		512,498,964		12,314	123,114,183
1980	25,878,153		654,098,997		9,522	151,842,956
1985	28,502,452		926,192,619		9,807	179,684,379
1986	30,282,341	( 6.2)	1,041,638,176	( 12.5)	9,886	192,060,212
1987	30,711,927	( 1.4)	1,051,432,091	( 0.9)	9,430	186,555,214
1988	32,812,988	( 6.8)	1,138,721,651	( 8.3)	9,958	195,832,598
1989	32,933,548	( 0.4)	1,173,345,534	( 3.0)	10,637	209,161,571
1990	34,404,028	( 4.5)	1,217,597,602	( 3.8)	11,057	219,345,168
1991	34,675,719	( 0.8)	1,112,594,634	(△8.6)	11,560	241,326,983
1992	35,129,541	( 1.3)	1,087,793,724	(△2.2)	11,620	256,473,209
1993	36,903,078	( 5.0)	1,012,188,061	(△7.0)	11,063	259,269,677
1994	37,101,038	( 0.5)	1,015,698,547	( 0.3)	10,703	254,245,669
1995	37,535,545	( 1.2)	1,046,279,856	( 3.0)	10,773	250,789,959
1996	38,159,188	( 1.7)	1,072,702,030	( 2.5)	10,492	247,922,093
1997	38,106,586	(△0.1)	979,729,851	(△8.7)	10,197	241,496,295
1998	37,648,994	(△1.2)	964,554,584	(△1.5)	9,595	230,571,248
1999	38,492,877	( 2.2)	988,676,122	( 2.5)	9,413	226,544,545
2000	38,590,102	( 0.3)	999,284,341	( 1.1)	8,935	218,247,953
2001	38,533,759	(△0.1)	996,798,683	(△0.2)	8,456	207,906,147
2002	38,373,670	(△0.4)	1,202,373,763	( 20.6)	8,341	202,585,752
2003	38,731,246	( 0.9)	1,212,825,888	( 0.9)	7,866	193,744,704
2004	38,378,882	(△0.9)	1,199,455,126	(△1.1)	7,277	177,554,313
2005	39,067,723	( 1.8)	1,154,805,308	(△3.7)	6,807	165,519,417
2006	38,674,832	(△1.0)	1,138,071,480	(△1.4)	6,168	152,674,840
2007	38,791,770	( 0.3)	1,050,075,232	(△7.7)	6,029	145,481,727
2008	41,775,207	( 7.7)	874,895,219	(△16.7)	5,482	131,840,390
2009	38,565,312	(△7.7)	811,706,485	(△7.2)	5,128	122,625,507
2010	38,674,100	( 0.3)	811,951,189	( 0.0)	4,922	118,717,520
2011	38,206,667	(△1.2)	897,505,823	( 10.5)	4,777	113,972,827
2012	39,662,580	( 3.8)	936,324,556	( 4.3)	4,469	109,411,696
2013	38,297,097	(△3.4)	1,028,327,183	( 9.8)	4,125	99,454,819
2014	38,654,126	( 0.9)	1,034,178,479	( 0.6)	3,977	96,959,742
2015	38,560,559	(△0.2)	1,025,949,786	(△0.8)	3,639	90,941,312
2016	39,255,373	( 1.8)	1,047,243,538	( 2.1)	3,568	89,412,881
2017	39,316,675	( 0.2)	975,407,360	(△6.9)	3,481	84,175,617
2018	39,310,818	( 0.0)	976,001,603	( 0.1)	3,264	78,847,730
2019	39,044,153	(△0.7)	967,360,228	(△0.9)	3,173	76,685,969

- ※1 1986年度以降の（ ）内の数値は、対前年度増減率を示します。  
 ※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。  
 ※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件 %	千円 %	
680,906	157,513,639	699,032	237,631,253	1970
535,094	210,014,199	547,408	333,128,382	1975
634,712	377,931,663	644,234	529,774,619	1980
846,483	551,391,368	856,290	731,075,747	1985
856,763	555,814,863	866,649 ( 1.2)	747,875,075 ( 2.3)	1986
852,883	536,629,865	862,313 (△0.5)	723,185,079 (△3.3)	1987
846,753	510,805,309	856,711 (△0.6)	706,637,907 (△2.3)	1988
883,751	508,980,082	894,388 ( 4.4)	718,141,654 ( 1.6)	1989
895,170	523,568,377	906,227 ( 1.3)	742,913,545 ( 3.4)	1990
921,410	544,820,322	932,970 ( 3.0)	786,147,304 ( 5.8)	1991
949,534	558,438,652	961,154 ( 3.0)	814,911,861 ( 3.7)	1992
973,557	574,800,552	984,620 ( 2.4)	834,070,228 ( 2.4)	1993
975,640	579,166,878	986,343 ( 0.2)	833,412,546 (△0.1)	1994
995,893	589,170,581	1,006,666 ( 2.1)	839,960,540 ( 0.8)	1995
1,013,162	594,064,502	1,023,654 ( 1.7)	841,986,595 ( 0.2)	1996
1,036,979	613,771,251	1,047,176 ( 2.3)	855,267,546 ( 1.6)	1997
1,047,048	625,786,046	1,056,643 ( 0.9)	856,357,294 ( 0.1)	1998
1,093,628	650,636,759	1,103,041 ( 4.4)	877,181,304 ( 2.4)	1999
1,142,984	680,553,984	1,151,919 ( 4.4)	898,801,937 ( 2.5)	2000
1,175,778	693,360,883	1,184,234 ( 2.8)	901,267,030 ( 0.3)	2001
1,195,400	720,596,376	1,203,741 ( 1.6)	923,182,128 ( 2.4)	2002
1,206,408	729,203,566	1,214,274 ( 0.9)	922,948,270 ( 0.0)	2003
1,181,564	708,769,298	1,188,841 (△2.1)	886,323,611 (△4.0)	2004
1,179,664	696,569,064	1,186,471 (△0.2)	862,088,481 (△2.7)	2005
1,129,936	671,756,523	1,136,104 (△4.2)	824,431,363 (△4.4)	2006
1,156,333	683,321,309	1,162,362 ( 2.3)	828,803,036 ( 0.5)	2007
1,127,755	681,021,510	1,133,237 (△2.5)	812,861,900 (△1.9)	2008
1,117,373	677,130,551	1,122,501 (△0.9)	799,756,058 (△1.6)	2009
1,136,876	677,004,059	1,141,798 ( 1.7)	795,721,580 (△0.5)	2010
1,155,536	691,458,139	1,160,313 ( 1.6)	805,430,966 ( 1.2)	2011
1,154,370	690,578,802	1,158,839 (△0.1)	799,990,498 (△0.7)	2012
1,185,334	708,022,604	1,189,459 ( 2.6)	807,477,423 ( 0.9)	2013
1,154,597	699,261,837	1,158,574 (△2.6)	796,221,579 (△1.4)	2014
1,157,070	703,870,613	1,160,709 ( 0.2)	794,811,925 (△0.2)	2015
1,136,174	681,319,330	1,139,742 (△1.8)	770,732,211 (△3.0)	2016
1,119,111	666,774,709	1,122,592 (△1.5)	750,950,326 (△2.6)	2017
1,082,458	643,249,783	1,085,722 (△3.3)	722,097,513 (△3.8)	2018
1,006,272	604,109,258	1,009,445 (△7.0)	680,795,227 (△5.7)	2019

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第2表 自賠責保険車種別収支〈2019年度〉

	車種	契 約		支		
		台 数	保 険 料	死 亡		
				件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	乗合自動車	222,506	7,442,580	32	875,527	
2	乗用自動車	営業用	217,661	20,834,332	73	1,900,480
3		自家用	17,178,274	450,482,241	1,256	30,235,920
4	普通貨物自動車	営業用	1,004,638	37,911,844	371	9,314,315
5		自家用	1,270,746	34,500,948	128	3,060,518
6	小型貨物自動車	営業用	65,164	1,660,185	14	291,924
7		自家用	2,755,286	50,143,135	207	5,208,414
8	小型二輪および軽自動車	13,631,237	332,593,271	986	23,179,378	
9	特殊および緊急自動車	390,111	3,716,173	19	406,835	
10	商品自動車	62,178	717,495	2	47,969	
11	特種用途自動車	366,149	7,481,035	36	943,194	
12	被けん引自動車	206,762	1,034,001	0	0	
13	原動機付自転車	1,673,441	18,842,989	49	1,221,494	
14	合 計	39,044,153	967,360,228	3,173	76,685,969	

※ 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

払				
傷害および後遺障害		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
7,858	4,843,453	7,890	5,718,980	1
27,671	16,751,878	27,744	18,652,358	2
488,682	287,939,022	489,938	318,174,943	3
28,473	22,168,387	28,844	31,482,702	4
18,266	12,653,143	18,394	15,713,660	5
1,764	1,186,705	1,778	1,478,630	6
50,709	32,737,585	50,916	37,946,000	7
358,258	210,079,236	359,244	233,258,614	8
1,613	1,382,612	1,632	1,789,447	9
281	205,759	283	253,728	10
5,123	3,528,872	5,159	4,472,066	11
1	△ 1,040	1	△ 1,040	12
17,573	10,633,646	17,622	11,855,140	13
1,006,272	604,109,258	1,009,445	680,795,227	14

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第3表 自賠責保険都道府県別収支〈2019年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	1,729,739	43,308,476	38,180	25,352,572
青森	479,184	12,104,951	6,860	4,310,501
岩手	452,487	11,406,961	5,937	3,960,551
宮城	812,663	20,336,798	17,696	11,334,374
秋田	302,009	7,677,398	4,348	2,617,966
山形	402,249	10,122,670	6,938	4,305,178
福島	728,390	18,259,932	14,717	9,355,373
茨城	1,248,242	31,271,126	31,669	22,489,927
栃木	818,536	20,496,536	20,986	15,128,321
群馬	822,524	20,791,559	24,595	17,644,391
埼玉	2,067,247	51,628,724	55,158	38,997,083
千葉	1,814,330	45,227,448	48,920	36,152,688
東京都	2,261,740	57,351,400	63,778	45,269,918
神奈川県	2,113,900	51,139,870	53,119	39,078,664
新潟	868,632	21,721,656	14,683	8,668,073
富山	430,007	10,837,649	9,303	5,425,584
石川	436,038	11,064,886	10,025	5,376,845
福井	311,006	7,877,094	7,702	3,745,490
山梨	317,602	7,960,601	7,940	5,066,146
長野	844,104	21,277,909	15,325	9,231,321
岐阜	808,250	20,283,798	21,699	14,006,252
静岡	1,436,494	35,732,080	38,140	26,443,583
愛知	2,600,951	65,659,848	68,960	42,857,527
三重	709,031	17,685,452	18,263	12,421,867

※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	484,534	12,214,295	12,678	7,718,586
京 都	719,522	17,769,875	21,489	15,183,153
大 阪	2,066,551	50,578,985	66,763	46,830,936
兵 庫	1,517,174	37,432,096	42,917	31,150,515
奈 良	399,070	9,970,464	11,326	7,667,148
和 歌 山	354,703	8,706,924	9,838	7,132,349
鳥 取	210,507	5,362,726	4,054	2,277,989
島 根	192,918	4,936,074	3,138	1,800,137
岡 山	730,460	18,457,667	23,585	14,335,332
広 島	926,112	23,248,748	23,912	15,539,138
山 口	480,835	12,178,989	10,994	6,709,316
徳 島	294,679	7,361,954	9,054	5,611,630
香 川	368,802	9,229,603	12,564	8,322,562
愛 媛	478,282	11,735,585	13,316	9,460,093
高 知	220,634	5,453,081	4,465	3,305,122
福 岡	1,621,360	40,563,658	57,001	40,512,055
佐 賀	290,195	7,296,898	8,877	6,045,278
長 崎	391,801	9,753,116	9,999	6,405,843
熊 本	648,622	16,120,296	18,966	11,165,967
大 分	396,733	9,962,404	9,937	6,348,971
宮 崎	335,649	8,535,032	8,324	5,581,523
鹿 児 島	486,400	12,162,940	10,017	6,294,361
沖 縄	493,920	6,073,238	10,307	5,395,417
離 島	119,335	1,030,757	983	761,610
合 計	39,044,153	967,360,228	1,009,445	680,795,227

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第4表 原動機付自転車の自賠責保険付保台数・共済加入台数の推移

年 度	自 賠 責 保 険	自 賠 責 共 済	合 計
	付 保 台 数	加 入 台 数	付 保 ・ 加 入 台 数
	千台	千台	千台
1970	2,654	1,850	4,504
1975	3,017	1,774	4,791
1980	6,950	2,730	9,680
1985	10,565	2,968	13,532
1986	10,087	2,857	12,944
1987	9,475	2,690	12,165
1988	8,986	2,553	11,540
1989	8,633	2,425	11,058
1990	8,264	2,273	10,537
1991	8,028	2,152	10,181
1992	7,786	2,054	9,840
1993	7,605	1,967	9,572
1994	7,499	1,872	9,371
1995	7,390	1,806	9,197
1996	7,293	1,736	9,028
1997	7,121	1,643	8,764
1998	7,140	1,613	8,753
1999	7,128	1,569	8,697
2000	6,930	1,517	8,447
2001	6,842	1,481	8,323
2002	6,692	1,427	8,119
2003	6,612	1,367	7,979
2004	6,533	1,319	7,852
2005	6,453	1,267	7,721
2006	6,329	1,215	7,544
2007	6,256	1,176	7,432
2008	6,249	1,161	7,410
2009	6,172	1,131	7,303
2010	6,095	1,101	7,196
2011	5,941	1,056	6,996
2012	5,872	1,019	6,891
2013	5,748	973	6,721
2014	5,633	931	6,564
2015	5,443	878	6,321
2016	5,279	832	6,111
2017	5,103	787	5,890
2018	4,979	751	5,730
2019	4,863	713	5,575

※1 付保台数および加入台数は、各年度とも3月末現在の有効契約台数です。

※2 1970年度は、沖縄県を含みません。

※3 1996年度以前の自賠責共済は、J A共済から報告を受けた加入台数です。

※4 1997年度の自賠責共済は、J A共済および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

※5 1998～2000年度の自賠責共済は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

※6 2001年度以降の自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。

第5表 原動機付自転車の都道府県別自賠責保険付保台数・共済加入台数（2020年3月末）

都道府県	自賠責保険		自賠責共済		合 計	
	付保台数	加入台数	付保台数	加入台数	付保・加入台数	加入台数
北海道	42,632	5,586	18,743	7,218	48,218	25,961
青森	22,362	11,022	58,343	7,268	33,384	65,611
岩手	9,364	5,572	16,407	7,814	14,936	24,221
宮城	32,653	10,053	71,773	7,331	42,706	79,104
秋田	44,635	9,196	41,728	8,207	53,831	49,935
山形	252,635	22,529	211,941	10,109	275,164	222,050
福島	414,877	10,232	512,012	25,933	425,109	537,945
茨城	45,589	14,416	12,345	2,831	60,005	15,176
栃木	17,484	3,102	10,307	2,279	20,586	12,586
群馬	29,008	16,101	42,841	20,218	45,109	63,059
埼玉県	35,985	7,200	168,272	28,416	43,185	196,688
千葉県	186,670	36,531	60,934	15,138	223,201	76,072
東京都	49,153	13,583	234,654	11,343	62,736	245,997
大阪府	580,379	16,468	301,719	26,625	596,847	328,344
兵庫県	81,480	26,317	95,375	33,318	107,797	128,693
和歌山県	9,218	2,489	11,153	8,700	11,707	19,853
鳥取県	11,153	8,700	76,175	18,376	19,853	94,551
島根県	76,175	18,376	176,255	27,372	203,627	203,627
岡山県	39,429	13,718	35,029	7,562	53,147	42,591
広島県	46,819	10,797	109,801	29,139	57,616	138,940
山口県	44,139	17,402	187,893	23,394	61,541	211,287
香川県	20,185	7,637	65,610	11,106	27,822	76,716
愛媛県	85,824	15,343	38,846	14,005	101,167	52,851
高知県	26,272	14,665	55,460	22,401	40,937	77,861
福岡県	95,427	17,204	36,879	29,398	112,631	66,277
佐賀県	85,824	15,343	38,846	14,005	101,167	52,851
長崎県	26,272	14,665	55,460	22,401	40,937	77,861
熊本県	95,427	17,204	36,879	29,398	112,631	66,277
大分県	85,824	15,343	38,846	14,005	101,167	52,851
宮崎県	26,272	14,665	55,460	22,401	40,937	77,861
鹿児島県	95,427	17,204	36,879	29,398	112,631	66,277
沖縄県	36,879	29,398			66,277	
合 計	4,862,714	712,664			5,575,378	

※1 自賠責共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた加入台数の合計です。  
 ※2 付保台数および加入台数は、2020年3月末現在の有効契約台数です。  
 ※3 沖縄県には同県離島分を含め、離島には沖縄県離島分を除いて集計しています。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第6表 自賠責保険（共済）都道府県別損害調査受付件数の推移

都道府県	2015年度		2016年度		2017年度		2018年度		2019年度	
	件数	指数								
北海道	43,653	100	44,115	101	44,883	103	44,447	102	43,595	100
青森	8,084	100	8,094	100	7,836	97	7,876	97	7,338	91
岩手	6,996	100	6,578	94	6,853	98	7,151	102	6,453	92
宮城	26,438	100	25,471	96	25,811	98	26,547	100	24,615	93
秋田	5,048	100	4,841	96	5,383	107	6,466	128	5,450	108
山形	8,696	100	8,957	103	9,037	104	9,322	107	7,952	91
福島	17,969	100	17,616	98	18,012	100	17,915	100	16,116	90
茨城	37,259	100	35,074	94	34,719	93	34,684	93	32,397	87
栃木	24,398	100	25,249	103	25,759	106	24,735	101	23,419	96
群馬	30,143	100	30,684	102	31,853	106	30,889	102	28,616	95
埼玉	58,968	100	57,076	97	57,493	97	56,129	95	51,919	88
千葉	53,058	100	51,032	96	49,998	94	47,826	90	45,355	85
東京都	157,732	100	159,664	101	163,891	104	159,636	101	150,144	95
神奈川県	63,175	100	60,786	96	58,817	93	58,131	92	55,257	87
新潟	18,029	100	17,528	97	17,713	98	16,811	93	15,043	83
富山	10,974	100	10,399	95	10,516	96	10,250	93	9,356	85
石川	13,011	100	12,606	97	12,718	98	12,287	94	11,355	87
福井	9,518	100	8,805	93	8,995	95	9,117	96	7,960	84
山梨	9,997	100	9,694	97	10,135	101	10,285	103	9,342	93
長野	17,985	100	17,896	100	18,294	102	17,950	100	16,500	92
岐阜	24,530	100	24,404	99	24,096	98	23,953	98	22,448	92
静岡	45,629	100	45,168	99	44,495	98	43,517	95	40,916	90
愛知	94,548	100	92,795	98	91,319	97	90,903	96	82,877	88
三重	21,325	100	20,595	97	20,739	97	20,747	97	20,000	94
滋賀	14,306	100	13,436	94	13,701	96	13,258	93	12,119	85
京都	26,263	100	25,778	98	24,878	95	24,030	91	23,525	90
大阪	107,978	100	109,183	101	110,553	102	108,596	101	105,853	98
兵庫	49,390	100	47,733	97	47,694	97	47,524	96	44,732	91
奈良	13,087	100	12,512	96	13,177	101	12,950	99	11,937	91
和歌山	12,205	100	11,997	98	11,868	97	11,973	98	10,965	90
鳥取	4,688	100	4,959	106	5,013	107	4,546	97	4,441	95
島根	4,075	100	4,091	100	3,809	93	4,411	108	4,356	107
岡山	28,897	100	27,735	96	27,020	94	26,786	93	26,075	90
広島	31,786	100	31,632	100	30,136	95	30,271	95	28,659	90
山口	13,958	100	13,068	94	13,073	94	13,502	97	12,608	90
徳島	10,415	100	10,397	100	9,985	96	10,091	97	10,083	97
香川	15,083	100	15,705	104	15,151	100	15,188	101	14,422	96
愛媛	16,472	100	16,579	101	16,314	99	16,036	97	15,746	96
高知	6,169	100	6,256	101	5,788	94	5,680	92	5,896	96
福岡	79,301	100	78,147	99	76,121	96	75,621	95	72,446	91
佐賀	9,785	100	9,179	94	9,376	96	9,496	97	9,547	98
長崎	11,739	100	13,258	113	12,513	107	12,838	109	12,026	102
熊本	20,408	100	20,045	98	21,028	103	20,751	102	19,946	98
大分	11,207	100	11,199	100	11,505	103	11,367	101	11,037	98
宮崎	11,227	100	10,913	97	10,381	92	10,988	98	11,349	101
鹿児島	12,585	100	12,267	97	11,870	94	12,418	99	12,391	98
沖縄	9,929	100	10,673	107	11,307	114	11,947	120	12,172	123
合計	1,328,116	100	1,311,869	99	1,311,626	99	1,297,842	98	1,226,754	92

※1 本表は、当機構の各自賠責損害調査事務所において受け付けた自賠責保険（共済）損害調査事案を都道府県別に集計したものです。

※2 指数は、2015年度を100としたものです。

第7表 自賠責保険（共済）都道府県別医療機関総診療費（2019年度）

都道府県	総診療費 千円	件数 件	平均診療費		診療 期間 日	診療 実日数 日
			円	指数		
北海道	9,025,010	40,943	220,429	88	67.4	16.3
青森	1,690,015	7,308	231,255	93	57.0	15.9
岩手	1,430,053	6,866	208,280	84	51.5	12.0
宮城	4,552,295	19,167	237,507	95	74.2	18.4
秋田	1,113,874	5,415	205,702	83	56.4	13.6
山形	1,778,298	8,069	220,386	88	63.2	16.8
福島	3,264,261	16,808	194,209	78	56.6	15.0
茨城	7,796,655	32,521	239,742	96	75.8	20.5
栃木	5,204,882	22,928	227,010	91	71.1	19.0
群馬	6,923,469	27,230	254,259	102	75.0	23.9
埼玉	13,541,283	55,586	243,610	98	72.2	18.6
千葉	12,777,635	49,794	256,610	103	73.6	18.9
東京	16,958,479	66,032	256,822	103	73.9	17.9
神奈川	14,939,509	53,462	279,442	112	78.6	19.7
新潟	3,168,768	15,353	206,394	83	59.0	14.3
富山	1,637,856	9,980	164,114	66	41.5	10.3
石川	1,797,813	10,660	168,650	68	42.8	11.2
福井	1,583,021	8,486	186,545	75	43.1	12.0
山梨	2,473,989	9,957	248,467	100	72.5	21.4
長野	3,092,915	17,147	180,376	72	56.3	13.0
岐阜	5,102,780	22,322	228,599	92	63.7	18.3
静岡	11,256,963	41,797	269,325	108	78.6	21.9
愛知	17,713,848	72,183	245,402	99	69.8	19.3
三重	5,453,270	20,241	269,417	108	77.4	23.3
滋賀	3,286,577	14,848	221,348	89	65.6	17.5
京都	5,889,042	21,935	268,477	108	75.9	19.6
大阪	19,166,680	66,843	286,742	115	78.2	21.5
兵庫	13,943,704	46,146	302,165	121	78.7	23.2
奈良	2,919,389	11,915	245,018	98	68.9	19.0
和歌山	2,900,502	10,772	269,263	108	73.3	21.4
鳥取	886,526	4,457	198,907	80	52.9	13.4
島根	891,274	4,177	213,377	86	45.3	11.2
岡山	5,533,741	25,486	217,129	87	65.8	19.9
広島	6,480,626	25,565	253,496	102	67.4	20.4
山口	3,088,552	12,517	246,749	99	59.3	19.8
徳島	2,002,410	9,735	205,692	83	55.1	15.6
香川	3,268,575	13,887	235,369	94	64.5	21.1
愛媛	4,358,088	14,940	291,706	117	71.9	23.4
高知	1,797,392	5,530	325,026	130	58.5	17.0
福岡	16,467,581	60,825	270,737	109	67.8	23.2
佐賀	2,998,696	11,088	270,445	109	61.2	22.7
長崎	2,749,575	11,068	248,426	100	64.6	20.6
熊本	4,705,136	20,848	225,688	91	57.2	18.2
大分	2,610,405	11,200	233,072	94	60.8	17.6
宮崎	2,928,520	11,147	262,718	105	67.2	25.2
鹿児島	3,326,178	12,410	268,024	108	58.5	18.8
沖縄	2,529,963	12,419	203,717	82	56.5	11.9
合計	269,006,078	1,080,013	249,077	100	69.3	19.3

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の医療機関に通院した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 診療期間・診療実日数については、診療日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第8表 自賠責保険（共済）受傷部位別傷害度別傷病数・構成比（傷害）〈2019年度〉

傷害度 受傷部位	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
頭 顔 部	133,923 (73.4)	14,624 (8.0)	12,591 (6.9)	1,187 (0.7)	4,723 (2.6)	24 (0.0)	15,459 (8.5)	182,531 (100.0)
頸 部	665,155 (96.9)	0 (0.0)	1,749 (0.3)	0 (0.0)	1,376 (0.2)	25 (0.0)	17,808 (2.6)	686,113 (100.0)
腰 背 部	391,575 (93.8)	8,744 (2.1)	0 (0.0)	97 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	16,981 (4.1)	417,397 (100.0)
胸 部	102,880 (85.0)	7,980 (6.6)	3,030 (2.5)	516 (0.4)	2,771 (2.3)	8 (0.0)	3,796 (3.1)	120,981 (100.0)
腹 部	26,424 (62.6)	7,833 (18.6)	57 (0.1)	709 (1.7)	0 (0.0)	1 (0.0)	7,169 (17.0)	42,193 (100.0)
上 肢	315,738 (72.9)	88,533 (20.5)	2,094 (0.5)	50 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	26,484 (6.1)	432,899 (100.0)
下 肢	312,032 (78.9)	66,602 (16.8)	3,028 (0.8)	90 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	13,562 (3.4)	395,314 (100.0)
全 身	20,402 (68.4)	0 (0.0)	102 (0.3)	0 (0.0)	0 (0.0)	50 (0.2)	9,284 (31.1)	29,838 (100.0)
そ の 他	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	0 (0.0)	50,523 (100.0)	50,523 (100.0)
合 計	1,968,129 (83.5)	194,316 (8.2)	22,651 (1.0)	2,649 (0.1)	8,870 (0.4)	108 (0.0)	161,066 (6.8)	2,357,789 (100.0)

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名ごとに、該当区分（受傷部位、傷害度）へ集計しています。従って、同一受傷部位に同じ傷害度の傷病名が複数あった場合でも、それぞれの該当区分へ集計しています（例えば、右上腕打撲傷、左上腕打撲傷の場合は、上肢の軽度に2個を集計しています。）。
- ※3 傷病名が未記入の事案は除外しました。
- ※4 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。
- ※5 傷害度の「その他」とは無傷、不明をいいます。
- ※6 ( ) 内は各受傷部位における傷害度別の構成比（%）を示します。

第9表 自賠責保険（共済）受傷部位別事故類型別件数・構成比（傷害）〈2019年度〉

事故類型 受傷部位	人対車両 件	車 両 相 互							車両単独 件	その他 件	合 計 件
		正面衝突	側面衝突	出合頭衝突	接 触	追 突	その他	計			
頭 顔 部	36,203 (3.4)	2,473 (0.2)	5,700 (0.5)	23,807 (2.2)	2,600 (0.2)	26,196 (2.4)	7,482 (0.7)	68,258 (6.3)	5,272 (0.5)	774 (0.1)	110,507 (10.2)
頸 部	19,846 (1.8)	8,344 (0.8)	19,628 (1.8)	99,936 (9.3)	23,315 (2.2)	303,980 (28.1)	63,253 (5.9)	518,456 (48.0)	7,915 (0.7)	3,032 (0.3)	549,249 (50.9)
腰 背 部	19,944 (1.8)	1,331 (0.1)	3,484 (0.3)	14,946 (1.4)	3,161 (0.3)	26,132 (2.4)	8,654 (0.8)	57,708 (5.3)	2,028 (0.2)	428 (0.0)	80,108 (7.4)
胸 部	9,270 (0.9)	2,701 (0.3)	4,218 (0.4)	15,654 (1.4)	1,081 (0.1)	4,633 (0.4)	4,295 (0.4)	32,582 (3.0)	2,432 (0.2)	445 (0.0)	44,729 (4.1)
腹 部	4,515 (0.4)	418 (0.0)	812 (0.1)	2,460 (0.2)	258 (0.0)	958 (0.1)	918 (0.1)	5,824 (0.5)	356 (0.0)	110 (0.0)	10,805 (1.0)
上 肢	51,576 (4.8)	2,390 (0.2)	8,955 (0.8)	27,193 (2.5)	5,998 (0.6)	22,067 (2.0)	15,554 (1.4)	82,157 (7.6)	3,257 (0.3)	1,013 (0.1)	138,003 (12.8)
下 肢	52,313 (4.8)	1,884 (0.2)	6,323 (0.6)	15,825 (1.5)	3,038 (0.3)	9,765 (0.9)	8,996 (0.8)	45,831 (4.2)	2,288 (0.2)	632 (0.1)	101,064 (9.4)
全 身	1,534 (0.1)	304 (0.0)	609 (0.1)	2,849 (0.3)	472 (0.0)	4,222 (0.4)	1,354 (0.1)	9,810 (0.9)	314 (0.0)	54 (0.0)	11,712 (1.1)
そ の 他	2,594 (0.2)	691 (0.1)	1,343 (0.1)	7,334 (0.7)	1,448 (0.1)	14,744 (1.4)	4,108 (0.4)	29,668 (2.7)	1,298 (0.1)	187 (0.0)	33,747 (3.1)
合 計	197,795 (18.3)	20,536 (1.9)	51,072 (4.7)	210,004 (19.4)	41,371 (3.8)	412,697 (38.2)	114,614 (10.6)	850,294 (78.7)	25,160 (2.3)	6,675 (0.6)	1,079,924 (100.0)

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。  
 ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する受傷部位に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい受傷部位に1件として集計しています。  
 ※3 受傷部位の「その他」とは無傷、外傷性ショック、不明等をいいます。  
 ※4 ( ) 内は構成比 (%) を示します。

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第10表 自賠責保険（共済）診療期間ランク別傷害度別件数・構成比（傷害）〈2019年度〉

傷害度 診療期間ランク	1 軽度	2 中等度	3 重度	4 重症	5 重篤	6 瀕死	その他	合計
	件	件	件	件	件	件	件	件
1～30日	342,730 (40.1)	29,560 (23.2)	1,952 (16.3)	304 (20.7)	965 (13.8)	27 (28.4)	35,385 (70.9)	410,923 (39.0)
31～60日	108,951 (12.7)	16,694 (13.1)	1,503 (12.6)	198 (13.5)	989 (14.1)	12 (12.6)	3,439 (6.9)	131,786 (12.5)
61～90日	94,823 (11.1)	16,257 (12.7)	1,258 (10.5)	180 (12.2)	744 (10.6)	8 (8.4)	2,606 (5.2)	115,876 (11.0)
91～120日	100,635 (11.8)	17,489 (13.7)	1,227 (10.3)	159 (10.8)	779 (11.1)	12 (12.6)	2,454 (4.9)	122,755 (11.7)
121～150日	68,157 (8.0)	12,609 (9.9)	938 (7.9)	82 (5.6)	580 (8.3)	10 (10.5)	1,736 (3.5)	84,112 (8.0)
151～180日	53,137 (6.2)	10,143 (7.9)	801 (6.7)	100 (6.8)	526 (7.5)	5 (5.3)	1,408 (2.8)	66,120 (6.3)
181～360日	82,447 (9.6)	21,168 (16.6)	3,013 (25.2)	316 (21.5)	1,784 (25.4)	17 (17.9)	2,495 (5.0)	111,240 (10.6)
361日以上	4,485 (0.5)	3,716 (2.9)	1,247 (10.4)	132 (9.0)	649 (9.3)	4 (4.2)	420 (0.8)	10,653 (1.0)
計	855,365 (100.0)	127,636 (100.0)	11,939 (100.0)	1,471 (100.0)	7,016 (100.0)	95 (100.0)	49,943 (100.0)	1,053,465 (100.0)
不明	17,242	5,890	1,328	140	800	8	1,051	26,459
合計	872,607	133,526	13,267	1,611	7,816	103	50,994	1,079,924

- ※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、診療費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。
- ※2 本表は、1人の被害者における初診時の傷病名に該当する傷害度の区分に1件として集計しています。初診時に傷病名が複数あった場合は、最も傷害度の大きい区分に1件として集計しています。
- ※3 ( )内は診療期間別の構成比(%)を示します。

第11表 自賠責保険（共済）都道府県別柔道整復総施術費（2019年度）

都道府県	総施術費 千円	件数 件	平均施術費		施術 期間 日	施術 実日数 日
			円	指数		
北海道	3,256,402	10,466	311,141	114	104.6	50.7
青森	189,236	824	229,656	84	86.9	40.9
岩手	210,915	832	253,504	93	96.1	42.7
宮城	1,371,345	4,328	316,854	116	117.3	52.3
秋田	150,144	679	221,125	81	91.0	39.6
山形	259,214	1,153	224,817	83	94.3	39.3
福島	949,329	3,561	266,590	98	95.0	45.9
茨城	2,295,559	7,832	293,100	108	111.5	53.5
栃木	1,979,700	6,482	305,415	112	108.6	51.7
群馬	2,304,336	7,745	297,526	109	105.9	52.3
埼玉	4,397,476	14,838	296,366	109	108.2	52.1
千葉	3,722,922	12,743	292,154	107	109.2	52.8
東京都	4,762,839	16,033	297,065	109	108.8	51.1
神奈川県	2,881,157	10,273	280,459	103	110.2	49.4
新潟	479,119	2,072	231,235	85	98.8	39.5
富山	640,658	2,557	250,551	92	87.5	43.3
石川	491,272	2,245	218,829	80	82.4	39.0
福井	285,611	1,391	205,328	75	83.9	35.9
山梨	422,859	1,817	232,724	85	103.6	43.3
長野	1,028,884	4,093	251,377	92	99.9	46.7
岐阜	1,173,761	4,423	265,377	97	100.7	43.4
静岡県	2,356,057	8,467	278,264	102	106.0	49.1
愛知県	3,061,710	12,062	253,831	93	102.1	43.2
三重	578,928	2,281	253,804	93	104.3	41.6
滋賀	655,987	2,588	253,473	93	107.1	43.1
京都	1,313,202	4,795	273,869	101	106.8	47.0
大阪	3,375,202	12,513	269,736	99	102.5	46.5
兵庫県	1,927,493	7,641	252,257	93	102.5	44.5
奈良	417,220	1,800	231,789	85	98.9	40.6
和歌山	652,007	2,425	268,869	99	105.0	48.4
鳥取	65,763	311	211,458	78	92.5	37.9
島根	38,392	203	189,122	69	87.2	35.2
岡山	860,568	3,874	222,139	82	94.9	40.1
広島	846,624	3,593	235,631	87	96.7	42.5
山口	309,959	1,356	228,583	84	91.6	40.0
徳島	733,313	2,792	262,648	96	100.3	47.8
香川	677,489	2,789	242,915	89	99.5	44.9
愛媛	365,296	1,562	233,865	86	101.0	41.6
高知	141,006	655	215,276	79	89.0	38.6
福岡	4,401,952	16,002	275,088	101	97.3	48.7
佐賀	662,001	2,390	276,988	102	91.3	46.6
長崎	493,681	2,120	232,868	86	91.7	41.0
熊本	894,086	3,850	232,230	85	87.5	39.7
大分	669,797	2,603	257,317	95	100.0	47.7
宮崎	394,940	1,536	257,122	94	95.5	45.8
鹿児島	361,691	1,659	218,018	80	87.1	39.6
沖縄	460,963	2,026	227,524	84	93.1	41.6
合計	59,968,068	220,280	272,236	100	102.9	47.5

※1 本表は、当機構において調査完了した自賠責保険（共済）請求事案のうち、柔道整復施術費の請求があった事案を対象とし、集計したものです。

※2 本表は、1人の被害者が同一事故で複数の施術所に通所した場合は、同一年度の請求をまとめて1件として集計しています。

※3 施術期間・施術実日数は、施術日数の判明するものを対象として集計しています。

※4 指数は、全国計を100としたものです。

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第12表 政府保障事業の都道府県別損害調査受付件数〈2019年度〉

都道府県	ひき逃げ	無保険	合計	都道府県	ひき逃げ	無保険	合計
	件	件	件		件	件	件
北海道	16	0	16	滋賀	4	1	5
青森	1	4	5	京都	25	5	30
岩手	0	1	1	大阪	60	27	87
宮城	5	2	7	兵庫	44	24	68
秋田	0	1	1	奈良	8	1	9
山形	0	0	0	和歌山	3	3	6
福島	1	1	2	鳥取	0	0	0
茨城	11	0	11	島根	1	1	2
栃木	4	1	5	岡山	7	5	12
群馬	6	5	11	広島	16	3	19
埼玉	51	13	64	山口	6	0	6
千葉	28	2	30	徳島	2	0	2
東京	43	12	55	香川	5	3	8
神奈川	66	13	79	愛媛	3	3	6
新潟	1	1	2	高知	1	1	2
富山	2	0	2	福岡	31	5	36
石川	0	0	0	佐賀	2	1	3
福井	0	1	1	長崎	0	1	1
山梨	3	0	3	熊本	7	0	7
長野	4	1	5	大分	0	1	1
岐阜	3	0	3	宮崎	2	1	3
静岡	8	4	12	鹿児島	0	5	5
愛知	27	16	43	沖縄	1	2	3
三重	2	3	5	合計	510	174	684

※ 本表は、当機構において受け付けた政府保障事業損害調査事案を事故発生都道府県別に集計したものです。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 2 自動車保険統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2019年度〉 その1

用途・車種		補償種目合計				
		契 約		支 払		
		台 数	保 険 料	件 数	保 険 金	
		台	千円	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	16,812,078	1,237,365,537	1,525,671	616,980,352
		小型	15,711,147	904,287,256	1,324,535	450,649,331
3	営業用乗用車		184,438	22,307,852	29,214	14,359,934
4	軽四輪自動車	乗用車	18,455,258	916,069,449	1,362,666	461,444,071
5		貨物車	4,955,370	206,062,313	280,298	99,311,847
6	自家用貨物車	普通	1,116,997	90,705,970	98,860	49,349,620
7		小型	2,448,406	160,286,905	228,876	83,978,046
8	営業用貨物車	普通	895,195	125,713,026	105,450	73,680,271
9		小型	59,122	4,252,648	5,094	2,390,747
10	バス	自家用	85,713	4,747,970	9,200	3,202,869
11		営業用	115,168	10,404,863	15,423	8,258,376
12	二輪車		1,805,375	50,375,261	48,649	25,435,971
13	原動機付自転車		1,005,019	16,816,957	37,780	12,316,224
14	ダンプカー		453,328	40,220,623	35,019	22,242,143
15	特殊用途自動車		307,650	12,862,101	17,671	7,574,662
16	工作車		609,712	21,881,254	18,806	12,603,313
17	小 計		65,019,976	3,824,359,985	5,143,212	1,943,777,777
18	レンタカー		1,137,526	52,604,814	78,324	26,649,564
19	合 計		66,157,502	3,876,964,799	5,221,536	1,970,427,341
20	運転者賠償		22,083	435,681	733	275,392
21	販売用・修理工場等受託車		0	23,012,881	55,894	12,408,059
22	その他		1,505,254	12,635,910	16,117	5,278,989
23	総 合 計		67,684,839	3,913,049,271	5,294,280	1,988,389,781

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

対人賠償			対物賠償			
契約台数	支払		契約台数	支払		
	件数	保険金		件数	保険金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,790,948	86,693	76,707,556	16,784,185	508,734	162,917,964	1
15,691,744	91,479	83,618,709	15,683,259	521,787	154,934,298	2
169,550	9,187	8,722,721	180,316	15,587	4,433,639	3
18,440,196	96,011	81,674,093	18,429,829	547,303	163,630,346	4
4,951,167	25,777	23,581,698	4,935,084	138,158	43,424,678	5
1,114,737	6,665	8,866,436	1,111,783	60,254	25,423,454	6
2,446,909	18,688	18,176,850	2,442,732	97,503	34,594,833	7
860,050	10,708	17,768,256	868,281	75,615	39,887,829	8
57,303	644	731,461	58,083	3,096	1,167,698	9
85,576	479	650,694	84,948	3,221	913,167	10
115,018	2,264	2,924,544	114,532	6,884	2,196,494	11
1,787,918	6,424	6,457,022	1,793,358	16,988	4,575,418	12
1,000,834	5,019	4,136,000	996,799	18,435	3,229,516	13
451,212	3,213	4,629,975	449,862	22,074	11,151,597	14
305,477	1,011	1,175,232	304,840	8,707	2,991,269	15
590,319	936	2,405,478	566,266	14,400	6,537,239	16
64,858,958	365,198	342,226,725	64,804,157	2,058,746	662,009,439	17
1,133,965	6,733	5,051,944	1,133,590	44,943	13,287,794	18
65,992,923	371,931	347,278,669	65,937,747	2,103,689	675,297,233	19
22,068	123	78,806	21,751	488	174,382	20
0	910	838,691	0	5,926	2,010,747	21
1,498,726	1,263	936,792	1,452,419	6,203	1,937,661	22
67,513,717	374,227	349,132,958	67,411,917	2,116,306	679,420,023	23

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第13表 任意自動車保険 用途・車種別統計表〈2019年度〉 その2

	用途・車種		搭乗者傷害		
			契約台数	支払	
				件数	保険金
		台	件	千円	
1	自家用乗用車	普通	5,928,888	65,187	8,252,187
2		小型	5,218,650	61,143	7,691,848
3	営業用乗用車		24,770	843	172,893
4	軽四輪自動車	乗用車	5,596,595	74,225	9,406,769
5		貨物車	1,468,963	10,761	1,796,930
6	自家用貨物車	普通	359,123	1,602	306,143
7		小型	776,470	6,564	1,064,531
8	営業用貨物車	普通	142,026	549	135,467
9		小型	11,309	80	11,813
10	バス	自家用	40,801	550	61,828
11		営業用	28,859	394	105,355
12	二輪車		1,036,959	15,648	3,853,762
13	原動機付自転車		467,138	9,614	1,951,677
14	ダンプカー		158,179	678	173,979
15	特殊用途自動車		93,983	407	89,128
16	工作車		180,503	74	22,237
17	小計		21,533,216	248,319	35,096,547
18	レンタカー		321,715	960	258,734
19	合計		21,854,931	249,279	35,355,281
20	運転者賠償		13,819	98	14,586
21	販売用・修理工場等受託車		0	145	31,392
22	その他		310,099	342	38,032
23	総合計		22,178,849	249,864	35,439,291

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※3 特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約は、用途・車種を問わず「その他」欄に一括して集計しました。

※4 「運転者賠償」は、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（記名被保険者が他人の自動車を運転中の賠償危険を補償する保険契約）を指します。

人 身 傷 害			車 両			
契約台数	支 払		契約台数	支 払		
	件 数	保 険 金		件 数	保 険 金	
台	件	千円	台	件	千円	
16,549,641	76,779	31,075,554	12,570,796	788,278	338,027,091	1
15,344,138	75,419	33,364,936	10,235,778	574,707	171,039,540	2
48,932	422	152,063	24,941	3,175	878,618	3
18,085,194	107,595	47,655,578	11,258,742	537,532	159,077,285	4
4,446,857	15,770	11,156,433	1,713,748	89,832	19,352,108	5
973,064	2,282	1,919,620	496,994	28,057	12,833,967	6
2,187,995	8,022	4,477,998	1,249,653	98,099	25,663,834	7
388,718	771	1,264,851	273,284	17,807	14,623,868	8
33,715	80	126,904	17,676	1,194	352,871	9
72,250	180	48,775	54,285	4,770	1,528,405	10
49,283	75	62,288	51,119	5,806	2,969,695	11
626,990	8,194	9,544,881	70,331	1,395	1,004,888	12
244,568	3,240	2,821,835	21,936	1,472	177,196	13
396,952	994	1,231,375	156,850	8,060	5,055,217	14
217,279	513	555,033	138,948	7,033	2,764,000	15
357,565	149	296,730	116,055	3,247	3,341,629	16
60,023,141	300,485	145,754,854	38,451,136	2,170,464	758,690,212	17
820,242	1,969	1,004,334	498,412	23,719	7,046,758	18
60,843,383	302,454	146,759,188	38,949,548	2,194,183	765,736,970	19
5,201	24	7,618	0	0	0	20
0	0	0	0	48,913	9,527,229	21
168,290	93	34,170	314,676	8,216	2,332,334	22
61,016,874	302,571	146,800,976	39,264,224	2,251,312	777,596,533	23

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第14表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金種類別統計表〈2019年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
1	自家用乗用車	普通	16,790,948	463	6,293,116
2		小型	15,691,744	478	5,587,664
3	営業用乗用車		169,550	38	803,615
4	軽四輪自動車	乗用車	18,440,196	553	5,857,319
5		貨物車	4,951,167	202	2,012,019
6	自家用貨物車	普通	1,114,737	70	1,156,229
7		小型	2,446,909	147	1,836,955
8	営業用貨物車	普通	860,050	184	3,432,511
9		小型	57,303	6	16,065
10	バス	自家用	85,576	5	50,781
11		営業用	115,018	23	688,022
12	二輪車		1,787,918	85	1,408,381
13	原動機付自転車		1,000,834	27	393,604
14	ダンプカー		451,212	67	738,115
15	特種用途自動車		305,477	17	220,605
16	工作車		590,319	23	468,325
17	小計		64,858,958	2,388	30,963,326
18	レンタカー		1,133,965	29	374,939
19	合計		65,992,923	2,417	31,338,265

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
86,230	70,414,437	86,693	76,707,553	1
91,000	78,031,036	91,479	83,618,708	2
9,149	7,919,106	9,187	8,722,721	3
95,457	75,816,765	96,011	81,674,092	4
25,574	21,569,671	25,777	23,581,698	5
6,595	7,710,206	6,665	8,866,435	6
18,541	16,339,892	18,688	18,176,847	7
10,524	14,335,744	10,708	17,768,255	8
638	715,393	644	731,458	9
474	599,915	479	650,696	10
2,241	2,236,523	2,264	2,924,545	11
6,339	5,048,645	6,424	6,457,026	12
4,992	3,742,397	5,019	4,136,001	13
3,146	3,891,862	3,213	4,629,977	14
994	954,626	1,011	1,175,231	15
913	1,937,155	936	2,405,480	16
362,807	311,263,373	365,198	342,226,723	17
6,704	4,677,003	6,733	5,051,942	18
369,511	315,940,376	371,931	347,278,665	19

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第15表 任意自動車保険 搭乗者傷害保険保険金種類別統計表〈2019年度〉

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	5,928,888	24	204,672
2		小型	5,218,650	43	301,521
3	営業用乗用車		24,770	2	6,005
4	軽四輪自動車	乗用車	5,596,595	58	429,783
5		貨物車	1,468,963	18	116,053
6	自家用貨物車	普通	359,123	3	20,010
7		小型	776,470	9	66,350
8	営業用貨物車	普通	142,026	1	10,003
9		小型	11,309	0	0
10	バス	自家用	40,801	0	0
11		営業用	28,859	1	10,000
12	二輪車		1,036,959	101	412,126
13	原動機付自転車		467,138	34	131,872
14	ダンプカー		158,179	1	10,010
15	特殊用途自動車		93,983	2	15,010
16	工作車		180,503	0	0
17	小計		21,533,216	297	1,733,415
18	レンタカー		321,715	7	40,033
19	合計		21,854,931	304	1,773,448

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
65,163	8,047,517	65,187	8,252,189	1
61,100	7,390,328	61,143	7,691,849	2
841	166,888	843	172,893	3
74,167	8,976,987	74,225	9,406,770	4
10,743	1,680,879	10,761	1,796,932	5
1,599	286,133	1,602	306,143	6
6,555	998,182	6,564	1,064,532	7
548	125,464	549	135,467	8
80	11,813	80	11,813	9
550	61,828	550	61,828	10
393	95,355	394	105,355	11
15,547	3,441,638	15,648	3,853,764	12
9,580	1,819,807	9,614	1,951,679	13
677	163,969	678	173,979	14
405	74,118	407	89,128	15
74	22,237	74	22,237	16
248,022	33,363,143	248,319	35,096,558	17
953	218,702	960	258,735	18
248,975	33,581,845	249,279	35,355,293	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第16表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金種類別統計表 (2019年度)

	用途・車種		契約台数	死亡	
				件数	保険金
			台	件	千円
1	自家用乗用車	普通	16,549,641	211	4,356,453
2		小型	15,344,138	320	5,323,333
3	営業用乗用車		48,932	0	9
4	軽四輪自動車	乗用車	18,085,194	451	8,525,713
5		貨物車	4,446,857	132	2,842,544
6	自家用貨物車	普通	973,064	16	446,642
7		小型	2,187,995	37	995,899
8	営業用貨物車	普通	388,718	14	530,592
9		小型	33,715	1	32,511
10	バス	自家用	72,250	0	0
11		営業用	49,283	1	34,298
12	二輪車		626,990	65	1,895,774
13	原動機付自転車		244,568	16	317,575
14	ダンプカー		396,952	10	274,113
15	特殊用途自動車		217,279	3	116,093
16	工作車		357,565	2	130,992
17	小計		60,023,141	1,279	25,822,541
18	レンタカー		820,242	9	142,113
19	合計		60,843,383	1,288	25,964,654

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 支払合計には、死亡・傷害不明分を含みます。

支 払				
傷害（後遺障害を含む）		合 計		
件 数	保 険 金	件 数	保 険 金	
件	千円	件	千円	
76,568	26,719,103	76,779	31,075,556	1
75,099	28,041,603	75,419	33,364,936	2
422	152,053	422	152,062	3
107,144	39,129,865	107,595	47,655,578	4
15,638	8,313,886	15,770	11,156,430	5
2,266	1,472,978	2,282	1,919,620	6
7,985	3,482,098	8,022	4,477,997	7
757	734,262	771	1,264,854	8
79	94,394	80	126,905	9
180	48,775	180	48,775	10
74	27,991	75	62,289	11
8,129	7,649,103	8,194	9,544,877	12
3,224	2,504,260	3,240	2,821,835	13
984	957,263	994	1,231,376	14
510	438,942	513	555,035	15
147	165,739	149	296,731	16
299,206	119,932,315	300,485	145,754,856	17
1,960	862,222	1,969	1,004,335	18
301,166	120,794,537	302,454	146,759,191	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第17表 任意自動車保険 都道府県別統計表〈2019年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
北海道	2,918,222	181,964,608	237,858	87,626,091
青森	777,761	43,527,390	49,544	16,721,469
岩手	724,055	39,291,664	45,603	15,079,690
宮城	1,362,960	79,775,605	105,123	42,130,171
秋田	543,970	29,548,984	33,719	10,801,202
山形	661,604	37,036,142	45,444	13,984,788
福島	1,212,556	70,987,892	97,317	43,533,636
茨城	2,071,443	120,006,175	157,739	60,803,241
栃木	1,358,986	76,875,392	105,291	46,746,588
群馬	1,413,025	82,412,986	114,934	41,406,492
埼玉	3,480,679	205,768,100	262,877	104,092,270
千葉	3,096,126	189,539,154	270,337	117,882,631
東京	3,925,106	243,657,542	301,525	126,746,727
神奈川	3,485,369	206,741,345	275,817	111,731,304
新潟	1,396,534	71,156,448	91,036	27,402,323
富山	709,688	39,470,747	52,166	16,478,961
石川	728,930	39,368,544	52,221	16,045,164
福井	550,142	30,839,632	40,534	13,534,024
山梨	533,305	29,144,079	38,124	13,514,779
長野	1,380,989	72,222,193	92,405	32,337,145
岐阜	1,397,343	88,963,047	127,965	47,400,054
静岡	2,381,553	135,000,576	186,635	67,101,935
愛知	4,638,107	298,896,642	404,039	146,870,298
三重	1,274,182	75,434,833	105,274	41,879,955

- ※1 本表は、被保険自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。
- ※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。
- ※3 契約台数は、新契約の台数です。

都道府県	契 約		支 払	
	台 数	保 険 料	件 数	保 険 金
	台	千円	件	千円
滋 賀	849,096	47,507,329	62,847	23,481,183
京 都	1,174,316	70,037,173	95,488	37,362,085
大 阪	3,442,258	224,955,303	309,720	131,831,035
兵 庫	2,590,438	153,533,897	205,302	81,810,304
奈 良	713,538	41,053,735	56,030	21,384,444
和 歌 山	619,354	32,797,052	45,457	17,542,197
鳥 取	332,153	19,098,035	24,677	7,425,149
島 根	350,871	18,821,509	23,236	6,808,627
岡 山	1,240,881	70,376,927	102,807	37,156,142
広 島	1,564,237	88,826,566	120,943	44,992,376
山 口	840,846	47,839,359	63,028	21,098,741
徳 島	486,531	25,619,102	37,988	12,652,411
香 川	655,389	35,467,910	51,193	18,058,663
愛 媛	796,447	42,059,480	58,106	19,405,386
高 知	368,673	19,478,392	22,978	7,878,991
福 岡	2,844,851	171,079,893	250,805	88,708,118
佐 賀	498,926	28,226,496	42,423	17,432,597
長 崎	701,823	36,593,250	46,743	14,874,359
熊 本	1,034,159	60,011,577	82,183	27,154,032
大 分	678,161	37,436,860	47,173	15,560,728
宮 崎	632,638	34,631,368	42,260	13,368,567
鹿 児 島	909,580	47,675,048	53,776	16,892,330
沖 縄	697,500	30,751,783	53,191	13,495,116
合 計	66,157,502	3,876,964,804	5,221,536	1,970,427,426

※4 保険料は、異動・解約による追加・返戻保険料を加減した金額です。

※5 合計には、都道府県不明分を含みます。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第18表 任意自動車保険 用途・車種別普及率表 (2020年3月末)

	用途・車種	2020年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
		台	台	%	台	%
1	自家用普通乗用車	19,555,497 (19,209,478)	16,186,759 (15,864,542)	82.8 (82.6)	16,181,803 (15,859,497)	82.7 (82.6)
2	自家用小型乗用車	19,504,253 (20,012,028)	15,377,296 (15,805,331)	78.8 (79.0)	15,372,844 (15,799,997)	78.8 (79.0)
3	軽四輪乗用車	22,528,178 (22,324,893)	17,467,562 (17,281,077)	77.5 (77.4)	17,459,943 (17,273,047)	77.5 (77.4)
4	軽四輪貨物車	8,439,281 (8,482,314)	4,663,797 (4,662,873)	55.3 (55.0)	4,657,033 (4,654,180)	55.2 (54.9)
5	自家用小型貨物車	3,420,834 (3,428,428)	2,736,467 (2,730,596)	80.0 (79.6)	2,734,254 (2,728,009)	79.9 (79.6)
6	自家用普通貨物車 (自家用被けん引車を含む)	1,501,729 (1,487,321)	1,341,175 (1,329,889)	89.3 (89.4)	1,341,744 (1,330,012)	89.3 (89.4)
7	営業用普通貨物車 (営業用被けん引車を含む)	1,092,426 (1,074,637)	792,352 (776,495)	72.5 (72.3)	798,655 (781,193)	73.1 (72.7)
8	営業用小型貨物車	73,227 (72,954)	50,717 (50,333)	69.3 (69.0)	51,512 (51,012)	70.3 (69.9)
9	営業用乗用車	220,658 (224,174)	161,075 (162,825)	73.0 (72.6)	171,015 (173,033)	77.5 (77.2)
10	営業用バス	114,801 (115,746)	101,810 (103,838)	88.7 (89.7)	101,252 (103,436)	88.2 (89.4)
11	自家用バス	116,250 (117,246)	85,767 (87,108)	73.8 (74.3)	85,397 (86,748)	73.5 (74.0)
12	二輪車	3,676,909 (3,649,321)	1,609,233 (1,570,548)	43.8 (43.0)	1,637,294 (1,596,971)	44.5 (43.8)
13	特種・特殊車	1,605,739 (1,590,778)	792,983 (781,469)	49.4 (49.1)	866,496 (849,131)	54.0 (53.4)
14	合計	81,849,782 (81,789,318)	61,366,993 (61,206,924)	75.0 (74.8)	61,459,242 (61,286,266)	75.1 (74.9)

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和2年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2020年3月末現在の有効契約台数です。

※3 ( )内数値は、2019年3月末の数値です。

※4 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※5 付保台数合計には、用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
5,917,564 (5,901,881)	30.3 (30.7)	15,955,780 (15,612,405)	81.6 (81.3)	12,190,155 (11,841,613)	62.3 (61.6)	1
5,267,350 (5,499,192)	27.0 (27.5)	15,029,111 (15,418,196)	77.1 (77.0)	10,119,224 (10,280,634)	51.9 (51.4)	2
5,548,961 (5,600,287)	24.6 (25.1)	17,119,338 (16,892,972)	76.0 (75.7)	10,806,092 (10,585,915)	48.0 (47.4)	3
1,476,085 (1,523,925)	17.5 (18.0)	4,172,416 (4,122,404)	49.4 (48.6)	1,628,050 (1,585,948)	19.3 (18.7)	4
934,229 (960,084)	27.3 (28.0)	2,414,929 (2,386,585)	70.6 (69.6)	1,339,900 (1,313,156)	39.2 (38.3)	5
478,893 (486,514)	31.9 (32.7)	1,136,501 (1,116,963)	75.7 (75.1)	589,586 (571,107)	39.3 (38.4)	6
138,264 (138,711)	12.7 (12.9)	359,483 (348,026)	32.9 (32.4)	247,188 (238,422)	22.6 (22.2)	7
10,556 (10,915)	14.4 (15.0)	30,329 (29,780)	41.4 (40.8)	15,034 (14,848)	20.5 (20.4)	8
23,476 (25,519)	10.6 (11.4)	45,652 (44,712)	20.7 (19.9)	23,681 (23,895)	10.7 (10.7)	9
26,103 (27,521)	22.7 (23.8)	42,113 (43,246)	36.7 (37.4)	43,793 (45,827)	38.1 (39.6)	10
40,598 (42,426)	34.9 (36.2)	72,846 (73,004)	62.7 (62.3)	54,865 (55,495)	47.2 (47.3)	11
967,965 (969,733)	26.3 (26.6)	527,860 (480,756)	14.4 (13.2)	59,153 (51,985)	1.6 (1.4)	12
303,469 (304,023)	18.9 (19.1)	553,178 (537,476)	34.5 (33.8)	268,512 (254,902)	16.7 (16.0)	13
21,133,513 (21,490,731)	25.8 (26.3)	57,459,536 (57,106,525)	70.2 (69.8)	37,385,233 (36,863,747)	45.7 (45.1)	14

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第19表 任意自動車保険 都道府県別普及率表 (2020年3月末)

	都道府県	2020年3月末 保有車両数	対人賠償		対物賠償	
			付保台数	普及率	付保台数	普及率
1	北海道	3,774,223	2,697,721	71.5	2,714,337	71.9
2	青森	1,003,188	716,729	71.4	720,004	71.8
3	岩手	1,029,153	674,926	65.6	676,954	65.8
4	宮城	1,703,753	1,275,973	74.9	1,276,847	74.9
5	秋田	807,848	499,736	61.9	501,663	62.1
6	山形	931,835	621,021	66.6	622,745	66.8
7	福島	1,654,067	1,127,704	68.2	1,129,477	68.3
8	茨城	2,620,645	1,954,141	74.6	1,954,751	74.6
9	栃木	1,735,720	1,269,134	73.1	1,269,811	73.2
10	群馬	1,802,624	1,312,376	72.8	1,313,261	72.9
11	埼玉	4,141,741	3,276,361	79.1	3,278,073	79.1
12	千葉	3,665,600	2,914,802	79.5	2,916,448	79.6
13	東京	4,409,797	3,497,631	79.3	3,513,885	79.7
14	神奈川	4,013,001	3,223,631	80.3	3,231,221	80.5
15	新潟	1,841,573	1,304,559	70.8	1,309,753	71.1
16	富山	901,191	663,904	73.7	664,588	73.7
17	石川	916,225	677,012	73.9	677,097	73.9
18	福井	670,372	495,440	73.9	495,499	73.9
19	山梨	760,864	495,299	65.1	495,653	65.1
20	長野	1,905,595	1,284,454	67.4	1,287,226	67.5
21	岐阜	1,686,858	1,324,561	78.5	1,324,659	78.5
22	静岡	2,896,198	2,214,821	76.5	2,215,667	76.5
23	愛知	5,298,564	4,354,300	82.2	4,359,173	82.3
24	三重	1,522,694	1,182,224	77.6	1,182,655	77.7
25	滋賀	1,042,772	789,257	75.7	789,371	75.7
26	京都	1,337,364	1,072,971	80.2	1,074,695	80.4
27	大阪	3,783,922	3,128,212	82.7	3,135,894	82.9
28	兵庫	3,034,153	2,400,850	79.1	2,404,171	79.2
29	奈良	834,594	663,714	79.5	663,476	79.5
30	和歌山	755,087	565,686	74.9	565,423	74.9
31	鳥取	466,972	316,246	67.7	316,171	67.7
32	島根	553,918	327,033	59.0	327,131	59.1
33	岡山	1,547,244	1,168,824	75.5	1,169,433	75.6
34	広島	1,909,278	1,473,628	77.2	1,476,142	77.3
35	山口	1,072,157	782,417	73.0	783,185	73.0
36	徳島	618,909	457,452	73.9	457,033	73.8
37	香川	790,926	606,184	76.6	606,607	76.7
38	愛媛	1,024,264	740,071	72.3	739,656	72.2
39	高知	562,714	342,724	60.9	342,087	60.8
40	福岡	3,406,525	2,643,889	77.6	2,648,003	77.7
41	佐賀	681,902	463,926	68.0	463,983	68.0
42	長崎	953,921	648,760	68.0	648,627	68.0
43	熊本	1,390,799	955,309	68.7	955,715	68.7
44	大分	924,350	626,338	67.8	626,431	67.8
45	宮崎	948,378	579,587	61.1	579,636	61.1
46	鹿児島	1,354,789	840,367	62.0	839,020	61.9
47	沖縄	1,161,515	629,443	54.2	630,204	54.3
48	合計	81,849,782	61,366,993	75.0	61,459,242	75.1

※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和2年3月末現在)」(一般財団法人自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 付保台数は、2020年3月末の有効契約台数です。

※3 保有車両数および付保台数は、原動機付自転車を除きます。

※4 付保台数合計には、都道府県不明分および用途・車種不明分を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車 両		
付保台数	普及率	付保台数	普及率	付保台数	普及率	
台	%	台	%	台	%	
923,044	24.5	2,557,546	67.8	1,814,867	48.1	1
235,799	23.5	678,293	67.6	433,138	43.2	2
201,415	19.6	638,201	62.0	399,982	38.9	3
508,440	29.8	1,199,482	70.4	755,664	44.4	4
137,823	17.1	474,165	58.7	316,887	39.2	5
185,537	19.9	590,643	63.4	407,590	43.7	6
379,925	23.0	1,072,079	64.8	683,305	41.3	7
678,461	25.9	1,858,809	70.9	1,099,261	41.9	8
426,371	24.6	1,204,580	69.4	706,785	40.7	9
503,046	27.9	1,242,944	69.0	777,348	43.1	10
1,145,632	27.7	3,063,165	74.0	1,864,098	45.0	11
1,122,292	30.6	2,743,528	74.8	1,793,040	48.9	12
1,291,449	29.3	3,119,271	70.7	2,012,335	45.6	13
1,179,076	29.4	2,969,571	74.0	1,876,935	46.8	14
393,416	21.4	1,223,675	66.4	725,895	39.4	15
198,169	22.0	625,531	69.4	422,911	46.9	16
220,811	24.1	636,047	69.4	387,830	42.3	17
132,881	19.8	470,144	70.1	307,444	45.9	18
178,548	23.5	466,836	61.4	245,602	32.3	19
384,198	20.2	1,216,997	63.9	740,625	38.9	20
417,959	24.8	1,268,206	75.2	981,946	58.2	21
804,340	27.8	2,078,891	71.8	1,349,502	46.6	22
1,519,590	28.7	4,122,584	77.8	3,118,465	58.9	23
340,612	22.4	1,122,963	73.7	770,181	50.6	24
235,224	22.6	746,725	71.6	484,972	46.5	25
366,138	27.4	990,405	74.1	638,838	47.8	26
1,146,976	30.3	2,881,279	76.1	1,920,893	50.8	27
913,069	30.1	2,238,872	73.8	1,419,891	46.8	28
218,694	26.2	629,278	75.4	388,771	46.6	29
168,844	22.4	528,248	70.0	286,130	37.9	30
86,745	18.6	300,884	64.4	220,671	47.3	31
89,580	16.2	306,091	55.3	206,562	37.3	32
392,155	25.3	1,092,580	70.6	703,517	45.5	33
469,056	24.6	1,362,785	71.4	856,258	44.8	34
249,980	23.3	734,128	68.5	512,597	47.8	35
155,329	25.1	431,134	69.7	262,064	42.3	36
174,991	22.1	567,384	71.7	348,956	44.1	37
214,726	21.0	691,367	67.5	410,808	40.1	38
99,162	17.6	317,873	56.5	181,523	32.3	39
905,121	26.6	2,467,603	72.4	1,690,236	49.6	40
177,486	26.0	436,363	64.0	278,867	40.9	41
216,211	22.7	603,522	63.3	372,161	39.0	42
323,873	23.3	903,136	64.9	628,028	45.2	43
192,429	20.8	584,875	63.3	375,492	40.6	44
205,053	21.6	542,650	57.2	349,668	36.9	45
285,549	21.1	783,293	57.8	472,692	34.9	46
329,318	28.4	593,489	51.1	327,996	28.2	47
21,133,513	25.8	57,459,536	70.2	37,385,233	45.7	48

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第20表 任意自動車保険 対人賠償責任保険都道府県別普及率表〈自家用乗用車〉

	都道府県	2016 年 度			2017 年 度		
		付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率
1	北海道	2,152,089	2,783,094	77.3	2,166,123	2,795,084	77.5
2	青森	543,055	724,288	75.0	547,581	727,238	75.3
3	岩手	505,234	734,743	68.8	510,955	738,278	69.2
4	宮城	1,002,512	1,282,906	78.1	1,012,071	1,288,920	78.5
5	秋田	387,763	591,693	65.5	390,447	592,602	65.9
6	山形	489,770	691,923	70.8	492,860	693,924	71.0
7	福島	876,285	1,218,723	71.9	881,807	1,221,306	72.2
8	茨城	1,545,910	1,957,693	79.0	1,559,680	1,969,832	79.2
9	栃木	1,020,858	1,323,383	77.1	1,030,432	1,331,994	77.4
10	群馬	1,048,595	1,366,946	76.7	1,058,402	1,374,627	77.0
11	埼玉	2,608,675	3,177,659	82.1	2,631,110	3,195,684	82.3
12	千葉	2,323,821	2,780,015	83.6	2,341,709	2,799,321	83.7
13	東京都	2,639,068	3,110,853	84.8	2,646,340	3,114,847	85.0
14	神奈川県	2,586,251	3,051,426	84.8	2,594,717	3,057,740	84.9
15	新潟	1,020,978	1,383,703	73.8	1,029,260	1,389,213	74.1
16	富山	537,282	706,150	76.1	540,176	709,106	76.2
17	石川	542,380	713,731	76.0	547,946	719,275	76.2
18	福井	390,738	507,020	77.1	394,407	510,681	77.2
19	山梨	381,114	550,836	69.2	387,024	554,058	69.9
20	長野	977,399	1,364,418	71.6	988,884	1,371,993	72.1
21	岐阜	1,058,723	1,291,314	82.0	1,064,700	1,295,740	82.2
22	静岡県	1,753,970	2,198,455	79.8	1,769,327	2,211,729	80.0
23	愛知県	3,527,324	4,125,687	85.5	3,562,101	4,164,113	85.5
24	三重	935,285	1,147,481	81.5	943,373	1,154,780	81.7
25	滋賀	632,030	791,066	79.9	639,338	798,044	80.1
26	京都	842,992	994,980	84.7	846,360	998,525	84.8
27	大阪	2,424,823	2,749,720	88.2	2,435,957	2,762,671	88.2
28	兵庫	1,935,154	2,298,077	84.2	1,946,896	2,308,937	84.3
29	奈良	551,022	650,430	84.7	551,806	651,362	84.7
30	和歌山	434,992	536,598	81.1	437,526	538,977	81.2
31	鳥取	245,858	342,305	71.8	248,904	344,496	72.3
32	島根	248,926	405,389	61.4	252,394	407,724	61.9
33	岡山	912,471	1,148,175	79.5	921,255	1,155,068	79.8
34	広島	1,160,399	1,443,601	80.4	1,169,455	1,450,880	80.6
35	山口	621,793	817,911	76.0	624,738	820,636	76.1
36	徳島	356,972	453,354	78.7	359,759	455,435	79.0
37	香川	471,020	583,959	80.7	474,874	586,966	80.9
38	愛媛	564,255	735,844	76.7	569,756	739,883	77.0
39	高知	257,859	393,509	65.5	260,954	395,707	65.9
40	福岡	2,092,182	2,562,851	81.6	2,113,701	2,583,028	81.8
41	佐賀	359,975	499,065	72.1	364,586	503,108	72.5
42	長崎	502,738	691,044	72.8	507,834	694,651	73.1
43	熊本	737,365	1,022,133	72.1	748,976	1,030,192	72.7
44	大分	483,944	686,443	70.5	489,941	689,920	71.0
45	宮崎	437,179	668,910	65.4	443,402	673,661	65.8
46	鹿児島	621,763	940,110	66.1	630,055	948,128	66.5
47	沖縄	466,594	821,754	56.8	477,523	837,471	57.0
48	合計	48,294,852	61,021,368	79.1	48,680,883	61,357,555	79.3

※1 付保台数は、各年度3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計の有効契約台数です。

2018年度			2019年度			
付保台数	保有車両数	普及率	付保台数	保有車両数	普及率	
台	台	%	台	台	%	
2,175,399	2,798,784	77.7	2,174,315	2,793,175	77.8	1
549,990	727,919	75.6	551,949	726,363	76.0	2
514,654	740,262	69.5	518,088	739,417	70.1	3
1,018,786	1,293,981	78.7	1,022,448	1,294,892	79.0	4
392,309	590,838	66.4	393,124	588,323	66.8	5
495,819	694,586	71.4	496,964	692,486	71.8	6
885,508	1,222,253	72.4	886,645	1,220,499	72.6	7
1,566,331	1,978,570	79.2	1,570,135	1,985,913	79.1	8
1,036,385	1,336,666	77.5	1,038,261	1,339,330	77.5	9
1,064,420	1,378,111	77.2	1,066,225	1,380,545	77.2	10
2,647,822	3,207,139	82.6	2,651,888	3,211,342	82.6	11
2,354,285	2,810,982	83.8	2,359,960	2,817,289	83.8	12
2,646,419	3,109,360	85.1	2,638,507	3,097,427	85.2	13
2,595,596	3,052,935	85.0	2,587,362	3,042,483	85.0	14
1,035,248	1,390,825	74.4	1,037,670	1,389,800	74.7	15
542,503	709,511	76.5	543,669	709,457	76.6	16
552,861	723,414	76.4	555,755	725,209	76.6	17
397,356	512,275	77.6	399,212	512,838	77.8	18
390,326	556,198	70.2	392,171	557,522	70.3	19
997,730	1,376,677	72.5	1,002,249	1,376,863	72.8	20
1,070,404	1,300,676	82.3	1,072,092	1,300,241	82.5	21
1,773,548	2,219,815	79.9	1,773,376	2,223,370	79.8	22
3,591,140	4,187,217	85.8	3,604,308	4,198,200	85.9	23
949,450	1,159,857	81.9	952,209	1,161,753	82.0	24
645,688	804,039	80.3	649,061	806,964	80.4	25
848,104	999,354	84.9	846,280	997,720	84.8	26
2,444,522	2,771,986	88.2	2,440,056	2,771,497	88.0	27
1,951,576	2,310,726	84.5	1,950,802	2,310,218	84.4	28
551,806	651,945	84.6	550,615	651,369	84.5	29
439,189	541,654	81.1	439,327	542,368	81.0	30
250,561	345,589	72.5	251,661	345,881	72.8	31
255,334	409,283	62.4	256,222	408,902	62.7	32
927,223	1,159,785	79.9	930,906	1,161,567	80.1	33
1,176,101	1,456,189	80.8	1,178,743	1,458,798	80.8	34
627,101	821,252	76.4	627,048	820,092	76.5	35
361,294	456,577	79.1	361,831	456,688	79.2	36
478,200	589,786	81.1	480,225	591,410	81.2	37
573,579	742,337	77.3	575,835	745,122	77.3	38
263,201	396,524	66.4	264,603	396,644	66.7	39
2,133,410	2,599,485	82.1	2,141,602	2,607,863	82.1	40
367,931	505,500	72.8	370,231	507,789	72.9	41
511,406	697,236	73.3	513,056	697,640	73.5	42
757,432	1,035,384	73.2	761,509	1,035,714	73.5	43
494,308	692,667	71.4	496,611	693,093	71.7	44
448,090	675,613	66.3	450,849	676,266	66.7	45
635,460	951,648	66.8	639,869	953,506	67.1	46
488,198	852,989	57.2	493,776	866,080	57.0	47
48,950,950	61,546,399	79.5	49,031,617	61,587,928	79.6	48

※2 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成。各年度とも3月末の自家用普通乗用車、自家用小型乗用車および軽四輪乗用車の合計です。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第21表 任意自動車保険 対人賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2019年度)

	保険金額 用途・車種		2,000万円まで		2,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超 1億円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	14,336	0.1	2,957	0.0	5,601	0.0
2		小型	16,680	0.1	3,683	0.0	10,962	0.1
3	営業用乗用車		188	0.1	187	0.1	25,338	14.9
4	軽四輪自動車	乗用車	7,813	0.0	6,003	0.0	7,165	0.0
5		貨物車	11,269	0.2	6,691	0.1	12,016	0.2
6	自家用貨物車	普通	3,423	0.3	1,225	0.1	2,163	0.2
7		小型	12,660	0.5	2,584	0.1	5,923	0.2
8	営業用貨物車	普通	2,225	0.3	621	0.1	3,041	0.4
9		小型	84	0.1	81	0.1	111	0.2
10	バス	自家用	1,047	1.2	78	0.1	180	0.2
11		営業用	597	0.5	15	0.0	748	0.7
12	二輪車		12,794	0.7	1,846	0.1	1,247	0.1
13	原動機付自転車		10,210	1.0	6,353	0.6	4,450	0.4
14	ダンプカー		826	0.2	595	0.1	1,063	0.2
15	特種用途自動車		30,426	10.0	792	0.3	1,602	0.5
16	工作車		7,468	1.3	8,546	1.4	8,142	1.4
17	小計		132,046	0.2	42,257	0.1	89,752	0.1
18	レンタカー		931	0.1	370	0.0	4,804	0.4
19	合計		132,977	0.2	42,627	0.1	94,556	0.1

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

1億円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
83	0.0	16,767,971	99.9	16,790,948	100.0	1
176	0.0	15,660,243	99.8	15,691,744	100.0	2
362	0.2	143,475	84.6	169,550	100.0	3
99	0.0	18,419,116	99.9	18,440,196	100.0	4
88	0.0	4,921,103	99.4	4,951,167	100.0	5
25	0.0	1,107,901	99.4	1,114,737	100.0	6
134	0.0	2,425,608	99.1	2,446,909	100.0	7
524	0.1	853,639	99.3	860,050	100.0	8
48	0.1	56,979	99.4	57,303	100.0	9
4	0.0	84,267	98.5	85,576	100.0	10
0	0.0	113,658	98.8	115,018	100.0	11
59	0.0	1,771,972	99.1	1,787,918	100.0	12
33	0.0	979,788	97.9	1,000,834	100.0	13
11	0.0	448,717	99.4	451,212	100.0	14
2	0.0	272,655	89.3	305,477	100.0	15
374	0.1	565,789	95.8	590,319	100.0	16
2,022	0.0	64,592,881	99.6	64,858,958	100.0	17
7	0.0	1,127,853	99.5	1,133,965	100.0	18
2,029	0.0	65,720,734	99.6	65,992,923	100.0	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第22表 任意自動車保険 対物賠償責任保険保険金額別契約構成表 (2019年度)

	保険金額 用途・車種		500万円まで		500万円超 1,000万円まで		1,000万円超 2,000万円まで	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	59,739	0.4	129,752	0.8	65,974	0.4
2		小型	108,557	0.7	188,279	1.2	71,464	0.5
3	営業用乗用車		65,495	36.3	15,155	8.4	3,106	1.7
4	軽四輪自動車	乗用車	108,394	0.6	201,570	1.1	65,597	0.4
5		貨物車	167,558	3.4	130,047	2.6	25,495	0.5
6	自家用貨物車	普通	19,636	1.8	39,336	3.5	10,609	1.0
7		小型	62,764	2.6	65,959	2.7	15,984	0.7
8	営業用貨物車	普通	48,740	5.6	40,363	4.6	25,083	2.9
9		小型	4,293	7.4	3,745	6.4	1,196	2.1
10	バス	自家用	2,353	2.8	1,999	2.4	543	0.6
11		営業用	21,791	19.0	6,021	5.3	1,065	0.9
12	二輪車		48,941	2.7	33,900	1.9	7,380	0.4
13	原動機付自転車		208,512	20.9	31,232	3.1	6,819	0.7
14	ダンプカー		6,871	1.5	11,964	2.7	3,875	0.9
15	特種用途自動車		45,620	15.0	12,731	4.2	1,554	0.5
16	工作車		68,415	12.1	60,180	10.6	16,206	2.9
17	小計		1,047,679	1.6	972,233	1.5	321,950	0.5
18	レンタカー		78,621	6.9	113,133	10.0	98,637	8.7
19	合計		1,126,300	1.7	1,085,366	1.6	420,587	0.6

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

2,000万円超		無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	台	%	
35,709	0.2	16,493,011	98.3	16,784,185	100.0	1
40,501	0.3	15,274,458	97.4	15,683,259	100.0	2
2,023	1.1	94,537	52.4	180,316	100.0	3
33,377	0.2	18,020,891	97.8	18,429,829	100.0	4
16,751	0.3	4,595,233	93.1	4,935,084	100.0	5
19,111	1.7	1,023,091	92.0	1,111,783	100.0	6
14,392	0.6	2,283,633	93.5	2,442,732	100.0	7
45,892	5.3	708,203	81.6	868,281	100.0	8
1,772	3.1	47,077	81.1	58,083	100.0	9
322	0.4	79,731	93.9	84,948	100.0	10
1,965	1.7	83,690	73.1	114,532	100.0	11
3,418	0.2	1,699,719	94.8	1,793,358	100.0	12
2,768	0.3	747,468	75.0	996,799	100.0	13
3,503	0.8	423,649	94.2	449,862	100.0	14
1,744	0.6	243,191	79.8	304,840	100.0	15
81,100	14.3	340,365	60.1	566,266	100.0	16
304,348	0.5	62,157,947	95.9	64,804,157	100.0	17
67,844	6.0	775,355	68.4	1,133,590	100.0	18
372,192	0.6	62,933,302	95.4	65,937,747	100.0	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第23表 任意自動車保険 人身傷害保険保険金額別契約構成表 (2019年度)

	保険金額 用途・車種		3,000万円まで		3,000万円超 5,000万円まで		5,000万円超	
			契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
			台	%	台	%	台	%
1	自家用乗用車	普通	7,168,370	43.3	6,101,966	36.9	1,736,180	10.5
2		小型	7,565,074	49.3	5,385,518	35.1	1,307,519	8.5
3	営業用乗用車		27,670	56.5	11,381	23.3	2,621	5.4
4	軽四輪自動車	乗用車	10,014,015	55.4	5,905,244	32.7	1,115,290	6.2
5		貨物車	2,663,799	59.9	1,284,781	28.9	224,702	5.1
6	自家用貨物車	普通	466,912	48.0	336,116	34.5	70,633	7.3
7		小型	1,100,488	50.3	736,492	33.7	151,456	6.9
8	営業用貨物車	普通	232,350	59.8	103,253	26.6	15,936	4.1
9		小型	20,562	61.0	8,764	26.0	1,452	4.3
10	バス	自家用	27,880	38.6	25,329	35.1	17,849	24.7
11		営業用	19,873	40.3	15,321	31.1	12,892	26.2
12	二輪車		482,586	77.0	101,728	16.2	17,752	2.8
13	原動機付自転車		180,064	73.6	43,018	17.6	7,266	3.0
14	ダンプカー		185,949	46.8	143,395	36.1	28,491	7.2
15	特種用途自動車		98,872	45.5	76,621	35.3	16,992	7.8
16	工作車		172,575	48.3	113,032	31.6	21,772	6.1
17	小計		30,427,039	50.7	20,391,959	34.0	4,748,803	7.9
18	レンタカー		726,009	88.5	73,045	8.9	6,056	0.7
19	合計		31,153,048	51.2	20,465,004	33.6	4,754,859	7.8

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※3 保険金額合計には、保険金額不明分を含みます。

無 制 限		合 計		
契約台数	構成比	契約台数	構成比	
台	%	台	%	
1,543,125	9.3	16,549,641	100.0	1
1,086,027	7.1	15,344,138	100.0	2
7,260	14.8	48,932	100.0	3
1,050,645	5.8	18,085,194	100.0	4
273,575	6.2	4,446,857	100.0	5
99,403	10.2	973,064	100.0	6
199,559	9.1	2,187,995	100.0	7
37,179	9.6	388,718	100.0	8
2,937	8.7	33,715	100.0	9
1,192	1.6	72,250	100.0	10
1,197	2.4	49,283	100.0	11
24,924	4.0	626,990	100.0	12
14,220	5.8	244,568	100.0	13
39,117	9.9	396,952	100.0	14
24,794	11.4	217,279	100.0	15
50,186	14.0	357,565	100.0	16
4,455,340	7.4	60,023,141	100.0	17
15,132	1.8	820,242	100.0	18
4,470,472	7.3	60,843,383	100.0	19

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第24表 任意自動車保険 年齢条件別契約構成表 (2019年度)

用途・車種	年齢条件	対人賠償		対物賠償	
		契約台数	構成比	契約台数	構成比
自家用乗用車		台	%	台	%
	年齢を問わず補償	514,387	1.7	513,680	1.7
	21歳以上補償	1,810,082	6.0	1,809,704	6.0
	26歳以上補償	6,276,151	20.9	6,273,689	20.9
	30歳以上補償	3,014,682	10.0	3,012,283	10.0
	その他	18,444,912	61.4	18,442,074	61.4
	合計	30,060,214	100.0	30,051,430	100.0
軽四輪乗用車	年齢を問わず補償	573,244	3.3	572,919	3.3
	21歳以上補償	1,437,066	8.2	1,436,686	8.2
	26歳以上補償	3,325,907	19.1	3,323,454	19.1
	30歳以上補償	1,357,622	7.8	1,356,500	7.8
	その他	10,755,795	61.6	10,753,462	61.6
	合計	17,449,634	100.0	17,443,021	100.0
二輪車	年齢を問わず補償	77,179	4.4	77,373	4.4
	21歳以上補償	156,616	9.0	157,558	9.0
	26歳以上補償	1,221,418	69.8	1,229,055	69.9
	30歳以上補償	253,906	14.5	253,672	14.4
	その他	40,758	2.3	40,543	2.3
	合計	1,749,877	100.0	1,758,201	100.0
原動機付自転車	年齢を問わず補償	35,196	5.9	35,255	5.9
	21歳以上補償	532,152	89.4	532,652	89.4
	その他	27,816	4.7	27,809	4.7
	合計	595,164	100.0	595,716	100.0
合計	年齢を問わず補償	1,200,006	2.4	1,199,227	2.4
	21歳以上補償	3,935,916	7.9	3,936,600	7.9
	26歳以上補償	10,823,476	21.7	10,826,198	21.7
	30歳以上補償	4,626,210	9.3	4,622,455	9.3
	その他	29,269,281	58.7	29,263,888	58.7
	合計	49,854,889	100.0	49,848,368	100.0

※1 契約台数は、新契約の台数です。

※2 フリート契約、自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。フリート契約とは、保険契約者の総付保台数が10台以上の契約を指します。

※3 「原動機付自転車」以外の「その他」には35歳以上補償等を含みます。

搭乗者傷害		人身傷害		車両		合計	
契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比	契約台数	構成比
台	%	台	%	台	%	台	%
164,748	1.6	508,545	1.7	313,739	1.5	515,107	1.7
567,365	5.4	1,794,165	6.0	1,223,469	5.7	1,811,806	6.0
2,211,669	21.1	6,161,842	20.7	4,534,501	21.2	6,305,724	21.0
1,891,800	18.1	2,931,185	9.8	1,862,268	8.7	3,018,145	10.0
5,645,189	53.9	18,388,674	61.7	13,428,661	62.9	18,446,879	61.3
10,480,771	100.0	29,784,411	100.0	21,362,638	100.0	30,097,661	100.0
159,963	3.0	566,905	3.3	324,734	3.0	573,715	3.3
403,062	7.5	1,423,870	8.3	900,287	8.3	1,438,160	8.2
1,051,508	19.6	3,242,993	18.8	2,086,431	19.3	3,336,153	19.1
752,161	14.0	1,309,616	7.6	700,250	6.5	1,358,850	7.8
2,988,357	55.8	10,715,393	62.1	6,797,793	62.9	10,756,644	61.6
5,355,051	100.0	17,258,777	100.0	10,809,495	100.0	17,463,522	100.0
30,811	3.0	40,820	6.7	1,870	2.8	77,526	4.4
75,823	7.4	68,117	11.2	4,202	6.4	157,980	8.9
670,226	65.3	438,410	72.4	47,308	71.8	1,236,359	70.0
230,893	22.5	33,996	5.6	9,275	14.1	254,146	14.4
18,246	1.8	24,150	4.0	3,215	4.9	40,882	2.3
1,025,999	100.0	605,493	100.0	65,870	100.0	1,766,893	100.0
18,987	5.0	10,628	8.0	961	16.8	35,462	5.9
332,204	88.1	121,286	91.7	4,771	83.2	535,485	89.4
26,094	6.9	415	0.3	2	0.0	27,819	4.6
377,285	100.0	132,329	100.0	5,734	100.0	598,766	100.0
374,509	2.2	1,126,898	2.4	641,304	2.0	1,201,810	2.4
1,378,454	8.0	3,407,438	7.1	2,132,729	6.6	3,943,431	7.9
3,933,403	22.8	9,843,245	20.6	6,668,240	20.7	10,878,236	21.8
2,874,854	16.7	4,274,797	8.9	2,571,793	8.0	4,631,141	9.3
8,677,886	50.3	29,128,632	61.0	20,229,671	62.7	29,272,224	58.6
17,239,106	100.0	47,781,010	100.0	32,243,737	100.0	49,926,842	100.0

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第25表 任意自動車保険 事故類型別支払統計表 (2019年度)

補償種目	事故類型	支払件数		支払保険金 千円
		件	構成比 %	
対人賠償	「自動車」対「自動車」	287,408	77.3	197,168,103
	「自動車」対「人」	63,395	17.0	127,060,756
	「自動車」対「物」	10,549	2.8	13,800,195
	自動車単独	8,928	2.4	7,692,590
	合計	371,931	100.0	347,278,669
対物賠償	「自動車」対「自動車」	1,775,697	84.4	559,187,299
	「自動車」対「人」	49,751	2.4	3,834,224
	「自動車」対「物」	250,447	11.9	100,221,429
	自動車単独	20,565	1.0	9,004,279
	合計	2,103,689	100.0	675,297,237
搭乗者傷害	「自動車」対「自動車」	207,577	83.3	27,250,683
	「自動車」対「人」	4,663	1.9	855,174
	「自動車」対「物」	23,376	9.4	4,127,518
	自動車単独	13,102	5.3	2,986,336
	合計	249,279	100.0	35,355,266
人身傷害	「自動車」対「自動車」	207,771	68.7	74,304,840
	「自動車」対「人」	12,967	4.3	14,260,374
	「自動車」対「物」	50,565	16.7	32,532,510
	自動車単独	28,193	9.3	22,949,821
	合計	302,454	100.0	146,759,190
車両	「自動車」対「自動車」	905,769	41.3	287,785,735
	「自動車」対「人」	23,478	1.1	5,858,488
	「自動車」対「物」	593,147	27.0	225,503,160
	自動車単独	640,943	29.2	222,239,641
	合計	2,194,183	100.0	765,736,969

※1 自動車運転者損害賠償責任保険（ドライバー保険）契約（説明は第13表※4参照）、販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法的自動車の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 合計には、事故類型不明分を含みます。

※3 事故類型「自動車」対「人」中の「人」には、軽車両搭乗中を含みます。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第26表 任意自動車保険 車両保険都道府県別・事故形態別支払統計表〈2019年度〉

事故形態	都道府県	他車・物・人との衝突、 接触、転覆、墜落			台風・竜巻・洪水・高潮		
		支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金
		件	%	千円	件	%	千円
1	北海道	85,462	78.6	30,714,314	124	0.1	100,787
2	青森	18,428	80.7	5,816,037	62	0.3	75,797
3	岩手	16,203	72.3	4,927,340	372	1.7	380,697
4	宮城	33,199	70.6	10,733,504	4,328	9.2	6,436,572
5	秋田	13,088	80.6	3,992,000	35	0.2	55,233
6	山形	17,449	81.4	5,182,865	104	0.5	114,035
7	福島	30,031	62.6	9,661,603	5,573	11.6	10,025,241
8	茨城	46,993	77.0	16,823,028	2,188	3.6	1,420,927
9	栃木	29,296	67.4	10,451,749	4,215	9.7	7,326,683
10	群馬	34,502	81.3	11,984,779	472	1.1	620,407
11	埼玉	81,032	79.7	28,804,213	2,118	2.1	2,433,448
12	千葉	80,696	65.7	30,067,742	18,468	15.0	13,275,939
13	東京都	104,180	79.1	41,781,927	2,347	1.8	2,133,861
14	神奈川県	87,956	75.4	31,099,289	4,954	4.2	3,867,304
15	新潟	30,612	74.8	9,034,773	141	0.3	124,279
16	富山	18,875	81.2	5,849,517	40	0.2	11,921
17	石川	17,204	78.6	5,068,275	47	0.2	33,004
18	福井	14,582	81.5	4,687,706	55	0.3	19,075
19	山梨	11,336	81.7	3,795,038	101	0.7	39,832
20	長野	31,766	76.5	9,290,765	1,660	4.0	2,531,626
21	岐阜	48,037	80.8	17,660,635	150	0.3	93,184
22	静岡県	59,986	79.5	19,519,088	1,771	2.3	1,434,308
23	愛知県	150,354	81.7	53,008,304	446	0.2	260,675
24	三重	36,671	78.3	13,660,522	340	0.7	238,275
25	滋賀	20,576	78.9	7,396,215	196	0.8	115,910
26	京都	30,529	81.9	10,564,958	396	1.1	214,613
27	大阪	96,610	72.8	35,965,609	10,204	7.7	8,175,933
28	兵庫県	65,408	79.7	25,214,808	578	0.7	596,699
29	奈良	18,387	82.2	6,508,455	107	0.5	84,151
30	和歌山	12,568	76.8	4,223,264	876	5.4	604,402
31	鳥取	9,199	77.7	2,614,453	24	0.2	7,058
32	島根	8,729	76.1	2,434,069	24	0.2	13,312
33	岡山	32,250	82.1	11,231,802	118	0.3	59,450
34	広島	39,451	80.7	13,036,326	217	0.4	96,279
35	山口	22,229	76.8	6,865,349	182	0.6	109,924
36	徳島	11,560	83.0	3,747,193	100	0.7	40,768
37	香川	15,349	86.8	4,976,015	46	0.3	20,599
38	愛媛	17,408	81.9	4,928,396	127	0.6	79,645
39	高知	7,552	85.6	2,147,181	51	0.6	30,539
40	福岡	77,267	79.5	24,058,183	1,862	1.9	1,217,984
41	佐賀	11,607	68.2	3,820,616	1,559	9.2	1,611,482
42	長崎	14,224	86.4	3,770,107	420	2.5	150,163
43	熊本	26,454	80.9	7,629,867	647	2.0	356,433
44	大分	15,039	82.9	4,398,841	97	0.5	47,057
45	宮崎	12,535	76.6	3,241,888	580	3.5	322,636
46	鹿児島	16,874	82.7	4,498,409	133	0.7	66,817
47	沖縄	16,674	85.3	3,482,413	727	3.7	253,795
48	合計	1,700,561	77.5	581,905,539	69,415	3.2	67,145,732

※1 販売用・修理工場等受託車、特殊な用途・使用方法の保険契約および特殊な契約条件による保険契約を除きます。

※2 「その他」には、火災・爆発、飛来物・落下物との衝突等を含みます。

※3 都道府県合計には、都道府県不明分を含みます。

盗 難			そ の 他			合 計			
支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	支払件数	構成比	支払保険金	
件	%	千円	件	%	千円	件	%	千円	
134	0.1	34,319	22,965	21.1	4,584,654	108,685	100.0	35,434,074	1
13	0.1	7,708	4,324	18.9	830,703	22,827	100.0	6,730,245	2
11	0.0	3,201	5,838	26.0	1,020,682	22,424	100.0	6,331,920	3
100	0.2	34,052	9,417	20.0	3,833,057	47,044	100.0	20,837,185	4
1	0.0	76	3,110	19.2	580,105	16,234	100.0	4,627,414	5
13	0.1	4,017	3,862	18.0	711,204	21,428	100.0	6,012,121	6
55	0.1	37,539	12,295	25.6	5,930,206	47,954	100.0	25,654,589	7
759	1.2	1,840,398	11,121	18.2	3,000,021	61,061	100.0	23,084,374	8
179	0.4	381,539	9,761	22.5	4,577,728	43,451	100.0	22,737,699	9
137	0.3	514,274	7,323	17.3	1,509,105	42,434	100.0	14,628,565	10
482	0.5	1,386,133	18,077	17.8	4,212,375	101,709	100.0	36,836,169	11
501	0.4	1,334,467	23,215	18.9	9,009,425	122,880	100.0	53,687,573	12
194	0.1	414,994	24,975	19.0	5,924,111	131,696	100.0	50,254,893	13
284	0.2	304,850	23,431	20.1	5,951,020	116,625	100.0	41,222,463	14
29	0.1	38,238	10,134	24.8	1,577,617	40,916	100.0	10,774,907	15
13	0.1	1,815	4,327	18.6	700,499	23,255	100.0	6,563,752	16
17	0.1	6,186	4,617	21.1	745,675	21,885	100.0	5,853,140	17
13	0.1	1,720	3,252	18.2	603,121	17,902	100.0	5,311,622	18
10	0.1	23,908	2,421	17.5	555,876	13,868	100.0	4,414,654	19
23	0.1	14,093	8,077	19.5	2,594,348	41,526	100.0	14,430,832	20
175	0.3	400,146	11,100	18.7	1,896,540	59,462	100.0	20,050,505	21
102	0.1	201,446	13,637	18.1	3,398,132	75,496	100.0	24,552,974	22
692	0.4	1,943,932	32,518	17.7	5,849,400	184,010	100.0	61,062,311	23
115	0.2	80,806	9,702	20.7	2,296,569	46,828	100.0	16,276,172	24
44	0.2	43,864	5,274	20.2	991,509	26,090	100.0	8,547,498	25
124	0.3	147,249	6,211	16.7	1,250,333	37,260	100.0	12,177,153	26
1,031	0.8	1,789,366	24,804	18.7	7,293,229	132,649	100.0	53,224,137	27
236	0.3	283,987	15,873	19.3	3,137,263	82,095	100.0	29,232,757	28
70	0.3	63,680	3,818	17.1	747,504	22,382	100.0	7,403,790	29
27	0.2	55,366	2,888	17.7	752,140	16,359	100.0	5,635,172	30
8	0.1	1,520	2,615	22.1	395,694	11,846	100.0	3,018,725	31
2	0.0	314	2,717	23.7	399,417	11,472	100.0	2,847,112	32
66	0.2	24,244	6,850	17.4	1,279,285	39,284	100.0	12,594,781	33
27	0.1	16,603	9,217	18.8	1,692,161	48,912	100.0	14,841,369	34
20	0.1	5,889	6,527	22.5	1,062,238	28,958	100.0	8,043,400	35
3	0.0	519	2,257	16.2	389,273	13,920	100.0	4,177,753	36
23	0.1	14,116	2,272	12.8	442,355	17,690	100.0	5,453,085	37
7	0.0	1,133	3,703	17.4	695,531	21,245	100.0	5,704,705	38
3	0.0	330	1,219	13.8	248,130	8,825	100.0	2,426,180	39
100	0.1	23,850	17,998	18.5	4,443,432	97,227	100.0	29,743,449	40
15	0.1	4,958	3,843	22.6	3,103,521	17,024	100.0	8,540,577	41
5	0.0	7,625	1,823	11.1	424,521	16,472	100.0	4,352,416	42
15	0.0	2,490	5,592	17.1	1,245,751	32,708	100.0	9,234,541	43
16	0.1	3,518	3,000	16.5	585,573	18,152	100.0	5,034,989	44
4	0.0	781	3,243	19.8	673,441	16,362	100.0	4,238,746	45
12	0.1	3,009	3,375	16.5	691,870	20,394	100.0	5,260,105	46
3	0.0	133	2,143	11.0	451,026	19,547	100.0	4,187,367	47
5,921	0.3	11,511,349	418,286	19.1	105,174,408	2,194,183	100.0	765,737,028	48

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第27表 任意自動車保険 修理費費目別統計表 (2019年度)

補償種目	修理費費目	認定損害額単価	
			構成比
対物賠償		円	%
	部品費	140,144	42.8
	工賃	60,661	18.5
	塗装費	51,832	15.8
	間接損害	52,120	15.9
	その他	22,432	6.9
	合計	327,188	100.0
車両	部品費	164,600	52.5
	工賃	66,688	21.3
	塗装費	56,276	18.0
	その他	25,846	8.2
	合計	313,410	100.0

※1 修理費は、自己または相手の過失分や免責金額等を差し引く前の金額です。

※2 間接損害には、代車料や休車損害等を含みます。

※3 その他には、消費税や諸費用を含みます。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## 3 関連情報

### I 共済関係

第28表 自賠責共済収支の推移

年 度	契 約		支	
	件 数	共 済 掛 金	死 亡	
			件 数	共 済 金
	件 %	千円 %	件	千円
1970	2,923,354	19,255,593	496	2,105,422
1975	2,732,993	31,792,707	658	6,360,930
1980	2,759,764	45,980,728	624	8,935,923
1985	3,138,386	75,182,861	615	9,920,758
1986	3,225,300 ( 2.8)	83,883,351 ( 11.6)	630	10,211,859
1987	3,241,266 ( 0.5)	82,938,910 (△ 1.1)	648	11,653,097
1988	3,392,378 ( 4.7)	89,177,706 ( 7.5)	651	11,204,359
1989	3,189,136 (△ 6.0)	85,634,404 (△ 4.0)	672	11,694,403
1990	3,325,675 ( 4.3)	90,287,051 ( 5.4)	673	12,035,243
1991	3,268,791 (△ 1.7)	80,536,948 (△10.8)	672	12,418,737
1992	3,294,496 ( 0.8)	81,887,921 ( 1.7)	737	14,406,045
1993	3,263,432 (△ 0.9)	70,517,578 (△13.9)	685	13,844,827
1994	3,360,666 ( 3.0)	73,139,184 ( 3.7)	681	14,183,155
1995	3,309,483 (△ 1.5)	73,916,381 ( 1.1)	664	13,641,336
1996	3,360,019 ( 1.5)	75,702,484 ( 2.4)	635	12,652,475
1997	3,357,421 (△ 0.1)	70,707,667 (△ 6.6)	627	12,596,200
1998	3,369,297 ( 0.4)	72,201,803 ( 2.1)	625	13,069,091
1999	3,472,701 ( 3.1)	73,822,215 ( 2.2)	561	12,692,039
2000	3,567,223 ( 2.7)	75,241,838 ( 1.9)	506	12,286,500
2001	3,575,456 ( 0.2)	76,321,869 ( 1.4)	482	11,029,849
2002	3,573,753 ( 0.0)	94,797,163 ( 24.2)	571	13,082,946
2003	3,637,219 ( 1.8)	96,557,242 ( 1.9)	550	12,823,658
2004	3,566,015 (△ 2.0)	95,050,314 (△ 1.6)	569	13,103,586
2005	3,629,699 ( 1.8)	91,563,939 (△ 3.7)	537	12,606,434
2006	3,616,425 (△ 0.4)	91,005,611 (△ 0.6)	487	11,616,129
2007	3,610,799 (△ 0.2)	84,705,567 (△ 6.9)	445	10,127,141
2008	3,951,279 ( 9.4)	73,456,873 (△13.3)	455	10,521,942
2009	3,724,945 (△ 5.7)	69,438,082 (△ 5.5)	407	9,207,247
2010	3,731,514 ( 0.2)	69,607,048 ( 0.2)	403	9,315,241
2011	3,704,642 (△ 0.7)	77,930,334 ( 12.0)	349	8,277,082
2012	3,805,988 ( 2.7)	80,465,865 ( 3.3)	316	7,495,028
2013	3,647,079 (△ 4.2)	88,778,767 ( 10.3)	384	8,529,955
2014	3,672,962 ( 0.7)	89,347,693 ( 0.6)	344	7,797,786
2015	3,672,167 ( 0.0)	89,143,140 (△ 0.2)	346	7,886,126
2016	3,693,865 ( 0.6)	90,143,244 ( 1.1)	364	8,256,259
2017	3,680,489 (△ 0.4)	84,277,770 (△ 6.5)	302	7,397,265
2018	3,650,477 (△ 0.8)	83,753,746 (△ 0.6)	278	5,969,405
2019	3,616,628 (△ 0.9)	82,967,278 (△ 0.9)	261	5,756,045

※1 1970年度は、沖縄県を含みません。

※2 1986年度以降の ( ) 内の数値は、対前年度増減率を示します。

※3 1996年度以前は J A 共済から報告を受けた数値です。

払				年 度
傷 害 お よ び 後 遺 障 害		合 計		
件 数	共 済 金	件 数	共 済 金	
件	千円	件 %	千円 %	
20,301	4,389,105	20,797	6,494,527	1970
27,550	11,602,176	28,208	17,963,106	1975
32,779	19,073,211	33,403	28,009,134	1980
46,791	27,595,414	47,406	37,516,172	1985
48,260	27,651,120	48,890 ( 3.1)	37,862,979 ( 0.9)	1986
45,605	28,088,798	46,253 (△ 5.4)	39,741,895 ( 5.0)	1987
44,452	27,119,122	45,103 (△ 2.5)	38,323,481 (△ 3.6)	1988
44,486	26,313,634	45,158 ( 0.1)	38,008,037 (△ 0.8)	1989
44,677	26,438,530	45,350 ( 0.4)	38,473,773 ( 1.2)	1990
44,406	25,426,242	45,078 (△ 0.6)	37,844,979 (△ 1.6)	1991
45,059	25,689,138	45,796 ( 1.6)	40,095,183 ( 5.9)	1992
46,885	27,013,599	47,570 ( 3.9)	40,858,426 ( 1.9)	1993
47,262	27,302,519	47,943 ( 0.8)	41,485,674 ( 1.5)	1994
47,268	25,646,983	47,932 ( 0.0)	39,288,319 (△ 5.3)	1995
47,722	25,711,403	48,357 ( 0.9)	38,363,878 (△ 2.4)	1996
48,948	26,737,861	49,575 ( 2.5)	39,334,061 ( 2.5)	1997
49,983	27,103,897	50,608 ( 2.1)	40,172,988 ( 2.1)	1998
52,088	30,583,727	52,649 ( 4.0)	43,275,767 ( 7.7)	1999
55,561	32,842,902	56,067 ( 6.5)	45,129,402 ( 4.3)	2000
58,883	33,499,565	59,365 ( 5.9)	44,529,413 (△ 1.3)	2001
60,692	34,559,342	61,263 ( 3.2)	47,642,288 ( 7.0)	2002
63,464	36,517,854	64,014 ( 4.5)	49,341,513 ( 3.6)	2003
62,520	35,390,360	63,089 (△ 1.4)	48,493,946 (△ 1.7)	2004
62,517	35,955,395	63,054 (△ 0.1)	48,561,829 ( 0.1)	2005
62,509	35,888,767	62,996 (△ 0.1)	47,504,896 (△ 2.2)	2006
62,737	36,568,051	63,182 ( 0.3)	46,695,192 (△ 1.7)	2007
62,060	36,533,397	62,515 (△ 1.1)	47,055,339 ( 0.8)	2008
63,599	36,711,124	64,006 ( 2.4)	45,918,371 (△ 2.4)	2009
66,727	38,452,475	67,130 ( 4.9)	47,767,716 ( 4.0)	2010
69,117	38,291,020	69,466 ( 3.5)	46,568,101 (△ 2.5)	2011
69,716	38,690,169	70,032 ( 0.8)	46,185,198 (△ 0.8)	2012
71,218	39,545,411	71,602 ( 2.2)	48,075,366 ( 4.1)	2013
70,472	40,647,231	70,816 (△ 1.1)	48,445,017 ( 0.8)	2014
69,655	39,889,782	70,001 (△ 1.2)	47,775,908 (△ 1.4)	2015
68,969	38,492,345	69,333 (△ 1.0)	46,748,604 (△ 2.2)	2016
67,205	37,665,064	67,507 (△ 2.6)	45,062,329 (△ 3.6)	2017
64,112	36,282,620	64,390 (△ 4.6)	42,252,026 (△ 6.2)	2018
60,160	35,346,645	60,421 (△ 6.2)	41,102,690 (△ 2.7)	2019

※4 1997年度は、J A共済および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※5 1998～2000年度は、J A共済、全自共および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※6 2001年度以降は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第29表 自賠責共済都道府県別収支〈2019年度〉

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
北海道	204,422	4,904,689	2,417	1,759,240
青森	49,699	1,157,640	527	329,217
岩手	90,461	2,150,195	936	593,473
宮城	79,676	1,910,590	1,150	821,264
秋田	110,663	2,703,681	1,231	816,396
山形	77,928	1,842,076	997	495,810
福島	128,336	3,057,175	1,921	1,565,056
茨城	49,542	1,165,111	874	575,809
栃木	62,040	1,466,198	1,170	930,377
群馬	86,278	2,052,115	1,702	1,309,093
埼玉	99,131	2,324,378	1,972	1,386,975
千葉	49,121	1,138,221	921	730,929
東京	33,878	805,805	678	436,888
神奈川	67,168	1,545,043	1,347	901,242
新潟	62,169	1,461,213	714	361,859
富山	32,507	797,330	554	347,924
石川	36,378	902,270	641	286,154
福井	30,238	748,219	601	305,128
山梨	64,534	1,495,769	1,194	755,421
長野	118,783	2,807,845	1,596	1,037,054
岐阜	59,392	1,423,657	1,006	743,372
静岡	105,371	2,487,677	2,021	1,387,926
愛知	166,166	3,931,259	3,010	1,923,734
三重	71,462	1,703,162	1,500	1,198,352

※1 本表は、被共済自動車の登録または届出をした都道府県別に集計したものです。

※2 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

都道府県	契 約		支 払	
	件 数	共 済 掛 金	件 数	共 済 金
	件	千円	件	千円
滋 賀	50,022	1,175,967	979	585,885
京 都	28,851	669,883	476	333,994
大 阪	26,944	621,890	641	506,598
兵 庫	101,347	2,373,244	1,784	1,491,255
奈 良	40,734	871,919	855	536,756
和 歌 山	53,406	1,193,804	927	634,417
鳥 取	24,491	587,886	316	240,693
島 根	83,885	2,071,103	1,231	671,977
岡 山	70,516	1,649,474	1,353	810,144
広 島	81,476	1,921,861	1,342	1,036,548
山 口	73,062	1,737,016	1,326	880,659
徳 島	29,336	687,838	674	399,839
香 川	34,085	793,084	789	553,532
愛 媛	73,574	1,693,036	1,387	871,496
高 知	75,539	1,805,689	1,024	731,060
福 岡	110,157	2,606,361	2,931	2,044,113
佐 賀	61,380	1,465,720	1,378	881,826
長 崎	55,053	1,295,350	990	630,591
熊 本	78,914	1,825,580	1,334	844,874
大 分	72,478	1,712,798	1,200	809,388
宮 崎	134,936	3,211,834	2,572	1,605,831
鹿 児 島	135,982	3,187,739	1,989	1,530,785
沖 縄	104,074	1,155,629	1,719	991,016
離 島	81,043	671,257	524	480,721
合 計	3,616,628	82,967,278	60,421	41,102,690

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第30表 自動車共済 補償種目別収支の推移

年度	補償種目	契 約		支 払	
		件 数	共済掛金	件 数	共 済 金
2015年度		件	千円	件	千円
	対人賠償	11,417,901	86,163,995	51,304	48,903,924
	対物賠償	11,370,248	177,512,124	357,007	107,171,064
	搭乗者傷害	7,038,244	20,376,959	31,101	6,217,949
	人身傷害	8,110,596	53,855,046	76,123	28,153,634
	車 両	5,700,542	157,033,918	318,100	87,780,758
	合 計	11,417,901	494,942,042	833,635	278,227,328
2016年度	対人賠償	11,241,189	86,523,498	48,164	45,882,624
	対物賠償	11,203,581	178,775,466	342,386	104,246,799
	搭乗者傷害	9,226,528	24,834,012	55,247	9,201,864
	人身傷害	8,379,033	44,539,925	46,759	23,262,728
	車 両	5,681,537	159,906,454	289,649	83,138,070
	合 計	11,241,189	494,579,355	782,205	265,732,085
2017年度	対人賠償	11,221,814	85,880,748	46,151	46,561,687
	対物賠償	11,186,678	176,678,057	332,018	102,577,544
	搭乗者傷害	9,114,957	24,112,058	68,066	11,123,760
	人身傷害	8,545,875	44,326,651	31,887	20,502,262
	車 両	5,723,514	160,522,805	282,018	82,596,794
	合 計	11,221,814	491,520,319	760,140	263,362,047
2018年度	対人賠償	11,194,366	80,793,946	43,380	45,639,233
	対物賠償	11,159,896	179,931,393	318,131	99,748,068
	搭乗者傷害	9,007,445	19,244,897	67,083	11,772,138
	人身傷害	8,727,381	37,532,169	30,432	20,348,771
	車 両	5,788,846	157,835,163	281,792	87,338,045
	合 計	11,194,366	475,337,568	740,818	264,846,256
2019年度	対人賠償	11,175,294	79,550,412	39,138	43,617,588
	対物賠償	11,143,470	176,080,736	299,178	96,242,257
	搭乗者傷害	8,891,302	18,975,739	61,918	11,377,487
	人身傷害	8,897,956	37,440,735	28,870	20,132,502
	車 両	5,868,945	158,791,976	266,776	86,162,925
	合 計	11,175,294	470,839,598	695,880	257,532,760

※1 J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値の合計です。

※2 搭乗者傷害保険には、一部共済における傷害定額給付型を含みます。

第31表 自動車共済・自動車保険 都道府県別 対人賠償普及率 (2020年3月末)

都道府県	保有車両数	自動車共済		自動車保険		共済・保険計	
		台数	普及率	台数	普及率	台数	普及率
	台	台	%	台	%	台	%
北海道	3,774,223	556,076	14.7	2,697,721	71.5	3,253,797	86.2
青森	1,003,188	183,223	18.3	716,729	71.4	899,952	89.7
岩手	1,029,153	236,974	23.0	674,926	65.6	911,900	88.6
宮城	1,703,753	255,304	15.0	1,275,973	74.9	1,531,277	89.9
秋田	807,848	222,081	27.5	499,736	61.9	721,817	89.4
山形	931,835	222,982	23.9	621,021	66.6	844,003	90.6
福島	1,654,067	326,816	19.8	1,127,704	68.2	1,454,520	87.9
茨城	2,620,645	259,420	9.9	1,954,141	74.6	2,213,561	84.5
栃木	1,735,720	262,086	15.1	1,269,134	73.1	1,531,220	88.2
群馬	1,802,624	292,115	16.2	1,312,376	72.8	1,604,491	89.0
埼玉	4,141,741	365,111	8.8	3,276,361	79.1	3,641,472	87.9
千葉	3,665,600	220,156	6.0	2,914,802	79.5	3,134,958	85.5
東京都	4,409,797	292,595	6.6	3,497,631	79.3	3,790,226	86.0
神奈川県	4,013,001	259,142	6.5	3,223,631	80.3	3,482,773	86.8
新潟	1,841,573	375,202	20.4	1,304,559	70.8	1,679,761	91.2
富山	901,191	169,990	18.9	663,904	73.7	833,894	92.5
石川	916,225	160,658	17.5	677,012	73.9	837,670	91.4
福井	670,372	116,445	17.4	495,440	73.9	611,885	91.3
山梨	760,864	147,718	19.4	495,299	65.1	643,017	84.5
長野	1,905,595	408,290	21.4	1,284,454	67.4	1,692,744	88.8
岐阜	1,686,858	205,184	12.2	1,324,561	78.5	1,529,745	90.7
静岡	2,896,198	355,764	12.3	2,214,821	76.5	2,570,585	88.8
愛知	5,298,564	483,592	9.1	4,354,300	82.2	4,837,892	91.3
三重	1,522,694	176,660	11.6	1,182,224	77.6	1,358,884	89.2
滋賀	1,042,772	145,968	14.0	789,257	75.7	935,225	89.7
京都	1,337,364	118,672	8.9	1,072,971	80.2	1,191,643	89.1
大阪	3,783,922	200,927	5.3	3,128,212	82.7	3,329,139	88.0
兵庫県	3,034,153	294,423	9.7	2,400,850	79.1	2,695,273	88.8
奈良	834,594	80,331	9.6	663,714	79.5	744,045	89.2
和歌山	755,087	108,576	14.4	565,686	74.9	674,262	89.3
鳥取	466,972	101,487	21.7	316,246	67.7	417,733	89.5
島根	553,918	181,309	32.7	327,033	59.0	508,342	91.8
岡山	1,547,244	218,962	14.2	1,168,824	75.5	1,387,786	89.7
広島	1,909,278	252,262	13.2	1,473,628	77.2	1,725,890	90.4
山口	1,072,157	187,870	17.5	782,417	73.0	970,287	90.5
徳島	618,909	103,201	16.7	457,452	73.9	560,653	90.6
香川	790,926	119,163	15.1	606,184	76.6	725,347	91.7
愛媛	1,024,264	190,572	18.6	740,071	72.3	930,643	90.9
高知	562,714	150,018	26.7	342,724	60.9	492,742	87.6
福岡	3,406,525	324,540	9.5	2,643,889	77.6	2,968,429	87.1
佐賀	681,902	149,700	22.0	463,926	68.0	613,626	90.0
長崎	953,921	186,425	19.5	648,760	68.0	835,185	87.6
熊本	1,390,799	273,040	19.6	955,309	68.7	1,228,349	88.3
大分	924,350	167,973	18.2	626,338	67.8	794,311	85.9
宮崎	948,378	222,345	23.4	579,587	61.1	801,932	84.6
鹿児島	1,354,789	277,046	20.4	840,367	62.0	1,117,413	82.5
沖縄	1,161,515	282,767	24.3	629,443	54.2	912,210	78.5
合計	81,849,782	10,891,161	13.3	61,366,993	75.0	72,258,154	88.3

- ※1 保有車両数は、「自動車保有車両数・月報(令和2年3月末現在)」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成
- ※2 保有車両数、自動車共済および自動車保険の台数は、原動機付自転車を除きます。
- ※3 自動車共済は、J A共済、全自共、交協連および全労済から報告を受けた数値から作成
- ※4 自動車共済・自動車保険台数は、2020年3月末の有効契約台数です。
- ※5 都道府県合計には、自動車共済・自動車保険の都道府県不明を含みます。

## Ⅱ 交通事故関係

第32表 交通事故発生状況の推移

区分 年 (暦年)	発 生 件 数			死 者 数		負 傷 者 数	
	件 数		1日当たり 平均件数	人 数	1日当たり 平均人数	人 数	1日当たり 平均人数
	交 通 事 故 件 数	死 亡 事 故 件 数					
	件	件	件	人	人	人	人
1970	718,080	15,801	1,967.3	16,765	45.9	981,096	2,687.9
1975	472,938	10,165	1,295.7	10,792	29.6	622,467	1,705.4
※ <sup>4</sup> 1980	476,677	8,329	1,302.4	8,760	23.9	598,719	1,635.8
1985	552,788	8,826	1,514.5	9,261	25.4	681,346	1,866.7
1986	579,190	8,877	1,586.8	9,317	25.5	712,330	1,951.6
1987	590,723	8,981	1,618.4	9,347	25.6	722,179	1,978.6
※ <sup>4</sup> 1988	614,481	9,865	1,678.9	10,344	28.3	752,845	2,057.0
1989	661,363	10,570	1,812.0	11,086	30.4	814,832	2,232.4
1990	643,097	10,651	1,761.9	11,227	30.8	790,295	2,165.2
1991	662,392	10,551	1,814.8	11,109	30.4	810,245	2,219.8
※ <sup>4</sup> 1992	695,346	10,892	1,899.9	11,452	31.3	844,003	2,306.0
1993	724,678	10,398	1,985.4	10,945	30.0	878,633	2,407.2
1994	729,461	10,158	1,998.5	10,653	29.2	881,723	2,415.7
1995	761,794	10,232	2,087.1	10,684	29.3	922,677	2,527.9
※ <sup>4</sup> 1996	771,085	9,518	2,106.8	9,943	27.2	942,204	2,574.3
1997	780,401	9,222	2,138.1	9,642	26.4	958,925	2,627.2
1998	803,882	8,800	2,202.4	9,214	25.2	990,676	2,714.2
1999	850,371	8,687	2,329.8	9,012	24.7	1,050,399	2,877.8
※ <sup>4</sup> 2000	931,950	8,713	2,546.3	9,073	24.8	1,155,707	3,157.7
2001	947,253	8,424	2,595.2	8,757	24.0	1,181,039	3,235.7
2002	936,950	8,062	2,567.0	8,396	23.0	1,168,029	3,200.1
2003	948,281	7,522	2,598.0	7,768	21.3	1,181,681	3,237.5
※ <sup>4</sup> 2004	952,720	7,159	2,603.1	7,436	20.3	1,183,617	3,233.9
2005	934,346	6,691	2,559.9	6,937	19.0	1,157,113	3,170.2
2006	887,267	6,208	2,430.9	6,415	17.6	1,098,564	3,009.8
2007	832,704	5,639	2,281.4	5,796	15.9	1,034,652	2,834.7
※ <sup>4</sup> 2008	766,394	5,079	2,094.0	5,209	14.2	945,703	2,583.9
2009	737,637	4,837	2,020.9	4,979	13.6	911,215	2,496.5
2010	725,924	4,808	1,988.8	4,948	13.6	896,297	2,455.6
2011	692,084	4,560	1,896.1	4,691	12.9	854,613	2,341.4
※ <sup>4</sup> 2012	665,157	4,307	1,817.4	4,438	12.1	825,392	2,255.2
2013	629,033	4,293	1,723.4	4,388	12.0	781,492	2,141.1
2014	573,842	4,013	1,572.2	4,113	11.3	711,374	1,949.0
2015	536,899	4,028	1,471.0	4,117	11.3	666,023	1,824.7
※ <sup>4</sup> 2016	499,201	3,790	1,363.9	3,904	10.7	618,853	1,690.9
2017	472,165	3,630	1,293.6	3,694	10.1	580,850	1,591.4
2018	430,601	3,449	1,179.7	3,532	9.7	525,846	1,440.7
2019	381,237	3,133	1,044.5	3,215	8.8	461,775	1,265.1

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 死亡事故件数は、交通事故件数の内数です。

※4 ※4を付した年は、閏年のため、1年を366日として「1日当たり平均件数」および「1日当たり平均人数」を計算しています。

第33表 都道府県別交通事故発生状況（2019年）

区分 都道府県	交通事故件数		死者数				負傷者数			
	件数	対前年増減率	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり	人数	対前年増減率	人口10万人当たり	車両1万台当たり
	件	%	人	%	人	人	人	%	人	人
北海道	9,595	△ 3.4	152	7.8	2.9	0.4	11,046	△ 3.9	210.4	26.9
青森	2,791	△ 5.9	37	△ 17.8	3.0	0.3	3,378	△ 7.4	271.1	30.1
岩手	1,968	△ 0.7	45	△ 23.7	3.7	0.4	2,380	△ 1.3	194.0	20.4
宮城	5,675	△ 16.7	65	16.1	2.8	0.3	6,941	△ 18.4	301.0	37.1
秋田	1,514	△ 15.1	40	△ 4.8	4.1	0.4	1,830	△ 14.6	189.4	20.4
山形	4,292	△ 15.8	32	△ 37.3	3.0	0.3	5,135	△ 17.2	476.3	49.3
福島	3,919	△ 14.7	61	△ 18.7	3.3	0.3	4,683	△ 14.6	253.7	25.9
東京	30,467	△ 6.5	133	△ 7.0	1.0	0.3	34,777	△ 7.1	249.8	70.0
茨城	7,447	△ 14.2	107	△ 12.3	3.7	0.4	9,372	△ 14.5	327.7	33.2
栃木	4,553	△ 4.4	82	△ 7.9	4.2	0.4	5,621	△ 5.6	290.6	29.7
群馬	11,831	△ 9.6	61	△ 4.7	3.1	0.3	14,845	△ 11.3	764.4	76.1
埼玉	21,359	△ 11.5	129	△ 26.3	1.8	0.3	25,704	△ 11.7	349.7	56.3
千葉	16,476	△ 5.2	172	△ 7.5	2.7	0.4	19,904	△ 5.9	318.0	49.3
神奈川	23,294	△ 11.1	132	△ 18.5	1.4	0.3	27,392	△ 11.7	297.8	58.7
新潟	3,484	△ 8.3	93	△ 8.8	4.2	0.5	4,086	△ 8.2	183.8	20.0
山梨	3,003	△ 15.7	25	△ 32.4	3.1	0.3	3,789	△ 17.3	467.2	44.6
長野	6,281	△ 13.4	65	△ 1.5	3.2	0.3	7,559	△ 14.3	368.9	36.1
静岡	25,102	△ 11.6	101	△ 2.9	2.8	0.3	32,491	△ 11.6	891.6	101.7
富山	2,353	△ 17.1	34	△ 37.0	3.3	0.4	2,696	△ 18.3	258.2	28.3
石川	2,408	△ 8.9	31	10.7	2.7	0.3	2,823	△ 8.5	248.1	29.4
福井	1,168	△ 16.5	31	△ 24.4	4.0	0.4	1,333	△ 16.1	173.6	18.7
岐阜	4,097	△ 15.7	84	△ 7.7	4.2	0.5	5,221	△ 18.3	262.8	29.2
愛知	30,836	△ 12.5	156	△ 17.5	2.1	0.3	37,011	△ 13.0	490.1	65.3
三重	3,647	△ 22.2	75	△ 13.8	4.2	0.4	4,688	△ 23.6	263.2	28.0
滋賀	3,647	△ 13.4	57	46.2	4.0	0.5	4,592	△ 14.3	324.8	39.5
京都	5,183	△ 15.6	55	5.8	2.1	0.3	6,071	△ 16.4	235.0	36.7
大阪	30,914	△ 10.1	130	△ 11.6	1.5	0.3	36,664	△ 10.4	416.2	81.4
兵庫	22,896	△ 7.2	138	△ 9.2	2.5	0.4	27,501	△ 8.2	503.1	78.1
奈良	3,328	△ 17.1	34	△ 24.4	2.6	0.3	4,145	△ 17.3	311.7	42.4
和歌山	1,859	△ 18.1	33	△ 8.3	3.6	0.4	2,208	△ 20.0	238.7	24.0
鳥取	805	△ 7.4	31	55.0	5.6	0.6	957	△ 7.0	172.1	18.8
島根	927	△ 9.4	25	25.0	3.7	0.4	1,058	△ 12.7	157.0	17.5
岡山	4,690	△ 20.5	75	10.3	4.0	0.4	5,315	△ 22.7	281.2	30.7
広島	6,257	△ 17.5	75	△ 18.5	2.7	0.3	7,643	△ 17.6	272.6	34.7
山口	3,209	△ 20.0	45	△ 13.5	3.3	0.4	3,922	△ 20.3	288.8	33.4
徳島	2,515	△ 10.5	41	32.3	5.6	0.6	3,027	△ 12.5	415.8	44.3
香川	4,537	△ 12.2	47	6.8	4.9	0.5	5,525	△ 11.5	577.9	61.1
愛媛	2,811	△ 19.4	42	△ 28.8	3.1	0.3	3,168	△ 21.9	236.6	26.1
高知	1,556	△ 3.5	33	13.8	4.7	0.5	1,700	△ 5.1	243.6	25.6
福岡	26,936	△ 13.9	98	△ 27.9	1.9	0.3	35,077	△ 14.8	687.2	93.8
佐賀	5,040	△ 12.0	34	13.3	4.2	0.4	6,713	△ 11.0	823.7	88.5
長崎	3,959	△ 14.7	33	△ 8.3	2.5	0.3	5,102	△ 15.5	384.5	46.6
熊本	4,104	△ 14.2	69	15.0	3.9	0.4	5,092	△ 16.3	291.3	32.1
大分	3,037	△ 15.9	41	5.1	3.6	0.4	3,765	△ 18.3	331.7	36.5
宮崎	6,621	△ 11.1	39	14.7	3.6	0.4	7,432	△ 9.6	692.6	70.8
鹿児島	4,771	△ 18.2	61	△ 4.7	3.8	0.4	5,532	△ 18.9	345.3	35.9
沖縄	4,075	△ 8.1	36	△ 5.3	2.5	0.3	4,861	△ 8.6	334.5	37.3
合計	381,237	△ 11.5	3,215	△ 9.0	2.5	0.4	461,775	△ 12.2	366.0	50.5

※ 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第34表 事故類型別交通事故件数の推移

事故類型 年 (暦年)	人対車両		車両相互		車両単独		列 車		合 計	
	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比
2015	55,038 件	10.3 %	465,559 件	86.7 %	16,235 件	3.0 %	67 件	0.0 %	536,899 件	100.0 %
2016	51,552	10.3	433,789	86.9	13,781	2.8	79	0.0	499,201	100.0
2017	50,756	10.7	408,812	86.6	12,528	2.7	69	0.0	472,165	100.0
2018	48,618	11.3	370,614	86.1	11,286	2.6	83	0.0	430,601	100.0
2019	44,907	11.8	325,313	85.3	10,941	2.9	76	0.0	381,237	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 「列車」とは、列車が当事者となった踏切上の事故をいいます。

第35表 年齢層別死者数の推移

年齢層 年(暦年)	15歳 以下	16～ 19歳	20～ 29歳	30～ 39歳	40～ 49歳	50～ 59歳	60～ 64歳	65歳以上				合 計
							65～ 69歳	70～ 74歳	75歳 以上	計		
2015	80 (1.9)	150 (3.6)	295 (7.2)	279 (6.8)	363 (8.8)	432 (10.5)	271 (6.6)	346 (8.4)	416 (10.1)	1,485 (36.1)	2,247 (54.6)	4,117 (100.0)
2016	74 (1.9)	146 (3.7)	301 (7.7)	274 (7.0)	360 (9.2)	388 (9.9)	223 (5.7)	371 (9.5)	367 (9.4)	1,400 (35.9)	2,138 (54.8)	3,904 (100.0)
2017	67 (1.8)	98 (2.7)	297 (8.0)	209 (5.7)	383 (10.4)	394 (10.7)	226 (6.1)	337 (9.1)	364 (9.9)	1,319 (35.7)	2,020 (54.7)	3,694 (100.0)
2018	79 (2.2)	121 (3.4)	255 (7.2)	211 (6.0)	317 (9.0)	368 (10.4)	215 (6.1)	314 (8.9)	362 (10.2)	1,290 (36.5)	1,966 (55.7)	3,532 (100.0)
2019	52 (1.6)	111 (3.5)	250 (7.8)	181 (5.6)	281 (8.7)	371 (11.5)	187 (5.8)	267 (8.3)	323 (10.0)	1,192 (37.1)	1,782 (55.4)	3,215 (100.0)

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 ( ) 内は構成比(%)を示します。

第36表 状態別死者数の推移

年(暦年)	自動車乗車中		二輪車乗車中		自転車乗用中		歩行中		その他		合計	
	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比	死者数	構成比
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
2015	1,322	32.1	677	16.4	572	13.9	1,534	37.3	12	0.3	4,117	100.0
2016	1,338	34.3	684	17.5	509	13.0	1,361	34.9	12	0.3	3,904	100.0
2017	1,221	33.1	632	17.1	479	13.0	1,348	36.5	14	0.4	3,694	100.0
2018	1,197	33.9	613	17.4	453	12.8	1,258	35.6	11	0.3	3,532	100.0
2019	1,083	33.7	510	15.9	433	13.5	1,176	36.6	13	0.4	3,215	100.0

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

※2 「二輪車乗車中」とは、自動二輪車および原動機付自転車に乗車中の状態をいいます。

第37表 警察統計の死者数の推移

年(暦年)	区分	24時間以内(A)	30日以内(B)	比率(B)/(A)
		人	人	
2015		4,117	4,885	1.19
2016		3,904	4,698	1.20
2017		3,694	4,431	1.20
2018		3,532	4,166	1.18
2019		3,215	3,920	1.22

※ 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行)から作成

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第38表 車種別道路交通法違反取締件数〈2019年〉

車両の種類 区分		大型車	中型車	準中型	普通車	自動二輪	原付・小特車	重被けん引車	合計
取締り総件数		件	件	件	件	件	件	件	件
主な違反行為	無免許運転	69	231	620	13,555	1,623	2,506	3	18,607
	酒酔い運転	4	0	3	457	7	24	0	495
	酒気帯び運転	65	41	143	22,568	590	1,532	0	24,939
	最高速度	3,057	6,115	13,650	1,023,847	33,849	56,737	0	1,137,255
	通行禁止	2,002	2,885	15,091	599,923	19,543	33,651	0	673,095
	駐停車	553	784	5,050	189,434	3,599	7,342	16	206,778
	整備不良車運転	741	219	136	9,008	3,341	8,083	0	21,528
	積載運転	1,743	1,612	3,472	5,071	93	161	0	12,152
	信号無視	15,271	11,111	16,548	542,896	13,591	42,448	0	641,865
	一時停止	2,041	3,819	14,262	1,192,681	27,680	87,671	0	1,328,154
携帯電話使用等	8,734	12,907	34,489	658,311	490	1,889	0	716,820	

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 「普通車」には、軽四輪およびミニカーを含みます。

※3 「自動二輪」とは、小型二輪、軽二輪および原付二種をいいます。

※4 「原付」とは原動機付自転車を、「小特車」とは小型特殊自動車を表しています。

※5 「重被けん引車」とは、けん引されるための構造および装置を有する車両で車両総重量が750kgを超えるものをいいます。

第39表 救急自動車による救急出動件数および搬送人員の推移

区分 年(暦年)	救急出動件数		搬送人員		交通事故による 出動件数 (B)	(B)/(A)
	件数 (A)	対前年 増加率	人員	対前年 増加率		
2015	件 6,054,815	% 1.2	人 5,478,370	% 1.3	件 501,321	% 8.3
2016	6,209,964	2.6	5,621,218	2.6	488,861	7.9
2017	6,342,147	2.1	5,736,086	2.0	481,473	7.6
2018	6,605,213	4.1	5,960,295	3.9	459,977	7.0
2019	6,639,767	0.5	5,978,008	0.3	432,492	6.5

※「消防白書」（消防庁編）から作成

第40表 男女別運転免許保有者数の推移

区分 年 (暦年)	運転免許 保有者数		男		女	
	保有者数	保有率	保有者数	保有率	保有者数	保有率
	人	%	人	%	人	%
1970	26,449,229	34.3	21,683,599	58.0	4,765,630	12.0
1975	33,482,514	40.3	26,106,101	64.7	7,376,413	17.2
1980	43,000,383	49.0	30,408,233	71.4	12,592,150	27.9
1985	52,347,735	56.2	34,277,091	75.9	18,070,644	37.7
1986	54,079,827	57.4	35,036,361	76.6	19,043,466	39.3
1987	55,724,173	58.4	35,752,664	77.1	19,971,509	40.7
1988	57,423,924	59.4	36,483,593	77.6	20,940,331	42.1
1989	59,159,342	60.4	37,244,077	78.2	21,915,265	43.5
1990	60,908,993	61.4	38,028,875	79.0	22,880,118	44.9
1991	62,553,596	62.4	38,773,374	79.6	23,780,222	46.1
1992	64,172,276	63.3	39,482,617	80.2	24,689,659	47.4
1993	65,695,677	64.3	40,143,572	80.8	25,552,105	48.6
1994	67,205,667	65.3	40,793,347	81.6	26,412,320	49.9
1995	68,563,830	66.0	41,406,176	82.0	27,157,654	50.8
1996	69,874,878	66.8	41,973,336	82.6	27,901,542	51.8
1997	71,271,222	67.7	42,578,341	83.3	28,692,881	53.0
1998	72,733,411	68.7	43,223,086	84.1	29,510,325	54.1
1999	73,792,756	69.3	43,601,205	84.5	30,191,551	55.0
2000	74,686,752	69.8	43,865,900	84.5	30,820,852	55.9
2001	75,550,711	70.2	44,143,259	84.6	31,407,452	56.6
2002	76,533,859	70.9	44,489,377	85.1	32,044,482	57.5
2003	77,467,729	71.5	44,786,148	85.4	32,681,581	58.4
2004	78,246,948	72.0	45,020,226	85.7	33,226,722	59.2
2005	78,798,821	72.3	45,135,941	85.6	33,662,880	59.9
2006	79,329,866	72.7	45,257,391	85.8	34,072,475	60.5
2007	79,907,212	73.1	45,412,614	86.0	34,494,598	61.1
2008	80,447,842	73.6	45,517,585	86.1	34,930,257	61.8
2009	80,811,945	73.9	45,539,419	86.3	35,272,526	62.4
2010	81,010,246	73.6	45,487,010	85.7	35,523,236	62.4
2011	81,215,266	73.9	45,448,263	85.7	35,767,003	62.9
2012	81,487,846	74.2	45,437,260	85.8	36,050,586	63.4
2013	81,860,012	74.6	45,463,791	85.9	36,396,221	64.1
2014	82,076,223	74.8	45,430,245	85.9	36,645,978	64.5
2015	82,150,008	74.7	45,344,259	85.5	36,805,749	64.7
2016	82,205,911	74.7	45,255,994	85.3	36,949,917	64.9
2017	82,255,195	74.8	45,133,771	85.0	37,121,424	65.3
2018	82,314,924	74.9	44,994,702	84.8	37,320,222	65.7
2019	82,158,428	74.8	44,778,696	84.4	37,379,732	65.8

※1 「交通統計」（公益財団法人 交通事故総合分析センター発行）から作成

※2 1970年は、沖縄県を含みません。

※3 保有率は、16歳以上の運転免許適齢人口に占める運転免許保有者数の割合(%)で、算出の基礎とした人口は、総務省統計資料「各年10月1日現在推計人口」または「国勢調査結果」によります。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第41表 年齢別・男女別免許保有者の前年比較 (2018年・2019年)

区分 年齢別	2018年			2019年			増減率		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
16歳	14,995	4,864	19,859	12,998	4,355	17,353	-13.3	-10.5	-12.6
17歳	34,819	11,293	46,112	31,219	10,010	41,229	-10.3	-11.4	-10.6
18歳	123,317	79,154	202,471	116,053	75,420	191,473	-5.9	-4.7	-5.4
19歳	347,179	267,953	615,132	348,044	266,951	614,995	0.2	-0.4	0.0
16～19歳	520,310	363,264	883,574	508,314	356,736	865,050	-2.3	-1.8	-2.1
20～24歳	2,567,301	2,174,090	4,741,391	2,531,713	2,140,939	4,672,652	-1.4	-1.5	-1.4
25～29歳	2,874,219	2,536,875	5,411,094	2,867,111	2,530,227	5,397,338	-0.2	-0.3	-0.3
30～34歳	3,353,104	3,019,729	6,372,833	3,239,191	2,908,120	6,147,311	-3.4	-3.7	-3.5
35～39歳	3,766,712	3,457,413	7,224,125	3,695,692	3,389,708	7,085,400	-1.9	-2.0	-1.9
40～44歳	4,433,462	4,090,554	8,524,016	4,256,783	3,927,731	8,184,514	-4.0	-4.0	-4.0
45～49歳	4,755,227	4,392,762	9,147,989	4,818,948	4,454,490	9,273,438	1.3	1.4	1.4
50～54歳	4,086,014	3,756,213	7,842,227	4,177,627	3,850,087	8,027,714	2.2	2.5	2.4
55～59歳	3,650,321	3,298,832	6,949,153	3,711,229	3,373,090	7,084,319	1.7	2.3	1.9
60～64歳	3,519,656	3,064,001	6,583,657	3,490,170	3,078,885	6,569,055	-0.8	0.5	-0.2
65～69歳	4,066,902	3,271,012	7,337,914	3,793,321	3,105,198	6,898,519	-6.7	-5.1	-6.0
70～74歳	3,368,967	2,289,675	5,658,642	3,598,414	2,528,031	6,126,445	6.8	10.4	8.3
75歳以上	4,032,507	1,605,802	5,638,309	4,090,183	1,736,490	5,826,673	1.4	8.1	3.3
計	44,994,702	37,320,222	82,314,924	44,778,696	37,379,732	82,158,428	-0.5	0.2	-0.2

※1 「交通統計」(公益財団法人 交通事故総合分析センター発行) から作成

※2 各年12月末現在の数値

第42表 交通事故高額賠償判決例（人身事故）

認定総 損害額	態様	裁判所	事 件 番 号	判 決 年月日	事 故 年月日	被 害 者		掲 載 誌
						性別 年齢	職 業	
万円 52,853	死亡	横浜地裁	平成22年(ワ)第 6587号	2011/11/1	2009/12/27	男 41歳	眼 開 業 科 医	自保ジャーナル 1870号
45,381	後遺	札幌地裁	平成27年(ワ)第 558号	2016/3/30	2009/1/7	男 30歳	公 務 員	自保ジャーナル 1991号
45,375	後遺	横浜地裁	平成27年(ワ)第 24号 平成27年(ワ)第 1005号	2017/7/18	2012/11/1	男 50歳	コ ン サ ル ト タ ン	自保ジャーナル 2008号
43,961	後遺	鹿児島地裁	平成27年(ワ)第 368号	2016/12/6	2010/11/9	女 58歳	専 門 学 校 教 諭	自保ジャーナル 2001号
39,725	後遺	横浜地裁	平成18年(ワ)第 4571号	2011/12/27	2003/9/14	男 21歳	大 学 生	自保ジャーナル 1865号
39,510	後遺	名古屋地裁	平成21年(ワ)第 76号	2011/2/18	2007/4/13	男 20歳	大 学 生	自保ジャーナル 1851号
39,095	後遺	神戸地裁	平成26年(ワ)第 1026号	2017/3/30	2009/12/3	男 32歳	テ ィ ー チ ン グ ア シ ス タ ン ト	自保ジャーナル 1999号
38,281	後遺	名古屋地裁	平成13年(ワ)第 1835号	2005/5/17	1998/5/18	男 29歳	会 社 員	交 民 38巻3号694頁
37,886	後遺	大阪地裁	平成17年(ワ)第 2633号	2007/4/10	2002/12/11	男 23歳	会 社 員	自保ジャーナル 1688号
37,370	後遺	東京地裁 立川支部	平成24年(ワ)第 2250号	2014/8/27	2010/7/20	男 7歳	小 学 生	自保ジャーナル 1947号
36,750	死亡	大阪地裁	平成16年(ワ)第 8095号	2006/6/21	2002/11/9	男 38歳	開 業 医	交 民 39巻3号844頁
36,551	後遺	仙台地裁	平成20年(ワ)第 321号	2009/11/17	2004/1/21	男 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 1823号
35,978	後遺	東京地裁	平成13年(ワ)第17934号	2004/6/29	1997/4/24	男 25歳	大 学 研 究 科 在 籍	交 民 37巻3号838頁
35,929	後遺	神戸地裁 伊丹支部	平成27年(ワ)第 323号	2018/11/27	2010/7/22	女 14歳	中 学 生	自保ジャーナル 2039号
35,618	後遺	名古屋地裁	平成22年(ワ)第 5137号	2012/3/16	2007/10/26	男 25歳	美 容 室 長 店	自保ジャーナル 1874号
35,332	後遺	千葉地裁 佐倉支部	平成16年(ワ)第 31号	2006/9/27	2001/10/4	男 37歳	ア ル バ イ ト	判 例 時 報 1967号108頁
34,791	後遺	大阪地裁	平成16年(ワ)第 1808号	2007/1/31	1996/10/21	女 18歳	高 校 生	交 民 40巻1号143頁
34,614	後遺	仙台地裁	平成17年(ワ)第 1586号	2007/6/8	2003/5/22	女 25歳	会 社 員	自保ジャーナル 1737号
33,678	後遺	千葉地裁	平成16年(ワ)第 431号	2005/7/20	2000/8/18	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1610号
33,547	後遺	大阪地裁	平成15年(ワ)第11955号	2006/4/5	2000/7/31	男 17歳	高 校 生	自保ジャーナル 1639号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額および自賠責保険などのてん補額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 態様欄の「後遺」は、後遺障害の略です。
- ※4 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第43表 交通事故高額賠償判決例（物件事故）

認定総損害額	裁判所	事件番号	判決年月日	事故年月日	被害物件	掲載誌
万円 26,135	神戸地裁	昭和60年(ワ)第1882号	1994/7/19	1985/5/29	積荷 (呉服・洋服・毛皮)	交民 27巻4号992頁
13,450	東京地裁	平成3年(ワ)第11143号 平成4年(ワ)第2602号	1996/7/17	1991/2/23	店舗 (パチンコ店)	自動車保険新聞 第1860号
12,036	福岡地裁	昭和51年(ワ)第314号	1980/7/18	1975/3/1	電車・線路・家屋	判例タイムズ 423号142頁
11,798	大阪地裁	平成21年(ワ)第10824号	2011/12/7	2007/4/19	トレーラー	自保ジャーナル 1866号
11,347	千葉地裁	平成6年(ワ)第1104号	1998/10/26	1992/9/14	電車	判例時報 1678号115頁
6,124	岡山地裁	平成10年(ワ)第508号	2000/6/27	1996/9/26	積荷	交民 33巻3号1065頁
4,141	大阪地裁	平成16年(ワ)第6468号	2008/5/14	1999/9/25	積荷	自保ジャーナル 1753号
3,391	名古屋地裁	平成14年(ワ)第1671号	2004/1/16	2001/3/9	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1535号
3,156	東京地裁	平成13年(ワ)第19484号	2001/12/25	1999/11/5	4階建ビル	自動車保険新聞 第1860号
3,052	東京地裁	平成11年(ワ)第20689号	2001/8/28	1999/5/16	店舗 (サーフショップ)	自保ジャーナル 1435号
2,858	東京地裁	平成14年(ワ)第6146号 平成14年(ワ)第9119号	2002/12/25	2001/3/28	積荷	交民 35巻6号1715頁
2,796	高松地裁	平成7年(ワ)第555号 平成8年(ワ)第472号	1997/8/14	1994/10/5	大型貨物車3台・ 積荷	自保ジャーナル 1241号
2,629	名古屋地裁	平成4年(ワ)第1562号 平成5年(ワ)第3123号 平成6年(ワ)第57号	1994/9/16	1991/3/20	観光バス	自保ジャーナル 1103号
2,389	名古屋地裁	平成3年(ワ)第2159号	1992/10/28	1991/4/23	トレーラー・積荷	別冊自保ジャーナル No. 2-106頁
2,221	東京地裁	平成22年(ワ)第156号	2011/11/25	2009/3/11	店舗 (ペットショップ)	自保ジャーナル 1868号
2,082	東京地裁	平成6年(ワ)第25073号	1995/11/14	1994/2/22	観光バス	自保ジャーナル 1136号
2,057	東京高裁	平成2年(ホ)第1098号 平成3年(ホ)第3591号 平成4年(ホ)第3621号 平成4年(ホ)第293号 平成4年(ホ)第695号	1993/6/24	1979/7/11	トラック2台・ 積荷	判例時報 1462号46頁
1,966	福岡地裁	平成10年(ワ)第1798号 平成10年(ワ)第3444号 平成11年(ワ)第96号 平成11年(ワ)第1482号 平成12年(ワ)第783号	2000/6/28	1997/10/8	フルトレーラー・ 積荷	自保ジャーナル 1407号
1,928	宇都宮地裁 足利支部	平成9年(ワ)第122号	1999/1/29	1996/9/3	大型貨物車・積荷	自保ジャーナル 1306号
1,739	大阪地裁	平成8年(ワ)第13351号 平成9年(ワ)第3553号	1999/2/4	1994/10/4	大型トレーラー トラクター・積荷	自保ジャーナル 1373号

- ※1 上記判例は、判例掲載誌等に掲載されている事例を対象としています。
- ※2 「認定総損害額」とは、被害者の損害額（弁護士費用などを含む）をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額をいいます。
- ※3 掲載誌欄の「交民」は交通事故民事裁判例集の略、「自保ジャーナル」は自動車保険ジャーナルの略です。



# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## Ⅲ 自動車保有登録関係

第44表 車種別自動車保有車両数の推移

年度	乗 用						貨 物				
	普 通 車		小 型 車		軽四輪車	計	普 通 車		小 型 車		被けん引車
	自家用	営業用	自家用	営業用			自家用	営業用	自家用	営業用	
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台
1970	73,877	2,882	6,485,298	214,892	2,327,644	9,104,593	555,218	258,627	4,530,498	92,282	23,768
1975	212,864	2,306	14,365,881	241,042	2,555,458	17,377,551	822,443	353,010	6,079,427	86,047	40,097
1980	478,204	1,639	20,814,702	248,955	2,102,619	23,646,119	1,051,653	450,755	7,036,635	86,622	57,313
1985	712,394	2,322	24,882,543	250,319	1,942,616	27,790,194	1,123,089	550,059	6,473,179	93,823	65,868
1986	753,217	2,815	25,681,286	250,373	1,850,806	28,538,497	1,148,768	574,721	6,385,280	94,591	67,918
1987	856,268	3,351	26,713,891	251,223	1,776,359	29,601,092	1,202,426	611,063	6,372,535	94,951	70,971
1988	980,860	4,126	27,739,168	251,385	1,737,019	30,712,558	1,288,253	656,012	6,433,147	95,662	76,372
1989	1,344,993	5,459	29,279,795	251,333	2,056,233	32,937,813	1,373,795	694,947	6,449,076	94,950	82,342
1990	1,926,169	7,364	30,250,739	252,225	2,715,334	35,151,831	1,474,161	731,920	6,445,958	93,737	88,765
1991	2,807,244	9,503	30,883,199	250,633	3,360,053	37,310,632	1,560,200	764,178	6,408,248	93,136	94,976
1992	3,935,381	13,261	31,038,940	246,885	3,930,083	39,164,550	1,612,774	782,221	6,335,107	91,566	98,799
1993	5,237,128	15,278	31,012,928	243,508	4,551,769	41,060,611	1,640,224	792,052	6,257,273	89,354	100,016
1994	6,697,684	17,332	30,799,962	239,543	5,201,818	42,956,339	1,697,138	821,914	6,161,944	87,354	110,602
1995	8,283,402	20,008	30,563,322	235,976	5,965,822	45,068,530	1,734,729	849,427	6,066,652	85,973	121,049
1996	9,949,956	23,029	30,270,209	233,374	6,738,258	47,214,826	1,764,876	877,390	5,966,628	84,760	125,252
1997	11,279,648	25,978	29,744,870	232,497	7,401,213	48,684,206	1,763,933	891,734	5,825,481	83,617	128,444
1998	12,299,442	27,494	29,225,654	230,286	8,185,273	49,968,149	1,739,844	886,331	5,639,082	81,479	129,559
1999	13,204,291	29,440	28,594,326	227,648	9,166,424	51,222,129	1,704,931	889,604	5,460,470	79,883	131,246
2000	14,132,311	31,046	27,976,415	225,297	10,084,285	52,449,354	1,680,488	901,104	5,311,156	79,496	134,042
2001	14,905,895	32,691	27,362,804	226,342	10,959,561	53,487,293	1,656,668	897,530	5,139,380	78,183	135,112
2002	15,398,886	34,804	26,992,761	228,478	11,816,447	54,471,376	1,621,103	891,407	4,940,536	76,680	136,216
2003	15,916,537	36,423	26,440,528	230,718	12,663,918	55,288,124	1,579,219	892,082	4,729,227	75,553	138,254
2004	16,357,803	38,413	26,147,672	232,290	13,512,078	56,288,256	1,567,205	904,389	4,589,205	76,016	143,360
2005	16,596,514	40,182	25,877,585	232,999	14,350,390	57,097,670	1,558,569	909,871	4,465,748	76,877	148,631
2006	16,671,316	42,061	25,284,353	231,679	15,280,951	57,510,360	1,551,465	912,142	4,321,351	77,085	152,215
2007	16,714,242	43,585	24,481,218	229,944	16,082,259	57,551,248	1,533,807	911,457	4,205,417	77,896	155,717
2008	16,613,720	45,050	23,914,198	226,277	16,883,230	57,682,475	1,472,858	887,345	3,974,423	77,626	155,250
2009	16,652,554	46,399	23,500,935	219,032	17,483,915	57,902,835	1,440,170	863,399	3,830,428	76,432	152,005
2010	16,790,700	47,850	23,094,498	202,084	18,004,339	58,139,471	1,415,352	856,599	3,714,240	75,646	153,010
2011	17,048,886	49,179	22,849,912	195,464	18,585,902	58,729,343	1,408,991	854,516	3,642,980	74,811	154,615
2012	17,246,034	50,989	22,521,885	190,442	19,347,873	59,357,223	1,409,844	852,748	3,575,280	74,381	155,885
2013	17,533,167	52,961	22,048,985	185,930	20,230,295	60,051,338	1,418,602	859,534	3,531,802	73,376	157,771
2014	17,662,272	54,931	21,592,320	181,594	21,026,132	60,517,249	1,435,643	864,000	3,496,353	72,846	160,314
2015	17,944,156	56,799	21,176,179	177,511	21,477,247	60,831,892	1,444,268	872,863	3,466,101	72,581	163,018
2016	18,387,005	58,466	20,873,028	173,466	21,761,335	61,253,300	1,453,320	886,505	3,451,829	72,328	166,554
2017	18,828,814	58,615	20,477,617	168,736	22,051,124	61,584,906	1,459,231	898,780	3,436,213	72,399	170,909
2018	19,209,478	59,376	20,012,028	164,798	22,324,893	61,770,573	1,473,399	912,767	3,428,428	72,954	175,792
2019	19,555,497	59,413	19,504,253	161,245	22,528,178	61,808,586	1,486,117	926,279	3,420,834	73,227	181,759

※1 「自動車保有車両数・月報」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成（※2を除く）

※2 原動機付自転車および小型特殊車は、2004年度までは国土交通省調べ、2005年度以降は総務省調べから作成

※3 1970年度は、沖縄県を含みません。

用		乗合用		特種・特殊用途用			二輪車		合計	原動機付 自転車	小型特殊車	年度
軽四輪車・ 軽三輪車	計	自家用	営業用	普通車・ 小型車	軽四輪車	大型 特殊車	小型	軽				
台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	台	
3,081,967	8,542,360	105,138	84,928	230,023	-	121,638	171,533	558,807	18,919,020	8,025,126	1,658,740	1970
2,831,680	10,212,704	133,158	86,787	384,709	-	211,089	257,208	480,239	29,143,445	8,194,957	1,788,075	1975
4,620,226	13,303,204	140,961	88,468	504,630	-	289,395	444,975	574,271	38,992,023	12,072,181	2,301,268	1980
8,945,677	17,251,695	140,683	90,100	602,607	-	341,194	850,615	1,173,467	48,240,555	16,644,472	2,423,985	1985
9,981,069	18,252,347	141,308	90,703	632,386	-	355,173	911,897	1,301,128	50,223,439	16,423,441	2,424,978	1986
10,993,330	19,345,276	142,841	91,807	667,765	-	369,507	974,218	1,453,170	52,645,676	16,022,878	2,437,867	1987
11,939,363	20,488,809	146,225	92,828	710,991	-	386,232	1,016,070	1,582,930	55,136,643	15,608,552	2,414,449	1988
12,248,734	20,943,844	148,335	93,960	750,357	-	404,267	1,045,519	1,669,771	57,993,866	15,056,497	2,406,252	1989
12,311,663	21,146,204	151,014	94,830	790,762	-	422,807	999,854	1,741,548	60,498,850	14,553,802	2,398,937	1990
12,145,593	21,066,331	152,400	95,568	833,663	-	437,973	1,022,602	1,794,285	62,713,454	14,001,311	2,380,556	1991
11,960,792	20,881,259	152,221	96,191	866,569	-	452,708	1,070,002	1,814,779	64,498,279	13,460,722	2,367,290	1992
11,773,412	20,652,331	150,919	96,200	903,624	-	464,118	1,127,817	1,823,216	66,278,836	12,957,884	2,342,641	1993
11,593,135	20,472,087	148,849	95,762	952,382	-	477,602	1,177,229	1,823,446	68,103,696	12,586,421	2,313,477	1994
11,377,221	20,235,051	147,689	95,218	1,032,912	-	491,493	1,209,013	1,826,630	70,106,536	12,226,261	2,292,441	1995
11,038,440	19,857,346	146,869	94,975	1,119,627	-	309,972	1,224,775	1,807,257	71,775,647	11,854,132	2,470,423	1996
10,709,026	19,402,235	144,185	95,681	1,206,363	-	314,966	1,243,277	1,765,670	72,856,583	11,527,565	2,454,691	1997
10,385,055	18,861,350	141,212	95,934	1,306,485	-	318,627	1,269,232	1,727,400	73,688,389	11,261,221	2,426,401	1998
10,158,863	18,424,997	139,375	96,350	1,386,036	-	320,804	1,288,399	1,704,522	74,582,612	10,980,882	2,399,487	1999
9,958,458	18,064,744	137,002	98,548	1,431,162	-	323,149	1,308,417	1,712,597	75,524,973	10,698,884	2,355,443	2000
9,819,281	17,726,154	133,710	100,534	1,429,840	-	324,533	1,334,354	1,734,395	76,270,813	10,471,624	2,330,893	2001
9,677,137	17,343,079	131,379	101,801	1,395,991	-	324,147	1,352,199	1,772,545	76,892,517	10,244,447	2,309,590	2002
9,600,918	17,015,253	128,891	103,093	1,349,798	-	324,161	1,370,331	1,810,594	77,390,245	10,080,774	2,284,223	2003
9,580,608	16,860,783	127,102	104,898	1,318,212	-	324,798	1,397,392	1,857,439	78,278,880	9,920,345	2,255,513	2004
9,547,749	16,707,445	125,926	105,770	1,293,236	-	325,462	1,428,149	1,908,402	78,992,060	9,750,715	2,240,149	2005
9,476,686	16,490,944	124,784	106,974	1,272,673	-	326,955	1,452,893	1,950,512	79,236,095	9,575,964	2,213,236	2006
9,380,627	16,264,921	123,210	107,771	1,251,465	-	326,594	1,478,724	1,976,829	79,080,762	9,393,342	2,191,261	2007
9,291,247	15,858,749	121,701	108,103	1,202,242	-	325,657	1,505,304	1,996,311	78,800,542	9,250,046	2,165,650	2008
9,170,836	15,533,270	120,419	107,876	1,188,275	-	323,705	1,524,176	1,992,939	78,693,495	9,042,112	2,147,505	2009
8,922,794	15,137,641	118,611	108,228	1,175,676	147,690	322,652	1,535,181	1,975,623	78,660,773	8,779,295	2,127,238	2010
8,872,908	15,008,821	117,726	108,544	1,171,571	150,318	323,560	1,542,856	1,959,845	79,112,584	8,568,558	2,114,115	2011
8,783,528	14,851,666	117,011	109,036	1,174,897	153,386	326,456	1,566,341	1,969,187	79,625,203	8,376,525	2,106,128	2012
8,708,181	14,749,266	116,334	110,208	1,182,142	156,094	331,443	1,595,335	1,980,411	80,272,571	8,203,674	2,102,642	2013
8,623,545	14,652,701	116,235	111,344	1,189,722	158,069	335,522	1,611,089	1,978,462	80,670,393	7,984,980	2,094,720	2014
8,520,458	14,539,289	116,861	113,742	1,201,417	159,433	339,164	1,628,461	1,970,471	80,900,730	7,708,716	2,093,650	2015
8,420,858	14,451,394	116,970	115,823	1,217,423	160,011	342,596	1,641,580	1,961,109	81,260,206	7,446,286	2,076,149	2016
8,345,314	14,382,846	117,361	116,181	1,230,970	160,398	345,853	1,657,613	1,966,973	81,563,101	7,199,624	2,065,488	2017
8,321,590	14,384,930	117,246	115,746	1,241,976	160,724	348,802	1,680,416	1,968,905	81,789,318	6,984,757	2,056,749	2018
8,278,918	14,367,134	116,250	114,801	1,253,805	160,363	351,934	1,704,542	1,972,367	81,849,782	-	-	2019

※4 特種（殊）用途用軽四輪車は、2009年度までは貨物用軽四輪車に含まれます。

※5 軽二輪車には、その他の検査対象外軽自動車を含みます。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

第45表 都道府県別自動車保有車両数〈2020年3月末〉

都 道 府 県	保有車両数	主 要 車 種		
		乗 用 車	貨 物 車	乗 合 車
	台	台	台	台
北海道	3,774,223	2,804,822	659,063	13,755
青森	1,003,188	728,824	213,016	3,768
岩手	1,029,153	741,571	225,484	3,506
宮城	1,703,753	1,299,258	296,342	4,873
秋田	807,848	589,568	171,304	2,248
山形	931,835	693,826	185,557	2,522
福島	1,654,067	1,222,910	328,045	5,098
茨城	2,620,645	1,988,688	482,364	6,992
栃木	1,735,720	1,341,256	287,057	4,557
群馬	1,802,624	1,382,128	317,240	3,889
埼玉	4,141,741	3,217,304	627,152	10,323
千葉	3,665,600	2,824,042	605,083	12,001
東京都	4,409,797	3,145,072	672,282	16,628
神奈川県	4,013,001	3,054,361	558,250	11,961
山梨県	760,864	558,474	152,896	2,160
新潟県	1,841,573	1,392,788	338,609	5,941
富山県	901,191	710,418	146,697	2,021
石川県	916,225	727,153	145,347	2,724
長野県	1,905,595	1,379,509	415,927	5,348
福井県	670,372	513,835	122,829	1,871
岐阜県	1,686,858	1,302,175	294,884	4,442
静岡県	2,896,198	2,228,131	482,489	6,340
愛知県	5,298,564	4,206,978	774,736	10,553
三重県	1,522,694	1,162,951	274,980	3,392
滋賀県	1,042,772	808,088	175,424	2,682
京都府	1,337,364	1,006,090	234,885	4,801
大阪府	3,783,922	2,789,692	661,502	11,045
奈良県	834,594	652,417	133,493	2,159
和歌山県	755,087	543,830	160,811	1,666
兵庫県	3,034,153	2,317,948	487,490	7,986
鳥取県	466,972	346,551	99,091	1,205
島根県	553,918	410,056	117,874	1,740
岡山県	1,547,244	1,164,802	295,219	3,081
広島県	1,909,278	1,465,193	321,197	5,181
山口県	1,072,157	822,423	194,438	2,496
徳島県	618,909	457,783	129,268	1,582
香川県	790,926	592,958	152,002	1,764
愛媛県	1,024,264	747,441	217,097	2,238
高知県	562,714	397,917	129,495	1,330
福岡県	3,406,525	2,619,042	569,977	10,504
佐賀県	681,902	508,919	134,900	2,025
長崎県	953,921	700,517	183,922	4,330
熊本県	1,390,799	1,039,171	281,302	3,725
大分県	924,350	695,245	182,166	2,348
宮崎県	948,378	678,281	209,278	2,089
鹿児島県	1,354,789	957,106	311,655	4,347
沖縄県	1,161,515	871,074	207,015	3,814
合 計	81,849,782	61,808,586	14,367,134	231,051

※1 「自動車保有車両数・月報（令和2年3月末現在）」（一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行）から作成

※2 保有車両数には、原動機付自転車および小型特殊車を含みません。

第46表 新車登録台数の推移

年 (暦年)	車種					
	普通乗用車	小型乗用車	普通貨物車	小型貨物車 (四輪・三輪)	バス・特種用途車 ・大型特殊車	合 計
	台	台	台	台	台	台
2015	1,366,984 (△5.1)	1,330,956 (△5.9)	138,119 (5.4)	243,352 (2.1)	90,703 (3.7)	3,170,114 (△4.3)
2016	1,491,022 (9.1)	1,304,292 (△2.0)	136,776 (△1.0)	237,493 (△2.4)	95,434 (5.2)	3,265,017 (3.0)
2017	1,548,534 (3.9)	1,389,258 (6.5)	138,364 (1.2)	238,193 (0.3)	97,920 (2.6)	3,412,269 (4.5)
2018	1,581,328 (2.1)	1,308,639 (△5.8)	147,028 (6.3)	239,530 (0.6)	92,439 (△5.6)	3,368,964 (△1.3)
2019	1,585,030 (0.2)	1,231,589 (△5.9)	151,429 (3.0)	248,355 (3.7)	91,545 (△1.0)	3,307,948 (△1.8)

※1 「自動車登録統計情報(新車編)・月報」(一般社団法人 日本自動車販売協会連合会発行)から作成

※2 各年の数値は、12月末時点のものです。

※3 軽自動車を除きます。

※4 ( )内は、対前年増減率(%)です。

第47表 車種別平均使用年数の推移

年度	乗 用 車			貨 物 車			乗 合 車		
	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計	普通車	小型車	合 計
	年	年	年	年	年	年	年	年	年
2015	12.85	12.73	12.76	16.37	13.10	13.89	20.46	14.46	16.83
2016	12.97	12.87	12.91	16.71	13.36	14.37	20.19	15.19	17.39
2017	13.24	13.23	13.24	17.15	13.65	14.72	20.65	15.95	17.69
2018	13.17	13.31	13.26	17.58	14.07	15.17	20.79	16.49	18.36
2019	13.53	13.50	13.51	17.71	14.22	15.31	20.77	16.46	18.31

※1 「わが国の自動車保有動向」(一般財団法人 自動車検査登録情報協会発行)から作成

※2 各年度の数値は、3月末時点のものです。

# 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

## Ⅳ 法令関係

第48表 後遺障害等級表

※2010年6月10日以降発生の事故に適用

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第一＞

等級	介護を要する後遺障害	保険金額
第1級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	4,000万円
第2級	1 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 2 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	3,000万円

備考 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

(注) 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

＜自動車損害賠償保障法施行令別表第二＞

等級	後遺障害	保険金額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したもの 3 両上肢をひじ関節以上で失ったもの 4 両上肢の用を全廃したもの 5 両下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両下肢の用を全廃したもの	3,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 両上肢を手関節以上で失ったもの 4 両下肢を足関節以上で失ったもの	2,590万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	2,219万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢をひじ関節以上で失ったもの 5 1下肢をひざ関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	1,889万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	1,574万円

等級	後遺障害	保険金額
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい変形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したもの 8 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指を失ったもの	1,296万円
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手のおや指を含み3の手指を失ったもの又はおや指以外の4の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又はおや指を含み4の手指の用を廃したもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,051万円
第8級	1 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手のおや指を含み2の手指を失ったもの又はおや指以外の3の手指を失ったもの 4 1手のおや指を含み3の手指の用を廃したもの又はおや指以外の4の手指の用を廃したもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したもの 8 1上肢に偽関節を残すもの 9 1下肢に偽関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	819万円

## 第Ⅳ部 | くるまに関する保険関連の統計

等級	後遺障害	保険金額
第9級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の視力が0.6以下になったもの</li> <li>2 1眼の視力が0.06以下になったもの</li> <li>3 両眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの</li> <li>4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</li> <li>6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの</li> <li>7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>9 1耳の聴力を全く失ったもの</li> <li>10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</li> <li>12 1手のおや指又はおや指以外の2の手指を失ったもの</li> <li>13 1手のおや指を含み2の手指の用を廃したもの又はおや指以外の3の手指の用を廃したもの</li> <li>14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの</li> <li>15 1足の足指の全部の用を廃したもの</li> <li>16 外貌に相当程度の醜状を残すもの</li> <li>17 生殖器に著しい障害を残すもの</li> </ol>	616万円
第10級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 1眼の視力が0.1以下になったもの</li> <li>2 正面を見た場合に複視の症状を残すもの</li> <li>3 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの</li> <li>4 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</li> <li>6 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 1手のおや指又はおや指以外の2の手指の用を廃したもの</li> <li>8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの</li> <li>9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの</li> <li>10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> <li>11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの</li> </ol>	461万円
第11級	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの</li> <li>2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの</li> <li>3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</li> <li>4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの</li> <li>5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの</li> <li>6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</li> <li>7 脊柱に変形を残すもの</li> <li>8 1手のひとさし指、なか指又はくすり指を失ったもの</li> <li>9 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの</li> <li>10 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの</li> </ol>	331万円

等級	後遺障害	保険金額
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの 5 鎖骨、胸骨、ろく骨、けんこう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの 8 長管骨に変形を残すもの 9 1手のこ指を失ったもの 10 1手のひとさし指、なか指又はくすり指の用を廃したもの 11 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの 12 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したもの 13 局部に頑固な神経症状を残すもの 14 外貌に醜状を残すもの	224万円
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの 2 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの 3 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 5 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 6 1手のこ指の用を廃したもの 7 1手のおや指の指骨の一部を失ったもの 8 1下肢を1センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの 10 1足の第2の足指の用を廃したもの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したもの又は第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの	139万円
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの 2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 4 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 5 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの 6 1手のおや指以外の手指の指骨の一部を失ったもの 7 1手のおや指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの 8 1足の第3の足指以下の1又は2の足指の用を廃したもの 9 局部に神経症状を残すもの	75万円

- 備考 ① 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異状のあるものについては、矯正視力について測定する。  
 ② 手指を失ったものとは、おや指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。  
 ③ 手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節間関節若しくは近位指節間関節（おや指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ④ 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。  
 ⑤ 足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節間関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては、指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。  
 ⑥ 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。

- (注) 1. 後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては等級を次の通り繰上げる。
- 第13級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を1級繰上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する保険金額の合算額が繰上げ後の後遺障害の保険金額を下回るときはその合算額を保険金額として採用する。
  - 第8級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を2級繰上げる。
  - 第5級以上に該当する後遺障害が2つ以上あるときは、重い方の後遺障害の等級を3級繰上げる。
2. 既に後遺障害のある者がさらに同一部位について後遺障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる保険金額から既にあった後遺障害の等級に応ずる保険金額を控除した金額を保険金額とする。

---

2020年度（2019年度統計）

# 自動車保険の概況

2021年4月発行

---

発行 損害保険料率算出機構（損保料率機構）  
総合企画部広報グループ

〒163-1029

東京都新宿区西新宿3-7-1 新宿パークタワー29F

TEL 03 (6758) 1300（代表）

URL <https://www.giroj.or.jp/>

---